

第4期 妙高市障がい者福祉計画

～住み慣れた地域で自分らしく安心して
暮らし続けることができる共生社会の実現～



平成30年3月

妙 高 市



はじめに

平成23年8月に障害者基本法が改正され、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重する共生社会の実現が目標に掲げられました。また、平成25年4月には障害者自立支援法が障害者総合支援法として改正施行され、同年6月には障害者差別解消法が成立するなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方で、障がいのある方の高齢化と重度化、介護する方の高齢化、親亡き後の問題、障がいのある子どもへの支援ニーズの増加などへの対応が一層求められており、障がい者施策は大きな転換期を迎えています。

こうした状況の中、第4期妙高市障がい者福祉計画は、障がい者（児）が抱える不安を解決し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、生まれ育ったこの地で自立して生活することができるよう、「誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる共生社会の実現」を基本理念として策定いたしました。

本計画に基づき、市民の皆様、障がい福祉関係者の皆様と共に、障がいのある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、計画の策定にあたりまして、多大なご協力を賜りました妙高市障がい者地域自立支援協議会の委員各位をはじめ、アンケート調査を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成30年3月

妙高市長 入村 明

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 障がい者福祉計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
(1) 国、県の動き	1
(2) 妙高市における計画策定	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3

第2章 妙高市の障がい者（児）の状況

第1節 妙高市の障がい者（児）の状況について	4
1 障がい者（児）の状況	
(1) 人口の推移	4
(2) 障害者手帳所持者の状況	4
(3) 身体障がい者（児）の状況	5
(4) 知的障がい者（児）の状況	7
(5) 精神障がい者（児）の状況	8
(6) 障がい者（児）の医療支援の状況	9

第3章 第3期障がい者福祉計画の取り組み

第1節 第3期障がい者福祉計画の評価と課題について	11
1 評価と課題	
(1) 居宅生活支援の充実	11
(2) 障害者福祉施設の確保	11
(3) 自立と社会参加の促進	12
(4) 障がい者（児）の権利擁護	12

第4章 施策の基本的な考え方

第1節 基本理念	13
第2節 基本方針	14
第3節 施策の体系	16

第4節 施策の方向と展開	18
1 障がい福祉サービスの充実	
(1) 障がい者(児)の日中活動支援の充実	18
(2) 人材養成の充実	20
2 相談体制・権利擁護の充実	
(1) 相談支援体制の充実	22
(2) 障がい者(児)理解の推進と権利擁護	24
3 早期診断・早期療育の推進	
(1) 療育・保育・教育の充実と切れ目のない支援体制の確立	27
4 社会参加・就労の推進	
(1) 社会参加・参画の促進	30
(2) 就労支援体制の充実	31
(3) 一般就労の推進	34
5 住まいの確保	
(1) 住環境の整備	36

第5章 実施計画(サービス見込み量)

第1節 数値目標	38
第2節 障がい福祉サービス等の見込み量	43
第3節 地域生活支援事業	66
第4節 サービスの提供量確保のための方策	75
第5節 計画の点検・評価体制	82

第6章 資料編

1 障がい者(児)へのアンケート調査	83
2 計画策定までの経過	131
3 計画関連資料	132

第 1 章 計画策定にあたって

第1節 障がい者福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 国、県の動き

わが国では共生社会の実現や、可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるなどを基本理念とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が、平成24年6月に制定されました。また、同年6月に「国等における障害者就労施設からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が、翌年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が制定されるなど、障がい者の権利擁護や尊厳の保護を促進するための法整備が行われています。

このような状況の中で、平成28年には「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、市町村における、高齢者・障がい者・児童等への包括的な支援体制が求められています。

一方、新潟県では、平成18年3月に「障害のある人もない人もお互いの個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会」を基本理念とした「新潟県障害者計画」を策定し、障がい者（児）の自立及び社会参加の支援のための施策を推進してきました。

合わせて、障がい福祉サービス及び相談体制並びに地域生活支援事業の提供体制については、平成27年度に策定された「第4期新潟県障害福祉計画」により、計画的に整備を進めています。

(2) 妙高市における計画策定

妙高市では、障がいのある人が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、平成13年度から平成23年度までの11年間を計画期間とした「妙高市障がい者プラン」を策定し、その後、平成18年度から平成20年度までの3年間の第1期、平成21年度から平成23年度までの3年間の第2期とする「妙高市障がい福祉計画」を、第3期ではこれらを合わせた「障がい者福祉計画」として策定しました。

この計画が平成29年度で終了するため、このたび「第4期妙高市障がい者福祉計画」を策定しました。今回の計画では、改正後の障害者総合支援法の規定により、新たなサービスに対応するとともに、児童福祉法の改正に伴い、障がい児福祉サービスなどの見込量を定める障がい児福祉計画も合わせて策定しました。

本市は、この「第4期妙高市障がい者福祉計画」を障がい者（児）施策推進の基本とした上で、市民の誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目指します。

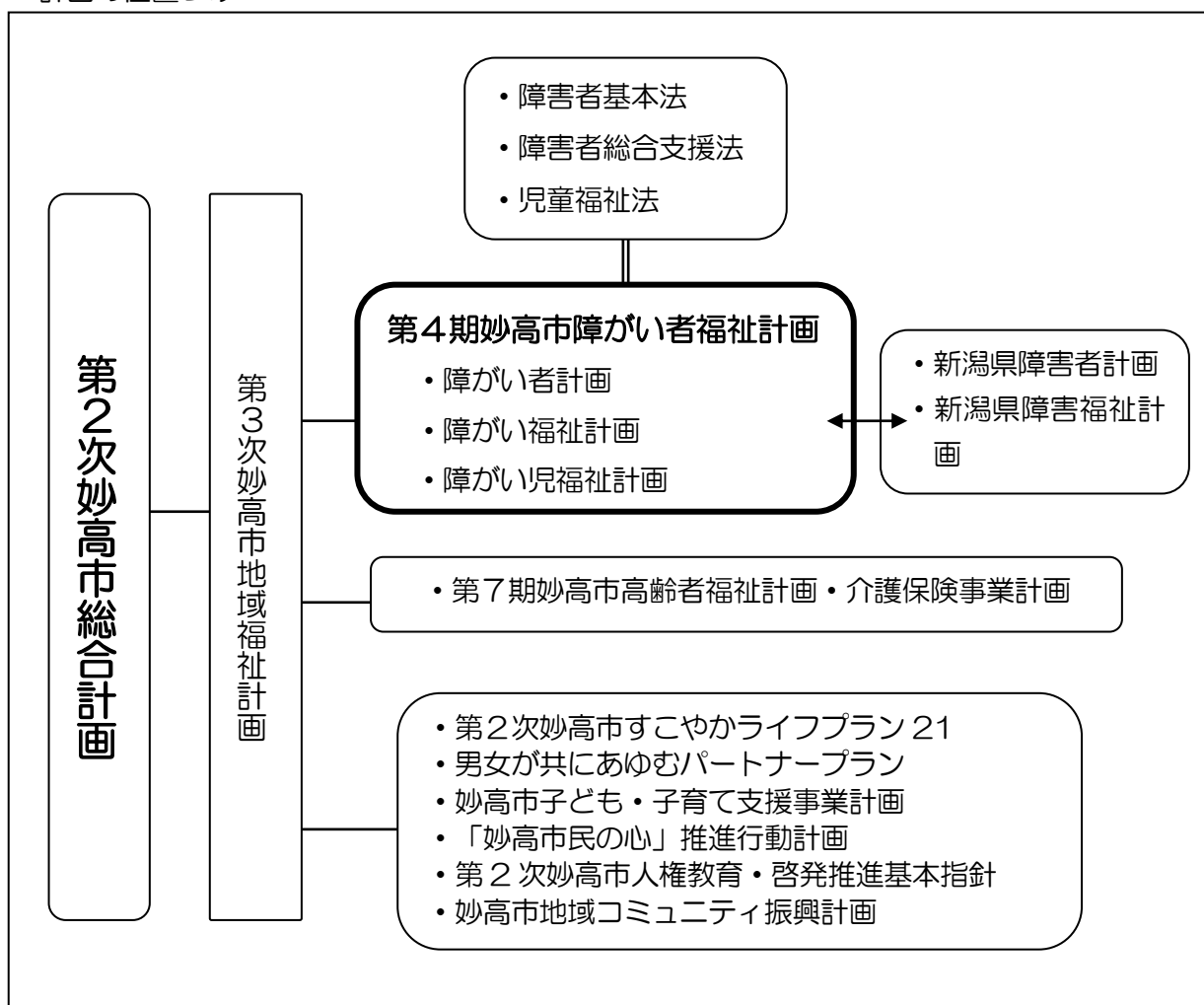
第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者のための施策に関する基本的な計画」である「障がい者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「障がい福祉計画」を合わせた計画としています。

また、改正後の児童福祉法第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」についても本計画の中で位置づけています。

なお、策定にあたっては、国の数値目標、新潟県障害者計画を踏まえるとともに、第2次妙高市総合計画や他の個別計画との整合性を図りました。

■計画の位置づけ



第3節 計画の期間

本計画は、「施策の基本的な考え方（基本理念、基本方針、施策の方向と展開）」と「実施計画（サービス見込量）」により構成します。

この計画については、平成30年度から平成32年度までの3年間の前期計画期間とし、その達成状況の点検・評価と利用者等のニーズを踏まえ中間評価を行いながら、平成33年度から平成35年度までの3年間の後期計画に結び付けていきます。

具体的には、この計画の第1章から第4章については、障がい者（児）施策を推進するための考え方を明記し、6年間を通じて実施するものです。

また、第5章は数値目標としており、3年目の平成32年度に検証を行い、平成35年度までの後期計画に反映することとします。

なお、計画期間内において、法律などの大幅な改正があった場合は、その内容に沿った見直しを行います。

【 障がい者計画 ・ 障がい福祉計画 】

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第3期障がい者福祉計画(6カ年) H24~29						第4期障がい者福祉計画(6カ年) H30~35					
〈数値目標〉 (前期3カ年)			〈数値目標〉 (後期3カ年)			〈数値目標〉 (前期3カ年)			〈数値目標〉 (後期3カ年)		

第2章 妙高市の障がい者（児）の状況

第1節 妙高市の障がい者（児）の状況について

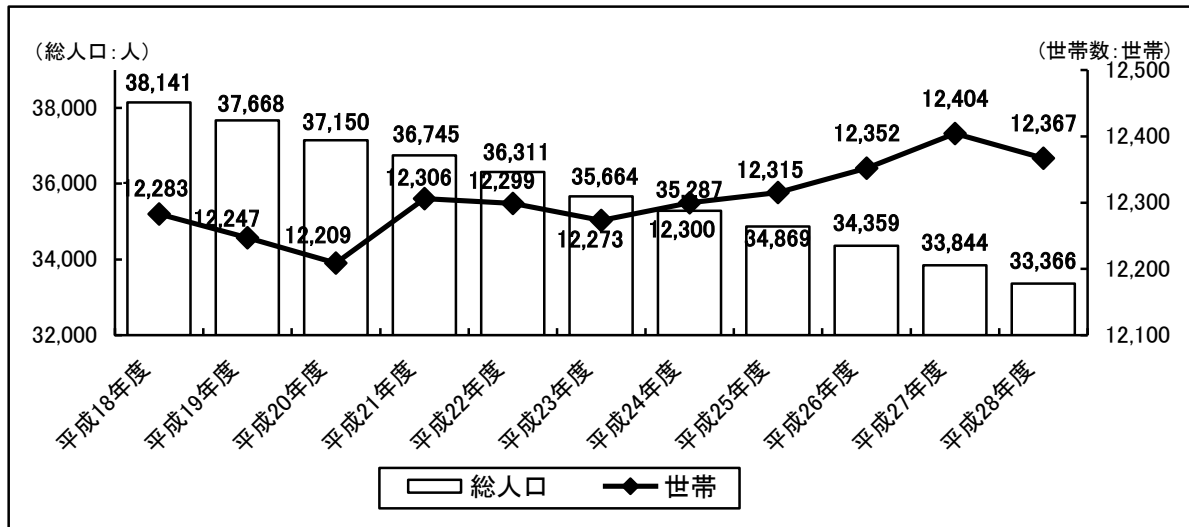
1 障がい者（児）の状況

(1) 人口の推移

①人口と世帯数の推移

人口と世帯数は、平成29年3月末現在で、人口33,366人、世帯数12,367世帯となっています。

資料：妙高市統計書（住民基本台帳・外国人登録人口、各年度末日現在）

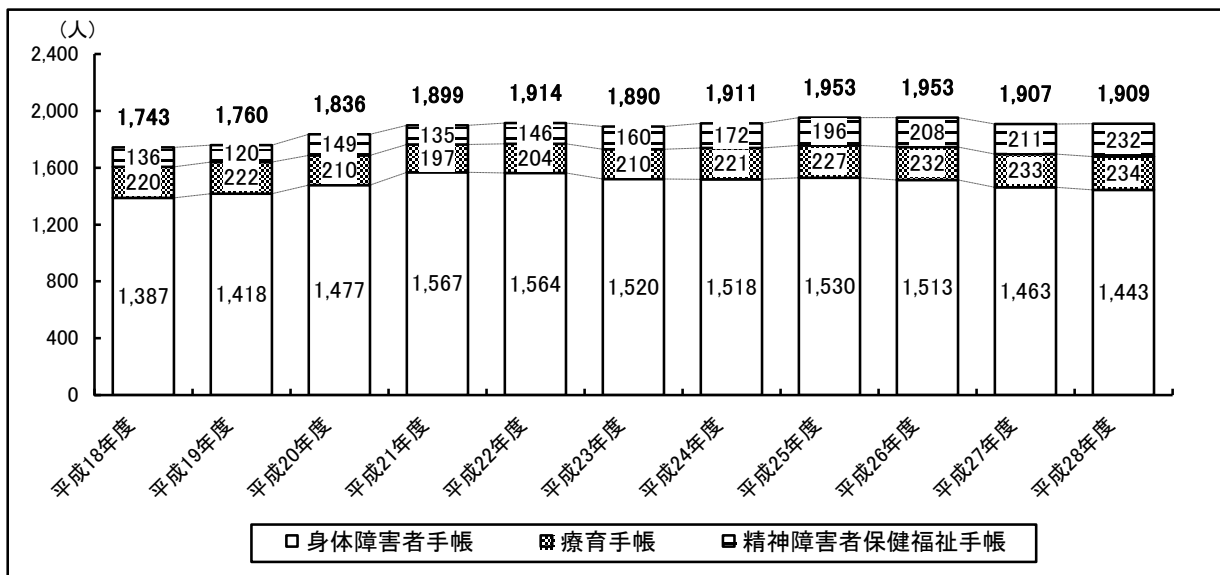


(2) 障害者手帳所持者の状況

①障がい種別ごとの手帳所持者の状況

当市の障害者手帳所持者は、平成26年度から減少傾向となり、平成29年3月末現在で、1,909人となっています。その内訳は身体障害者手帳所持者1,443人（75.6%）、療育手帳所持者は234人（12.3%）、精神障害者保健福祉手帳所持者は232人（12.1%）となっています。

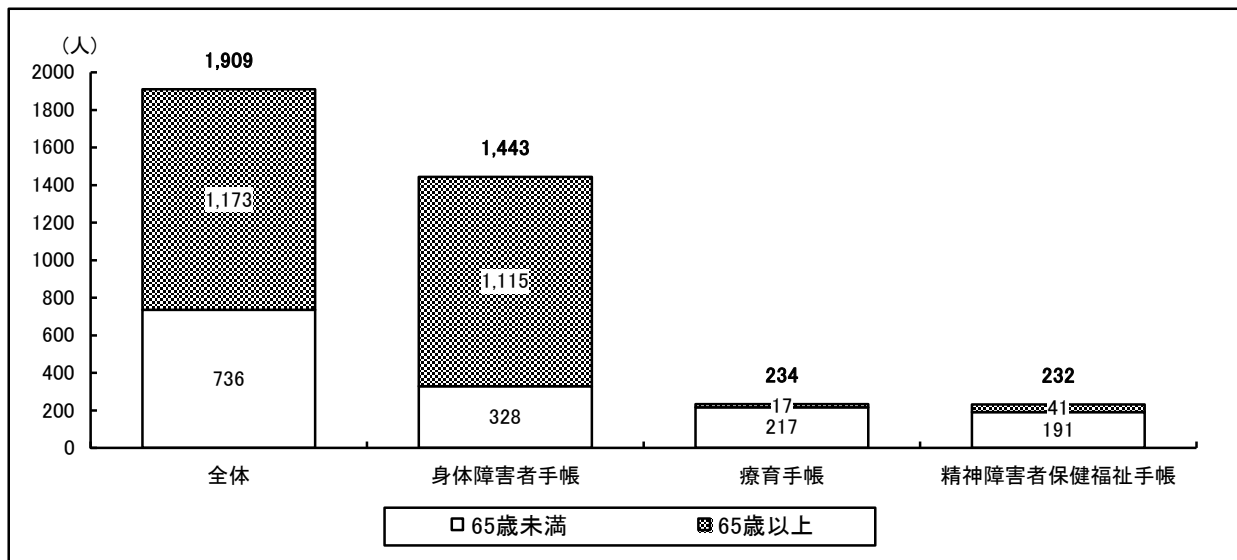
各年度末日現在（単位：人）



②障がい種別ごとの手帳所持者の高齢化率

平成29年3月末現在の障害者手帳所持者1,909人のうち、65歳以上の方は、1,173人（61.4%）となっており、その内訳は身体障害者手帳所持者1,115人（95.1%）、療育手帳所持者17人（1.4%）、精神障害者保健福祉手帳所持者は41人（3.5%）となっています。

（単位：人）

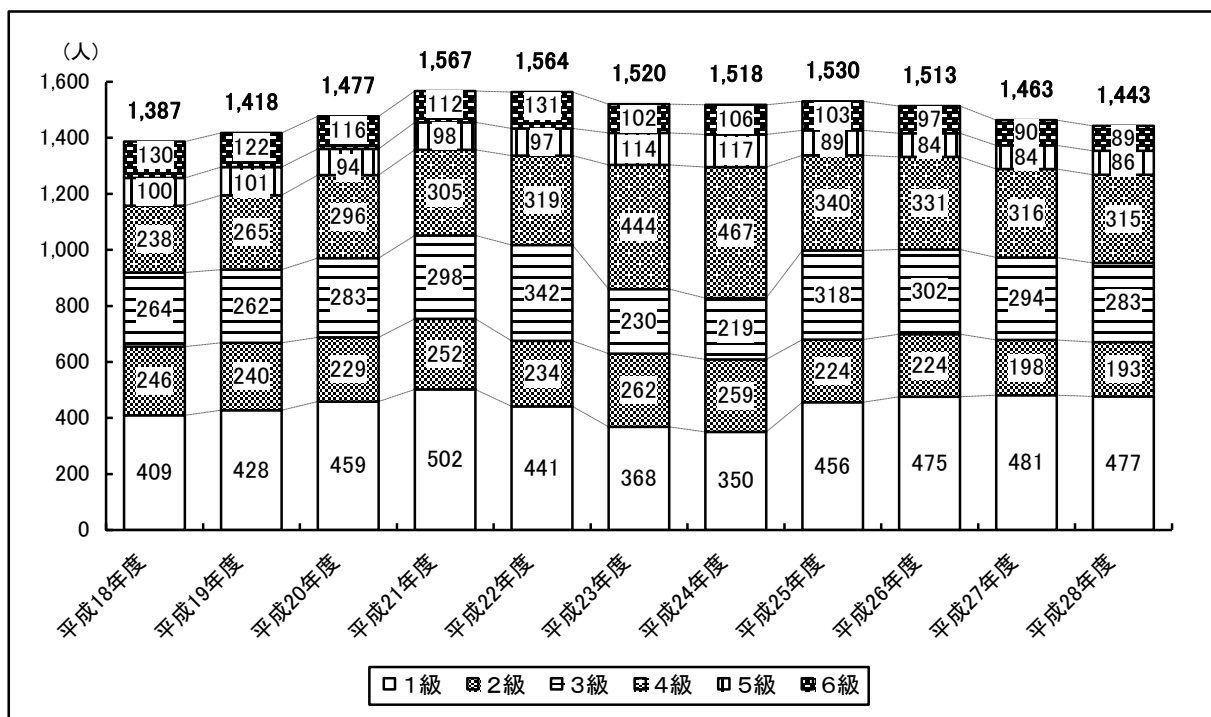


（3）身体障がい者（児）の状況

①等級別の身体障害者手帳所持者の状況

平成26年度から手帳所持者は減少傾向となっています。平成24年度から平成25年度にかけて重度者（1～3級）が増加していますが、この要因は、主に高齢者の重度化による増加と考えられます。

各年度末日現在（単位：人）



②身体障害者手帳所持者の主たる障がいの種別の状況

主たる障がいの種別ごとにみた身体障害者（児）の手帳所持者は、「視覚障がい」、「音声・言語・そしゃく機能障がい」、「肢体不自由」は横ばい、「聴覚・平衡機能障がい」は減少傾向、「内部障がい」が増加傾向にあります。

※内部障がいとは、心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障がいです。

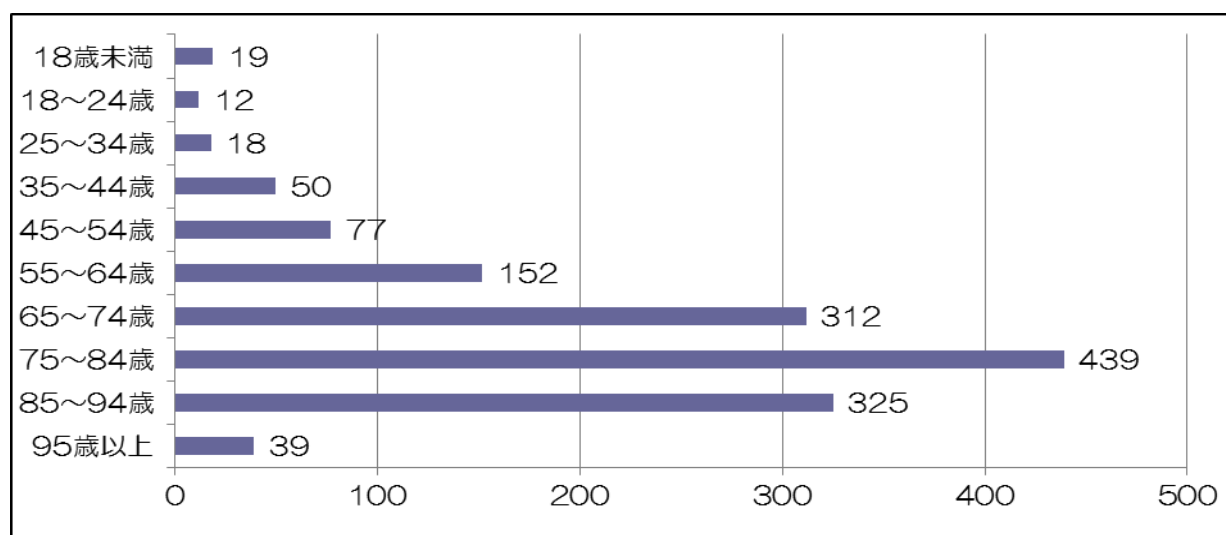
各年度末日現在（単位：人）

主たる障がいの種別	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成28年度	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		割合	
視覚障がい	116	109	101	99	105	105	104	107	106	101	103	7%	
聴覚・平衡機能障がい	177	173	151	177	169	136	130	126	123	119	115	8%	
音声・言語・そしゃく機能障がい	30	31	23	33	31	24	23	19	24	21	24	2%	
肢体不自由	819	778	862	898	900	901	902	901	894	853	828	57%	
内部障がい	316	327	340	360	359	354	359	377	366	369	373	26%	
合計	1,387	1,418	1,477	1,567	1,564	1,520	1,518	1,530	1,513	1,463	1,443	100%	

③年齢別の身体障害者手帳所持者の状況

平成29年3月末現在の身体障害者手帳所持者1,443人のうち、1,115人（77.3%）が65歳以上の高齢者となっています。

（単位：人）

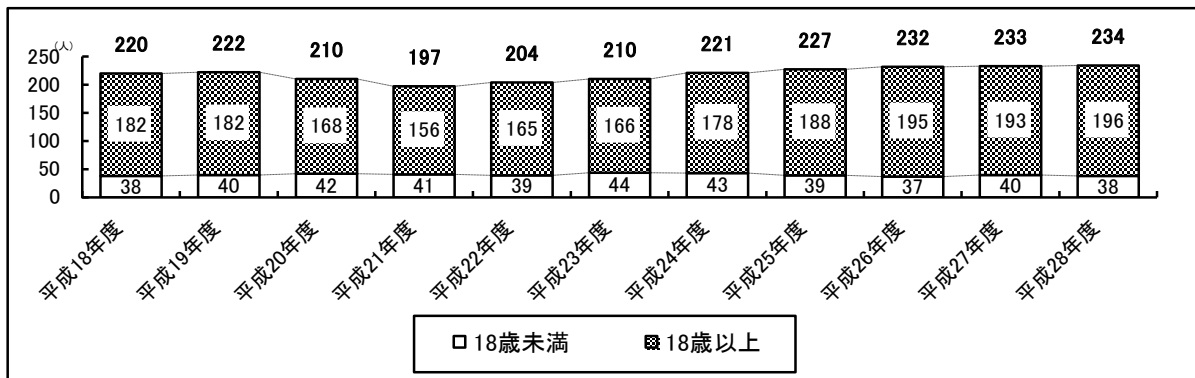


(4) 知的障がい者（児）の状況

①療育手帳所持者の状況

第3期障がい者福祉計画初年度の平成24年度以降、18歳以上は年々増加傾向となっており、18歳未満は減少傾向となっています。

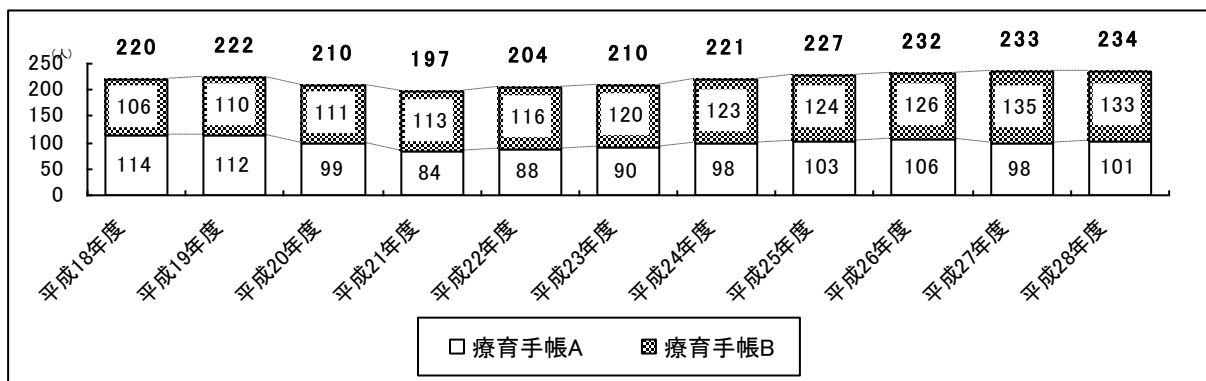
各年度末日現在（単位：人）



②療育手帳所持者の判定別状況

平成24年度以降、手帳所持者は増加傾向となっており、療育手帳A所持者は横ばい、B所持者は増加傾向となっています。

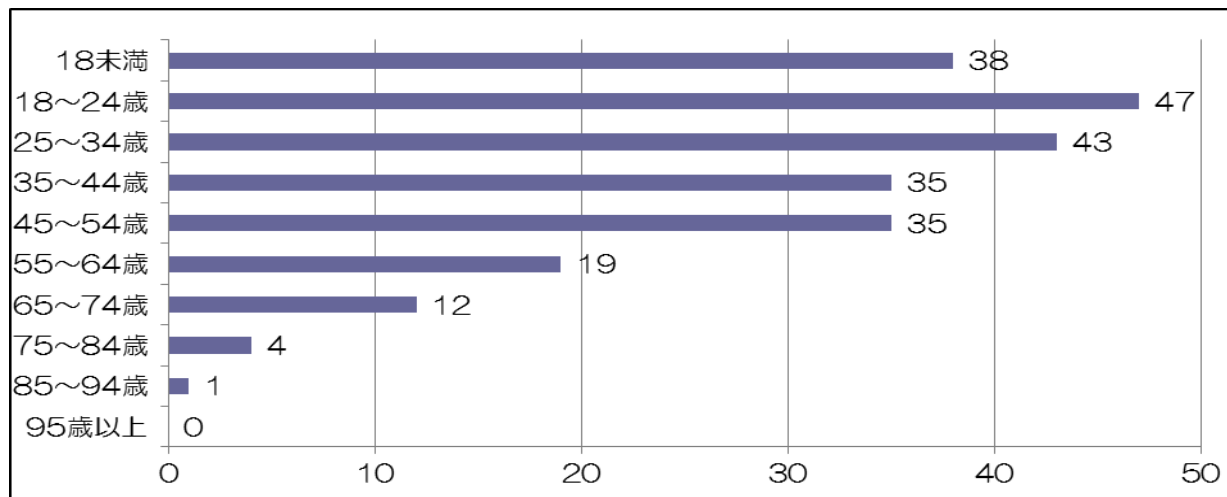
各年度末日現在（単位：人）



③年齢別の療育手帳所持者の状況

平成29年3月末現在の療育手帳所持者234人のうち、65歳以上は17人（7.3%）となっており、若年層の手帳所持者が多くなっています。

（単位：人）

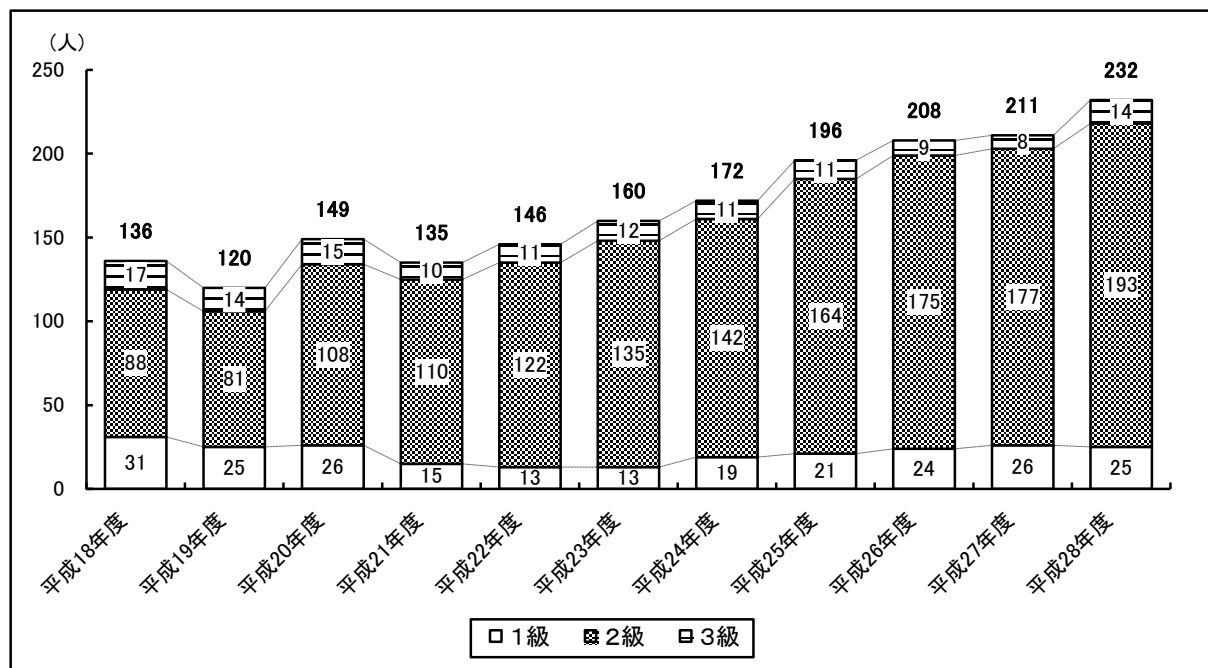


(5) 精神障がい者（児）の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

平成22年度から年々増加傾向にあり、平成24年度から平成28年度にかけて、60人（1.35倍）増加しています。

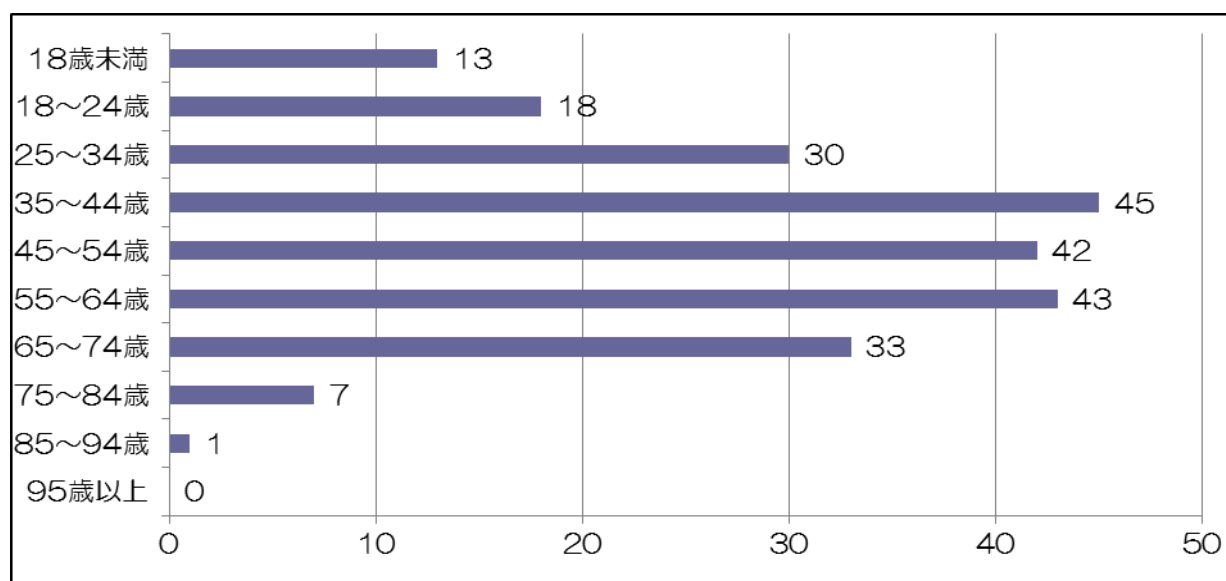
各年度末日現在（単位：人）



②年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

平成29年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者232人のうち、65歳以上は41人（17.7%）となっており、中でも18歳から34歳の手帳所持者が多くなっています。

（単位：人）



(6) 障がい者（児）の医療支援の状況

① 重度心身障がい者医療費助成認定者の状況

重度心身障がい者医療費助成認定者数は、平成23年度をピークに、平成24年度から平成28年度にかけて、32人減少しています。

対象者：身体障害者手帳1～3級、療育手帳A

平成29年9月から精神障害者保健福祉手帳1級が適用

各年度末日現在（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認定者数	919	877	908	992	1,036	1,046

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
認定者数	1,035	1,042	1,038	1,017	1,003

② 自立支援医療(精神通院医療)受給者の状況

精神通院医療費の受給者数は、年々増加傾向にあり、平成24年度から平成28年度にかけて、56人増加しております。

対象者：精神疾患の診断を受け、通院治療を受けている方

各年度末日現在（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受給者数	278	306	327	330	318	336

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	367	373	373	375	423

③自立支援医療(更生医療)受給者の状況

更生医療費（人工透析など）の受給者数は、増加や減少を繰り返していますが、平成24年度から平成28年度にかけて、17人増加しています。

対象者：18歳以上の身体障害者手帳所持者

各年度末日現在（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受給者数	72	67	75	56	59	66

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	78	83	77	85	95

④自立支援医療(育成医療)受給者の状況

育成医療費の受給者数は、横ばい傾向となっています。なお、平成25年度から育成医療費の支給の認定について、県より権限移譲されています。

対象者：18歳未満の児童

各年度末日現在（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	11	10	13	12

第3章 第3期障がい福祉計画の取り組み

第1節 第3期障がい福祉計画の評価と課題について

1 評価と課題

平成24年度から平成29年度までを計画期間とする第3期障がい者福祉計画では、基本理念として「住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成」を掲げ、「居宅生活支援の充実」「福祉施設の確保」「自立と社会参加の促進」「障がい者の権利擁護」の4つの施策を設定し、障がい者（児）の福祉サービスや就労支援の充実等に向けた取り組みを進めました。

今後は、さらに利用者のニーズが多様化することが考えられ、これまで以上に保健、医療、福祉、教育の連携がより重要となっています。また、障がい者（児）へのサービスのさらなる充実や就労定着支援のほか、個々の権利を守るための権利擁護、障がい者（児）理解への取り組みについても、拡大に向けた取り組みが必要です。

（1）居宅生活支援の充実

- ①乳幼児健診など定期的な健康診査を継続するとともに、保育園・認定こども園の巡回相談等を通じ、障がい児の早期発見、早期療育に努めました。今後は、障がいの早期発見・早期療育に向け健診後のフォロー体制や相談体制、早期療育施設「ひばり園」における機能の充実が課題となっています。
- ②平成29年8月に、にしき特別支援学校が「妙高市立総合支援学校」として改修・移転し、教育施設の充実が図られました。しかし、小・中学校においては、支援員の拡充が必要です。また、今後は総合支援学校における多様な障がいの特性に対応した体制の整備も課題となっています。

（2）障害者福祉施設の確保

- ①社会福祉法人と連携しながら障がい者グループホームの整備を行い、障がい者（児）の暮らしの場の確保による生活の質の向上に努めました。生活の拠点となる「住まい」については、今後も利用者のニーズを踏まえ、障がいに配慮した適切な施設整備を進める必要があります。また、建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化についても、計画的に取り組むことが必要です。
- ②障がい者（児）の見守りや、障がい児の放課後・長期休業時における療育を支援するため、市内外の事業所で各種サービスの提供が行われました。今後は、放課後・長期休業時の活動の場の拡充と、現在のサービスの充実に向け、障がいのある子どもたちの利用施設の整備が求められています。また、日中活動の場の提供については、今後は、重症心身障がい^(注)者（児）に対応した活動の場の提供に向け、広域的に検討していく必要があります。

(注) 重症心身障がい：重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいという。

(3) 自立と社会参加の促進

- ①地域活動支援センターでは、市内の体育館・温泉トレーニングプールを活用したスポーツ活動の推進、障がい者（児）アート展の開催、他市との交流などに取り組み、障がい者（児）の生きがいつくりと社会参加を推進しました。今後は地域においても、障がい者（児）の社会参加が促進されるよう、障がい者（児）の持つ、特性の理解について広く市民へ求めていく必要があります。
- ②障がい者（児）の就労支援に向け、平成27年4月、と平成29年4月に就労支援施設が新たに2カ所開設されたほか、平成28年12月には、市内就労支援施設が協働して、「妙高市障害者福祉施設ワーキングネットワーク」を設立し、業務の受注拡大に向けた取り組みを推進しました。今後は、就労機会の拡大や工賃アップ等による、障がい者（児）の自立促進が必要であり、障がい者（児）が継続して就労できるよう、支援員に対する研修をはじめ、生活困窮相談支援員などと連携した支援体制が求められています。

(4) 障がい者（児）の権利擁護

- ①障がい者相談支援員を1名から2名に増員し、相談支援体制の充実を図りました。また、障害者手帳所持者でサービスの利用などにつなげていない障がい者（児）を訪問し、ニーズの掘り起こしを行い、新たに2件のサービス利用につなげました。今後も支援が必要な人に対して、適切なサービス利用につながるよう、継続的な取り組みが必要です。
- ②障がい者（児）の権利擁護の推進に向け、成年後見制度^(注)の活用方法や権利擁護制度の周知に努めました。また、社会福祉士等の専門職員を配置し、権利擁護に関する相談支援体制の充実を図りましたが、現状では、制度周知や後見人の確保が十分ではないことから、引き続き、制度の利用方法の周知と、受け皿となる人材の確保に向け、取り組みが必要です。

(注) 成年後見制度：知的障がいや精神障がい、認知症などの理由により、判断能力が十分ではなく、自分ひとりで契約行為や財産管理などを行うことが困難な人を法的に支援する制度。



こころのまのポート展

2017. 10. 28 (土) ~ 29 (日) 9:00~17:00
 新井総合コミュニティーセンター2階 大会議室
 主催 妙高市 (福祉介護課 0255-74-0015)

入場
無料

平成29年度 心のまのアート展より

第4章 施策の基本的な考え方

第1節 基本理念

(1) 第2次妙高市総合計画の基本理念と政策目標

本市では、「第2次妙高市総合計画」の中で、

まちづくりの「基本理念」として「**生命地域の創造**」を掲げています。

この基本理念を受け、「人にやさしいまち」「自然にやさしいまち」「ふれあいのまち」「交流のまち」づくりを進めることにより「人と自然にやさしい ふれあい交流都市」をまちの将来像としています。

また、基本理念実現のための

高齢者・障がい者（児）福祉の充実に向けた「政策目標」として、

「**健やかで人にやさしい・生命地域**」を掲げており、

この目標達成に必要な障がい者（児）施策を計画的に推進するため、障がい者福祉計画を策定するものです。

(2) 妙高市障がい者福祉計画の基本理念

第2次総合計画の理念及び、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法の理念を踏まえ、第4期妙高市障がい者福祉計画の基本理念を

**住み慣れた地域で自分らしく安心して
暮らし続けることができる共生社会の実現**

とします。

第2節 基本方針

基本理念に基づいて、次の5点を基本方針とします。

(1) 支援計画に基づいたサービス提供により、自立の促進と生活の質の向上を目指し、支援を行う人材育成の強化を図ります。

- ①障がい児への放課後・長期休業時の活動の場、並びに地域生活を支える福祉サービスの充実を図るとともに、日中活動において、支援が必要な障がい者（児）に対応した活動の場の整備を進めます。
- ②障がい者（児）の生活や社会参加を支援するため、コミュニケーションを支援する人材を確保し、障がい者（児）が気軽にサービスを活用できる体制を整えるとともに、障がい者（児）と地域住民との交流を通じ、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを行いながら、人材育成を進めます。

(2) 障がい者（児）が抱える不安や課題を解決するための相談支援体制の充実を図り、障がい者（児）理解と権利擁護に向けた取り組みを推進します。

- ①住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障がいの種別やさまざまなニーズに対応できる相談支援体制を強化し、支援に努めます。また、災害に備え、障がい者（児）の安全・安心に向けた見守り・啓発活動に取り組みます。
- ②障がいへの偏見や障がい者（児）の差別がないよう、障がい者（児）への理解に向けた取り組みを推進するとともに、障がい者（児）の権利を擁護するため、成年後見制度の積極的な活用に向けた啓発と、制度の利用に向けた支援体制を整備します。

(3) 早期診断・早期療育により、健やかな育ちと将来への自立を促し、療育支援体制の確立を図ります。

- ①障がいの早期診断・早期療育を推進するとともに、療育・保育、学校教育における支援体制の充実を図ります。また、0歳から18歳までの切れ目のない療育支援体制を確立し、障がいのある子どもたちが健やかに自分らしく生き生きと暮らせるよう将来への自立を促します。

(4) 障がい者（児）の社会参加と就労による自立を促進するために、生きがいづくりの取り組みや就労支援の充実を図ります。

- ①障がい者（児）が自分らしく、生きがいをもって暮らせるよう、地域活動や文化・スポーツ活動などの社会参加を推進します。
- ②障がい者（児）の経済的な自立に向けた就労支援体制の強化を図り、職場体験等の機会の提供を行いながら、障がい者（児）の雇用促進と定着支援を進めます。

(5) 障がい者（児）が地域で暮らし続けられるために住まいや施設の整備を促進します。

- ①障がい者（児）の生活を支援するため、必要な施設の整備や拡充を行うとともに、障がい者（児）が安心して自由に行動ができ、いつでも、どこでも安全で快適な生活を営むことができるよう、公共施設のバリアフリー化を推進します。

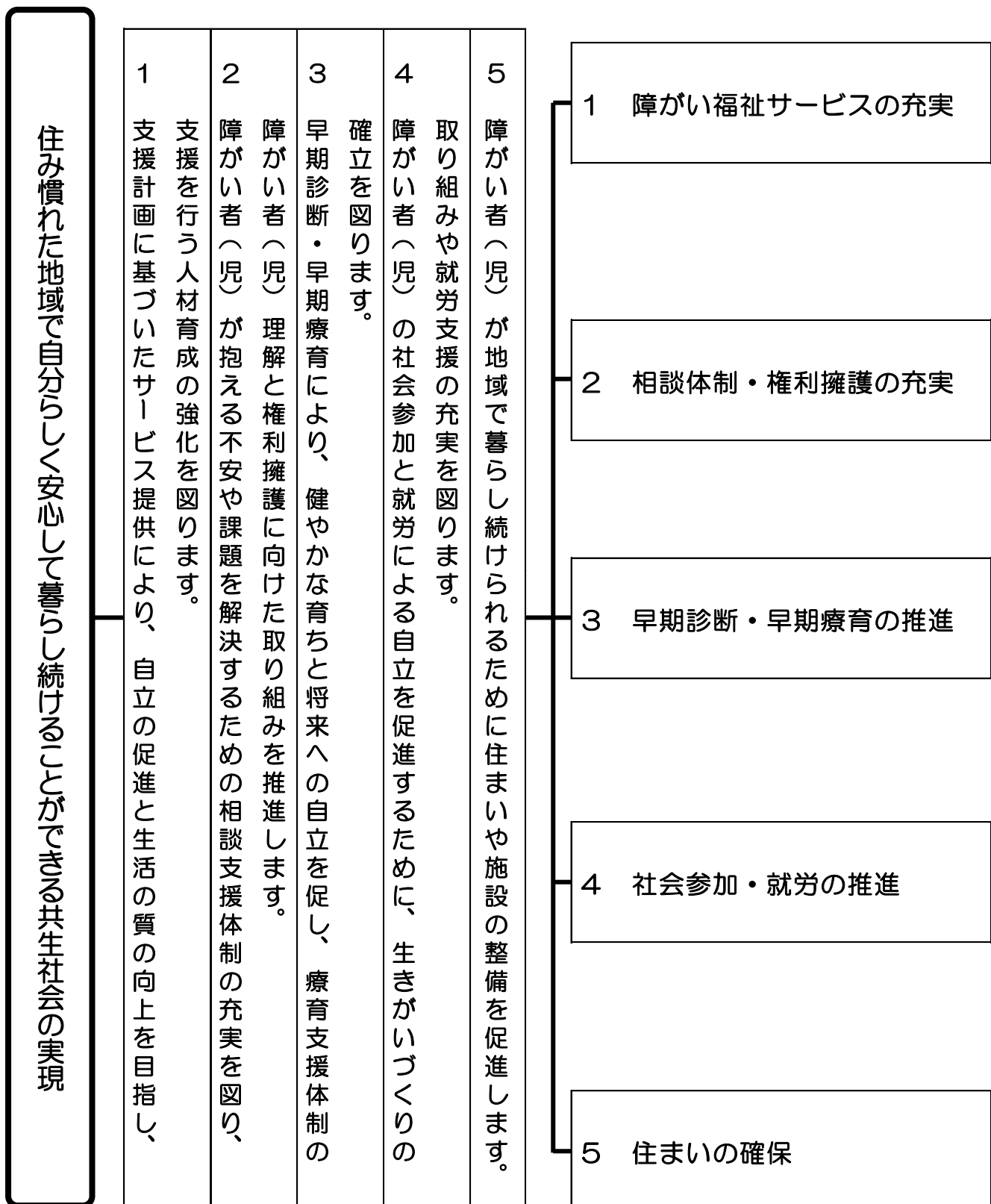
第3節 施策の体系

基本理念・基本方針の実現を図るため、施策の柱を5つ設定し体系的に推進します。

基本理念

基本方針

施策の柱



重点施策

施策の方向

(1) 障がい者（児）の日中活動支援の充実

①放課後・長期休業時の活動の場の充実
②地域生活を支える福祉サービスの充実
③日中活動の場の整備

(2) 人材養成の充実

①コミュニケーション支援等のための人材養成の推進
②ボランティア活動への支援

(1) 相談支援体制の充実

①障がい者（児）への相談体制の充実
②安全・安心に向けた見守り・啓発の推進

(2) 障がい者（児）理解の推進と権利擁護

①市民や事業所への制度周知・広報活動の推進
②成年後見制度等の活用促進

(1) 療育・保育・教育の充実と切れ目のない支援体制の確立

①早期診断・早期療育の推進
②療育・保育における支援体制の充実
③学校教育における支援体制の充実

(1) 社会参加・参画の促進

①地域活動への参加や文化・スポーツ活動の推進

(2) 就労支援の充実

①自立に向けた就労支援体制の強化
②就労支援サービスの充実

(3) 一般就労の推進

①障がい者（児）の雇用促進と定着支援
②職場体験等の機会の提供

(1) 住環境の整備

①くらしの場の整備
②障がいに配慮した住宅整備等の推進
③障がい者（児）にやさしい施設整備の推進

第4節 施策の方向と展開

1 障がい福祉サービスの充実

(1) 障がい者（児）の日中活動支援の充実

<第3期計画における現状と評価>

①障がい者（児）の日中活動の支援として、市内外6つの事業所で放課後等デイサービス^(注1)を実施するとともに、障がい者（児）の日中一時支援事業^(注2)のサービスが提供され、利用者、利用回数ともに増加しています。しかし、市内における放課後等デイサービス、障がい児の短期入所サービスの提供事業所は1事業所にとどまっております。今後、拡充に向けた検討が必要です。

障がい者（児）の日中活動に対する支援の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数(人)	37	54	40	44	50	55
延回数(回)	2,774	3,110	3,146	3,512	3,144	3,300

<平成29年度は実績見込み：以下同じ>

(注1) 放課後等デイサービス：児童福祉法を根拠とする、障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービス。

(注2) 日中一時支援事業：日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業。

②障がい者（児）に日中活動の場を提供する施設として、新たに、ワークセンターこでまりや、障害者サポートセンターのぞみなどの障害者支援施設が整備され、障がい者（児）の生活や、就労の場の充実が図られました。また、介護保険施設で利用の基準を満たす施設（基準該当施設）の確保により、福祉サービスの充実が図られました。一方で、サービスを利用するために必要なサービス等利用計画を作成する相談支援専門員が不足していることに加え、重症心身障がい者（児）が日中活動を行う場が市内にはありません。また、当市を含む上越圏域における常勤の精神科医も不足している状況です。

③障がい者（児）の通院や外出、買い物、余暇活動など日常生活を支援するサービスとしてタクシー券の配布や燃料費の助成、補装具等の交付、外出介護等の移動支援を継続して実施しました。これらのサービスは障がい者（児）の日中活動及び社会参加への一助となっており、今後も支援が必要です。

タクシー利用料金・自動車燃料費の助成状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数(人)	1,207	1,215	1,225	1,240	1,213	1,202
タクシー券(人)	402	371	370	344	331	337
燃料費(件)	314	322	329	309	353	360

補装具の給付状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
交付件数(件)	51	53	56	49	38	38
修理件数(件)	33	36	30	47	32	31

移動支援の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用人数(人)	10	12	14	16	22	24
利用延べ時間(時間)	442	247	296	352	656	511

<第4期計画における課題>

- ①放課後や長期休業時の活動の場の充実に向け、今後は現在のサービスに加え、障がいのある子どもたちの一時的な利用施設及び、受け入れ体制の充実が求められています。
- ②障がい福祉サービスの充実に関しては、今後、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の確保が必要です。合わせて医師不足の解消を図るための取り組みも課題となっています。
- ③日中活動の場の提供については、今後、重症心身障がい者(児)に対応した活動の場の提供に向け、広域的に検討していく必要があります。

<施策の方向>

- ①放課後・長期休業時の活動の場の充実(施策体系図1-(1)-①)
放課後等デイサービスの充実を図るとともに、障がい児の短期入所の受け入れ拡充を進めます。
- ②地域生活を支える福祉サービスの充実(施策体系図1-(1)-②)
市内障害者支援施設の職員や、介護保険の居宅介護支援事業所からの協力により、相談支援専門員の確保を図るとともに、医療的ケア^(注)のできるサービス体制について検討を行います。また、障がいのある人に対する医療サービスが安定して提供できるよう、関係機関と連携を図りながら医師不足の解消に努め、地域医療体制の充実強化を図ります。

(注) 医療的ケア：たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助 行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。

③日中活動の場の整備（施策体系図2-(1)-③）

日中活動の場の提供において、重度の障がい者（児）をはじめ、支援が必要な障がい者（児）に対応した活動の場の整備について、近隣市を含め広域的に検討を行います。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①放課後や長期休業時の活動の場の充実	◎放課後等の支援の充実（関連ページ：77） ・放課後等デイサービスの充実 ・【新】障がい児の短期入所の受け入れ基盤並びに体制の整備	こども教育課 福祉介護課
②地域生活を支える福祉サービスの充実	◎地域生活に必要な福祉サービスの充実（関連ページ：76、81） ・相談支援専門員の確保 ・医療的ケアのできるサービス体制の検討 ・障がい者（児）の移動支援	こども教育課 福祉介護課
③日中活動の場の整備	◎日中活動の場の充実（関連ページ：76、82） ・重度障がい者（児）をはじめ、支援が必要な障がい者（児）に対応した日中活動の場の整備を検討	こども教育課 福祉介護課

（2）人材養成の充実

<第3期計画における現状と評価>

①手話通訳者の養成講座を開催し、これまでの手話通訳者1名に加え、新たに手話通訳士1名、手話奉仕員1名の計3名を確保し、コミュニケーション支援の充実を図りました。しかし、現状では需要に対して十分な人材の確保ができていない状況です。

②音声ボランティアによる広報紙の発行や、各種会議への手話通訳者の派遣を継続して行い、障がい者（児）の社会参加を促進しました。しかし、手話通訳者、要約筆記者等については、市内では人材が足りていないため、上越市等から派遣協力を受けています。

公的機関・医療機関等への手話通訳者・要約筆記者の派遣状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
派遣目標（回）	144	144	144	144	144	144
派遣回数（回）	122	149	175	151	111	126
うち市外からの派遣協力（回）	59	48	37	28	14	10

<第4期計画における課題>

- ①手話通訳者だけに限らず、点訳ボランティア及び要約筆記者等の養成を含め、障がい者（児）が多くの特参加の機会が得られるよう、サポート体制を確立するための人材を確保・養成することが必要です。
- ②ボランティア、NPO法人などの市民活動や町内会活動を通じ、障がい者（児）の理解の促進を図り、支援が必要な障がい者（児）が、身近なところで支えてもらえる体制づくりを進めていく必要があります。

<施策の方向>

- ①コミュニケーション支援等のための人材養成の推進（施策体系図1-(2)-①）
講座やイベント、学校、病院などの社会生活の場において、障がい者（児）が気軽にコミュニケーションを図られるよう、障がいの特性に対応した人材を確保・養成し、障がい者（児）がいつでも支援を受けられる体制を整えます。
- ②ボランティア活動への支援（施策体系図1-(2)-②）
ボランティアなどの人材を養成・育成するため、近隣住民や地域が障がい者（児）との交流を進めるとともに、障がいの特性を理解し、ボランティアに参加するきっかけづくりを支援します。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①コミュニケーション支援等のための人材養成の推進	◎手話通訳をはじめとした、幅広い人材の養成 (関連ページ：80) ・障がい特性に対応した通訳、点訳、要約筆記者等の養成	福祉介護課
②ボランティア活動への支援	◎活動の推進と人材育成 ・【新】近隣住民や地域が、障がい者（児）との交流を図り、ボランティアに参加するきっかけづくりを支援	福祉介護課 生涯学習課

2 相談体制・権利擁護の充実

(1) 相談支援体制の充実

<第3期計画における現状と評価>

- ①新井ふれあい会館内の「妙高市障がい者相談室」や上越市の福祉交流プラザにおいて、障がい者（児）の相談窓口を開設するとともに、相談員を1名から2名に増員し、相談支援体制の充実を図りました。しかし、相談内容が福祉サービスの利用や健康・医療のほか、家族関係・人間関係、社会参加・余暇活動など多岐にわたるため、相談員の1件当たりの相談に費やす時間が多くなっています。

障がい者（児）相談支援を利用している障がい者（児）等の人数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値（件）	5,500	5,400	5,330	5,380	5,430	4,000
相談件数（件）	5,228	5,341	4,327	3,308	3,795	3,900

- ②今までは、障がい者（児）の実態把握を行っていませんでしたが、平成28年度より、障害者手帳所持者でサービス利用に繋がっていない障がい者（児）を訪問し、ニーズの掘り起こしを行いました。その結果、必要な人に対してサービス利用につなげるなどの支援に努め、新たに1件の就労につながりました。しかし、実際のサービス利用はわずかにとどまっています。

平成28年度 訪問：63件 新規サービス利用：1件 事業所体験利用：3件
平成29年度 訪問：19件 新規サービス利用：1件

- ③自主防災組織を中心に、災害時の避難誘導や避難場所での生活など、障がい者（児）に必要な支援が提供できる体制の構築を図りました。また、災害時に障害者支援施設の被災情報をメール等で把握する仕組みづくりを行ったほか、障害者支援施設での事故防止に向け、施設への注意喚起を行うなど、障がい者（児）の安全・安心の確保に向けた取り組みを推進しました。

平成28年度 障がい者の災害時個別支援計画作成者数：72人

<第4期計画における課題>

- ①相談窓口の人員の確保を図る一方で、年々相談内容が多岐にわたっており、支援体制の充実とともに、障がい者（児）の訪問活動を継続実施するほか、多様な相談に対応できる人材の育成や窓口機能の充実を図ることが必要です。
- ②「妙高市災害時要援護者避難支援制度^(注)」を踏まえ、災害時要援護者台帳を適切に活用できるよう関係者間における情報の共有と、連携強化が必要です。また、在宅の障がい者（児）や障害者支援施設における利用者の安全確保や事故防止等に備え、引き続き安全対策等の取り組みを進めていく必要があります。

(注) 災害時要援護者避難支援制度：市内に居住する高齢者や障がい者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、支援が必要な市民に迅速な避難体制の確保を行う制度

<施策の方向>

- ①障がい者（児）への相談体制の充実（施策体系図2-(1)-①）
障がいの種別やさまざまなニーズに対応できる人材の育成や、関係機関と連携しながら相談支援体制の充実を図り、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援に努めます。また、障害者手帳所持者でサービス未利用者への訪問を行い、必要なサービス利用につなげます。
- ②安全・安心に向けた見守り・啓発の推進（施策体系図2-(1)-②）
災害時にすべての障がい者（児）が迅速に避難を行えるよう、災害時要援護者台帳の有効活用と関係機関との連携強化を図るとともに、避難所において障がい特性に配慮した円滑な避難所運営が行えるよう、マニュアル等の整備を行います。また、地域と連携した見守り活動や障害者支援施設での安全対策を継続して実施します。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①障がい者（児）への相談体制の充実	◎相談支援体制の充実（関連ページ：80） <ul style="list-style-type: none"> 相談支援における障がい者（児）との信頼関係の構築 相談員の研修会参加による資質向上の促進 障害者手帳所持者でサービス未利用者への訪問等の実施 ◎関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> 行政、福祉施設、医療機関、教育機関等における情報共有と連携の強化 	福祉介護課 健康保険課 こども教育課
②安全・安心に向けた見守り・啓発の推進	◎災害時等に備えた保健・医療・福祉・消防・地域等の連携強化と予防活動 <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における災害時要援護者台帳の有効活用と、避難困難者の支援に向けた体制整備 避難所における障がい特性に配慮した、円滑な避難所運営の実施に向けたマニュアル等の見直し ◎防犯活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地域と連携した見守り活動の推進 利用者の安全に配慮した障害者支援施設での安全対策の啓発と指導 	総務課 福祉介護課 市民税務課 環境生活課

（2）障がい者（児）理解の推進と権利擁護

<第3期計画における現状と評価>

- ①新たな取り組みとして障がい者（児）へ「ヘルプカード」^(注)を配布するとともに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、障害者差別解消法の施行に合わせ、市民や事業所等への啓発を行い、障がい者（児）理解の推進に努めました。また、障がい者（児）やその家族、障がい者団体、施設職員など身近な方々に対して研修会等を実施したほか、学校においても人権教育や特別支援学級との交流を通じて、広く障がい者（児）への理解に努めました。しかし、アンケート調査では市民の理解が「深まった（ある程度深まった含む）」が約20%、「深まっていない（あまり深まっていない含む）」が約22%となっており、さらなる障がい者（児）への理解が必要な状況となっています。

ヘルプカードの配布数：平成29年末現在 770人

(注) ヘルプカード：障がいのある人が携帯し、緊急時や災害時、困った時などに、周囲の人に配慮や手助けをお願いしやすくするためのカード

②障がい者（児）施策に関する情報やお知らせなどをわかりやすく伝えるために、市報、妙高チャンネル、FMみようこうなど各種媒体を活用し、広く市民への周知を行いました。また、ホームページの見直しにより、申請様式のダウンロードを可能にするなど利便性の向上を図りました。

③第3期計画に引き続き、成年後見制度の活用方法や権利擁護制度の周知に努めました。また、専門職員の配置などによる、権利擁護に関する相談支援体制を充実しました。成年後見制度についてのアンケート調査では「制度を知らない」と答えた方が約52%、制度の利用方法については「わからない」が約50%となっています。

<第4期計画における課題>

①障害者差別解消法が施行され、2年が経過しました。障がい者（児）の理解についての現状を踏まえ、広く市民から理解してもらえるよう、今後も取り組んでいく必要があります。

②成年後見制度については、アンケート結果で制度を知らない方も多いことから、引き続き制度の内容と利用方法について周知を行っていく必要があります。合わせて、受け皿となる後見人の確保に努める必要があります。

<施策の方向>

①市民や事業所への制度周知・広報活動の推進（施策体系図2-(2)-①）

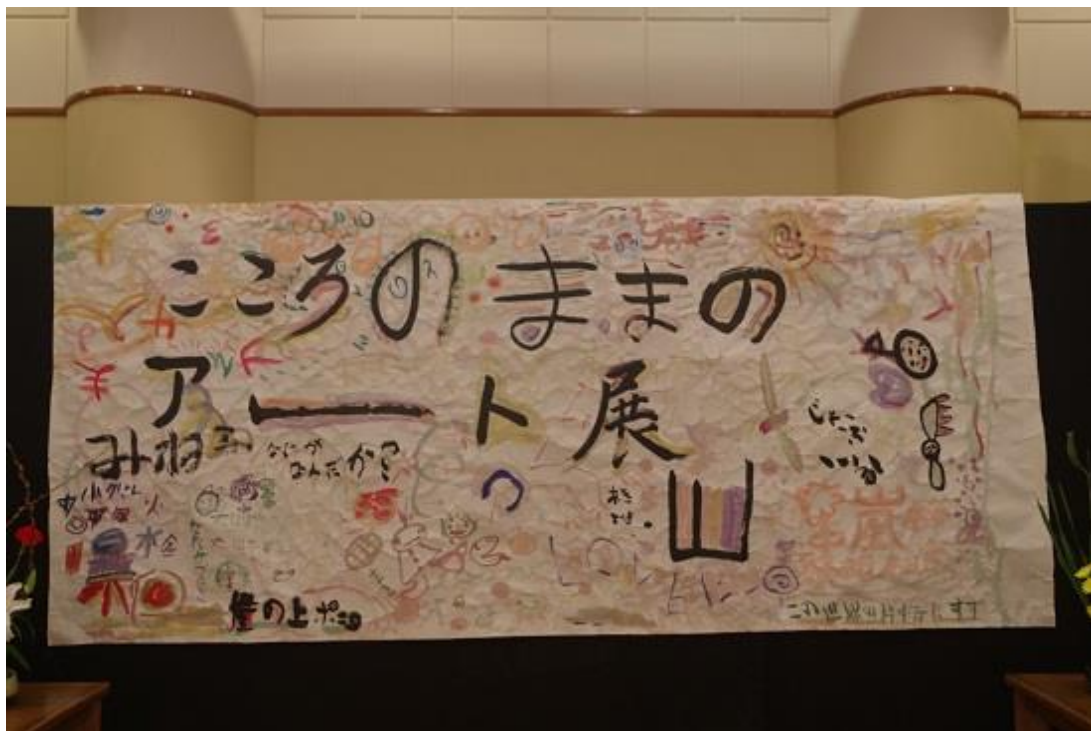
障がいへの偏見や障がい者（児）の差別がないよう、地域住民の相互の理解を深めるための啓発活動や教育・交流活動を継続するとともに、障がい者（児）の理解推進に向けた取り組みを推進します。

②成年後見制度等の活用促進（施策体系図2-(2)-②）

意思決定が難しい障がい者（児）の権利を擁護するため、成年後見制度の積極的な活用に向け啓発活動を進めるとともに、成年後見制度の利用に向けた支援体制を整備します。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①市民や事業所への制度周知・広報活動の推進	◎障がい者（児）理解の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいや障がい者（児）について正しく理解し、誤った認識や偏見を解消するための取り組みの推進 ・障がいの特性等の理解を深めるための学校教育・交流活動の推進 ◎メディアを活用した市民への啓発・広報活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・市報、ホームページ、妙高チャンネル、SNS等を活用した制度の周知やイベント等のPR 	福祉介護課 こども教育課 総務課
②成年後見制度等の活用促進	◎成年後見制度の活用に向けた制度の周知や受け皿の拡充（関連ページ：80） <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の周知 ・成年後見制度利用に向けた支援体制の整備 	福祉介護課



平成 29 年度 心のままのアート展より

3 早期診断・早期療育の推進

(1) 療育・保育・教育の充実と切れ目のない支援体制の確立

<第3期計画における現状と評価>

- ①障がいの早期診断・早期療育につなげるため、一定の月齢や年齢時を対象とした健康診査を継続して実施しました。健康診査の受診率は99.5%と高く、未受診者には保健師等による家庭訪問を実施するなど、きめ細やかな支援を行いました。しかし、18歳未満の障がい児がいる保護者のアンケートでは、本人の健康や障がいに不安を抱いている方が約43%と高く、今後は健診後のフォローや成長に応じた相談支援体制の充実が必要です。
- ②乳幼児健診や保育園・認定こども園の巡回相談など、子どもたちの生育状況を確認し、必要に応じて園と連携しながら早期療育に努めるとともに、個別支援ファイルを作成し、情報管理ができるよう仕組みづくりを行いました。アンケート調査では、ファイルの認知度は約77%だった一方、役立っているとの回答が13%と低かったことから、今後はさらなる活用方法の検討が必要です。
- ③特別な支援が必要な児童・生徒への的確な教育・指導を実施するため、教職員へ特別支援教育に関する研修を実施し、より専門的な知識や認識を深めました。また、にしき特別支援学校が「妙高市立総合支援学校」として改修・移転し、施設や設備の充実が図られ、多様な障がいのある児童・生徒の受け入れが可能となりました。しかし、支援体制の充実に向けて、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上が求められています。

<第4期計画における課題>

- ①障がいの早期診断・早期療育には、早い段階で専門医を受診してもらうことが重要です。そのためには健診時や健診後の支援について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関との連携強化が必要です。
- ②療育支援体制の充実には、発達の遅れや障がいのある0歳から18歳までのお子さんへの早期診断と、ライフステージに応じた切れ目のない支援が重要であり、行政や保育園、認定こども園、学校、地域等との連携が必要です。また、切れ目のない支援に関わる保健師や相談員をはじめとする、専門職のスキルアップも課題となっています。

③学校教育においては支援を充実するために、障がいのある児童・生徒の学習を助けたり、学校生活を支えたりする特別支援教育支援員^(注)が配置されていますが、人員が不足していることから、今後も人材の拡充が必要です。また、総合支援学校における受け入れの体制や、卒業後の社会生活を見据えた支援体制についても今後の課題となっています。

(注) 特別支援教育支援員：公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障がいのある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行う。

<施策の方向>

①早期診断・早期療育の推進（施策体系図3-(1)-①）

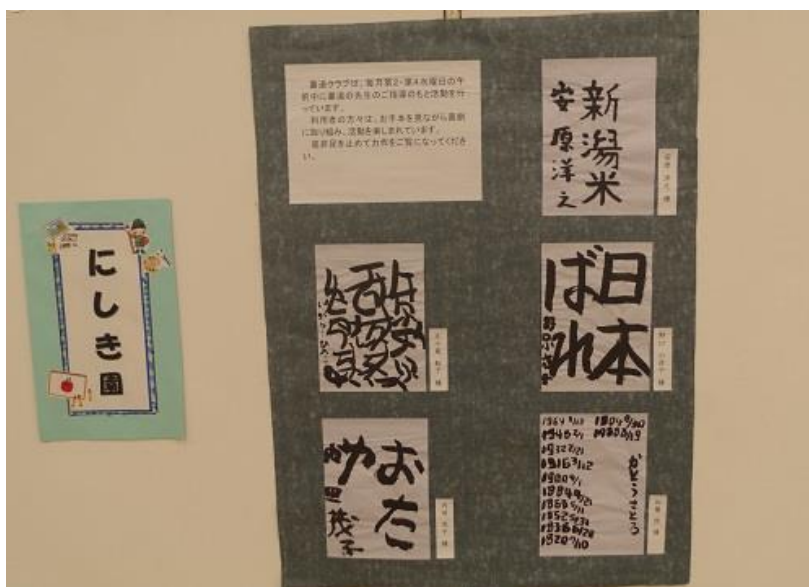
現在、実施している乳幼児健診や保健師等による家庭訪問を継続するとともに、健診後の支援について医療機関や療育機関等との連携強化を図ります。

②療育・保育における支援体制の充実（施策体系図3-(1)-②）

ひばり園において、一貫した療育システムが確立できるよう保健師や指導員などによる支援の充実を図ります。また、現在の保育園や認定こども園において実施している巡回相談では、必要に応じた保護者への相談や、医療的ケアが必要な児童などへの支援体制についても検討を進めます。合わせて、個別支援ファイルの活用についても検討を行います。

③学校教育における支援体制の充実（施策体系図3-(1)-③）

学校での進路相談や巡回指導を継続するとともに、支援を行う特別支援教育支援員の拡充や、教職員の専門性の向上を図ります。また、総合支援学校においては、一人ひとりの児童・生徒に対応した支援体制の整備を進めます。さらに、卒業後の社会生活が円滑に送れるよう個々の発達課題に応じた支援の充実を図ります。



にしき園利用者のみなさんの作品

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①早期診断・早期療育の推進	◎早期診断・早期療育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦や新生児訪問、さらに乳幼児健康診査後における支援の継続 ・医療機関や療育機関等との連携強化 	こども教育課 健康保険課
②療育・保育における支援体制の充実	◎個々のニーズに応じた支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・【新】ひばり園への嘱託医や相談員の配置の検討 ・保育園、認定こども園への巡回相談の継続と必要に応じた保護者への相談支援の実施 ・保育園、認定こども園での計画的な職員研修による全職員の専門性の向上 ・【新】医療的ケアが必要な児童への支援体制の充実 ・個別支援ファイルの活用 	こども教育課 健康保険課 福祉介護課
③学校教育における支援体制の充実	◎個々のニーズに合った支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・進路相談・巡回指導の実施 ・特別支援教育支援員の拡充 ・教職員の研修を通じた専門性の向上 ◎総合支援学校を拠点とした機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・総合支援学校による保育園、認定こども園、小学校、中学校への巡回相談の継続 ・【新】総合支援学校における一人ひとりのニーズに対応した受け入れ体制の整備 ◎個々の発達課題に応じた特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用 ・卒業後の社会生活を見据えた関係機関等の連携した個別支援教育の実施 	こども教育課

4 社会参加・就労の推進

(1) 社会参加・参画の促進

<第3期計画における現状と評価>

- ①障害者支援施設において、地域行事へ参加するなど、障がい者（児）と地域との交流の推進を図りましたが、市全体では障がい者（児）の地域行事への参加は十分には進んでいない状況です。
- ②地域活動支援センターの活動において、障がい者（児）の社会参加を推進するため、市内の体育館・温泉トレーニングプールを活用したスポーツ活動の推進、障がい者（児）アート展の開催、他市との交流など活動内容の充実を図っており、参加者も増加傾向にあります。一方、参加者については、特定の人に限られる傾向があり、今後は地域活動等の社会参加を希望する障がい者で、障がいにより公共交通機関を利用できず、活動へ参加できない方への支援も含め、より多くの人に参加できるような方策の検討が必要です。

妙高市地域活動支援センター延べ利用者数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数（人）	2,184	1,998	2,297	2,346	2,898	3,000

<第4期計画における課題>

- ①障がい者（児）の社会参加の促進に向け、地域において障がい者（児）理解と障がいの特性への配慮について広く求めていく必要があります。合わせて、社会参加を行う上での移動手段や介助者の確保についても継続して取り組む必要があります。
- ②障がい者（児）が参加できるイベントなどの情報を迅速に提供していくとともに、今後もスポーツや芸術・文化活動への参加を促していく必要があります。

<施策の方向>

- ①地域活動への参加や文化・スポーツ活動の推進（施策体系図4-(1)-①）
障害者支援施設と地域との交流を継続するとともに、地域における障がい者（児）理解を進め、障がい者（児）の社会参加にむけた取り組みを働きかけます。また、地域活動支援センターでの活動を継続するとともに、内容を充実させるなどの取り組みを推進します。さらに、障がい者（児）の社会活動を促進するため、送迎などの移動手段の確保について、必要に応じた支援を行います。

＜施策の展開＞

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①地域活動への参加や文化・スポーツ活動の推進	◎地域・町内会活動への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における障がい者（児）理解の推進 ・地域、町内会における障がい者（児）が行事等へ参加するための支援に向けた取り組みの推進 ◎文化・芸術、スポーツ活動への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）の芸術、文化活動など創作活動の推進 ・文化、芸術イベントやスポーツ大会参加に向けた支援の検討 ・地域活動支援センターの活動内容の充実（関連ページ：81） 	福祉介護課 生涯学習課

（２）就労支援体制の充実

＜第3期計画における現状と評価＞

①障がい者の自立に向け、就労支援施設の3事業所（ほっと妙高ワークセンター、りんどうの里、ワークセンターこでまり）では、これまで就労継続支援B型を実施していましたが、新たに市内において就労支援施設2カ所が開設（障害者サポートセンターのぞみは新設、ワークセンターこでまりは移転）されたことで、就労支援の充実が図られ、平成24年度から28年度において19人が就労に結びつきました。サービスの利用状況は、ここ数年では、ほぼ横ばいとなっており、今後も継続的な利用が見込まれています。また、就労支援施設が取り組む封緘作業などの業務において、就労訓練に必要な備品の購入費補助を行い、訓練内容の拡充を図るとともに、先進地視察による、新たな訓練メニューの創設に向けた検討を行いました。

就労継続支援B型の利用状況（実人数）

単位：（人）

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ほっと妙高※						
ほっと妙高ワークセンター （たけのこ工房・どんぐり 工房・軽食喫茶クリエ）	55	57	56	61	60	32
障害者サポートセンターのぞみ （のぞみ工房・パン工房）	—	—	—	—	—	28
りんどうの里	17	17	14	15	14	14
ワークセンターこでまり	14	19	25	27	29	28
計	86	93	95	103	103	102

※平成29年度から、ほっと妙高ワークセンターの「のぞみ工房・パン工房」が、障害者サポートセンターのぞみとして新設

②障害者優先調達推進法が施行（平成25年4月）され、障がい者（児）の工賃アップに向け、市内就労支援施設が協働して、妙高市障害者福祉施設ワーキングネットワークを設立し、業務の受注拡大に向けて取り組みました。この結果、平成28年度の市内就労支援サービス利用者の平均工賃額は14,229円となり、前年度（13,607円）と比較して工賃がアップしました。

市から障がい者就労支援施設への委託業務の発注状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標金額（千円）	2,433	2,372	2,720	3,998
発注金額（千円）	2,187	2,596	3,630	3,998

<第4期計画における課題>

- ①障がい者（児）の経済的自立に向けて、就労につながる相談・支援体制の強化とともに、就労支援サービスの利用拡大に向けた取り組みが、引き続き必要です。
- ②計画策定時のアンケート調査では、1ヵ月の収入金額については、8万円未満の方が約40%おり、現在の工賃と障がい年金では十分ではない方もいると考えられます。このため、障がい者の就労機会の拡大や工賃アップに向け、さらなる取り組みが求められています。

<施策の方向>

- ①自立に向けた就労支援体制の強化（施策体系図4-(2)-①）
公共職業安定所や障がい者（児）就労支援施設等の関係機関が連携し、障がい者（児）の就労支援体制をより一層強化します。合わせて、就労意欲のある障がい者（児）が、就労支援サービスを利用できるよう適切な支援を行い、利用の拡大を図ります。
- ②就労支援サービスの充実（施策体系図4-(2)-②）
就労に向け、必要な知識や能力を向上させる訓練メニューを充実するとともに、今以上の工賃アップが図られるよう、妙高市障害者福祉施設ワーキングネットワークを主体とした、商工会議所等を通じた受注の拡大や、就労機会の拡大に向けた各種事業との連携に取り組みます。合わせて、市として事業所の活動に対して引き続き支援を行います。



のぞみ工房のクッキー



パン工房のパン

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①自立に向けた就労支援体制の強化（関連ページ：76）	◎就労に関する関係機関等の連携による支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・【新】公共職業安定所、障がい者（児）就労支援施設、総合支援学校、社会福祉事務所等の連携による支援体制の強化 	観光商工課 福祉介護課
②就労支援サービスの充実（関連ページ：76）	◎就労に必要な知識や能力の向上にむけた訓練の充実と工賃アップに向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）のニーズに合わせた訓練メニューの確保と訓練内容の充実 ・【新】工賃アップに向けた、商工会議所、民間企業等から事業所への業務委託の推進 ・【新】障がい者（児）の就労機会の拡大に向けた各種事業との連携の推進 ◎事業所における活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新規就労支援事業の取り組みに向けた備品購入に対する補助 ・障がい福祉サービス事業所で生産を行っている食品や伝統工芸品、農産物等における、新商品の開発、販路拡大、製品の安定供給に向けた支援 	福祉介護課 観光商工課



ワークセンターこでまりの春駒

(3) 一般就労の推進

<第3期計画における現状と評価>

- ①市内外の就労支援事業所や、障害者就業・生活支援センターを中心に個別の就職支援を継続して行い、毎年一般就労につながっています。一方、就労支援制度等が整備されつつも、就労継続支援B型などの福祉的就労からの移行が図られないケースもあり、今後も一般就労への移行に向け、引き続き支援が必要です。
- ②一般企業や官公庁などにおいて職場実習などの体験機会を提供し、就労に向けた支援を行いました。しかし、体験の受け入れ先の確保が難しい状況です。

市内障がい者就労支援事業所の就労訓練による一般就労の状況

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	計
就労者数(人)	5	4	5	3	1	7	25

平成24～29年度までの一般就労への移行者数の目標値：延べ15人

就労移行支援の利用状況(実人数)

単位：(人)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ほっと妙高ワークセンター	13	8	12	8	7	6
ワークセンターこでまり	16	17	15	12	11	8
障害者サポートセンターのぞみ	—	—	—	—	—	7
計	29	25	27	20	18	21

<第4期計画における課題>

- ①すべての事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、平成25年4月1日から引き上げられ、民間企業は2.0%、国・地方公共団体等は2.3%、都道府県等の教育委員会は2.2%になりました。また、改正障害者雇用促進法が平成28年度から施行され、障がいを経由とする差別の禁止や、障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずる(合理的配慮の提供)義務が生じています。今後も、企業や団体、市役所などでの雇用拡大が求められています。

②現在雇用されている障がい者（児）、特に知的障がい、精神障がいのある方の雇用が安定して継続するような支援とともに、障がい者（児）の職場への定着を図るための支援員の技能向上のための研修や、経験者による助言や指導が求められています。

<施策の方向>

①障がい者（児）の雇用促進と定着支援（施策体系図4-(3)-①）

平成30年4月1日から法定雇用率が、民間企業は2.2%、国・地方公共団体等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%とさらに引き上げられます。このことから、障がい者（児）の雇用・就労の促進を図るため、市内事業所に対し、雇用への理解と啓発等を継続実施するとともに、障がい者（児）の就労定着にむけ、関係機関が連携し支援を行います。

②職場体験等の機会の提供（施策体系図4-(3)-②）

官公庁や一般企業における、職場実習の受け入れや、短期間試行雇用制度（トライアル雇用制度）^(注)の活用等をこれまでと同様に積極的に働きかけます。

(注) 短期間試行雇用制度（トライアル雇用制度）：障がいのある人に関する知識や雇用した経験の浅い事業所が、試行期間（原則3ヵ月）を定めて障がいのある人を雇用し、雇用に関する知識や理解を深めることで、就労機会の拡大に結びつけることを目的とする事業。ただし、制度の利用については公共職業安定所に確認する必要がある。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①障がい者（児）の雇用促進と定着支援（関連ページ：76）	◎積極的な雇用の促進と法定雇用率の遵守 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者（児）の雇用拡大に向けた、障がいの特性理解をはじめとした事業主への働きかけ 障がい者（児）の法定雇用率の堅守とさらなる雇用の推進 ◎就労定着に向けた支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 【新】障がい者（児）の就労定着に向け、障がい者（児）就労支援施設、生活困窮相談支援員、企業等が連携した支援体制の充実 	観光商工課 福祉介護課 総務課
②職場体験等の機会の提供	◎職場体験の受け入れ拡充、トライアル雇用制度の促進 <ul style="list-style-type: none"> 就労体験実習、訓練の場としての受け入れの働きかけ 短期間試行雇用制度（トライアル雇用制度）の促進 	観光商工課 福祉介護課

5 住まいの確保

(1) 住環境の整備

<第3期計画における現状と評価>

- ①障がい者（児）の暮らしの場の確保のため、社会福祉法人と連携しながらグループホームの整備を行うとともに、公営住宅については、エレベーターの設置等をはじめ、障がい者（児）に配慮した住宅を設けるなど、障がいがあっても容易に生活できる環境の整備を進めました。

計画期間中における グループホームの整備：3棟（24床）
公営住宅の整備：2棟（80戸）

- ②第2期妙高市障がい福祉計画に引き続き「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づいた、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に向け、建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化を推進しました。しかし、未対応の施設が残っています。

- ③障がい者（児）の住宅の玄関、階段、浴室、便所、居室など身体の状態に応じたバリアフリー化のための改修費の一部助成や、住まいのリフォームに対する支援を行い、在宅生活の利便性の確保に努めました。

障がい者（児）の住宅整備における助成状況

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
見込み（件）	5	7	6	5	5	5
助成（件）	4	4	4	1	2	0

<第4期計画における課題>

- ①生活の拠点となる「住まい」は、障がい者（児）が地域で安心して暮らしていただくために大切であり、利用者のニーズを踏まえ、障がい者に配慮した適切な施設整備を進める必要があります。
- ②ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者（児）をはじめとした、すべての人が快適に暮らせるまちづくりを進めていくことが大切です。そのために、建築物や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化についても計画的に取り組むことが必要です。

<施策の方向>

①くらしの場の整備（施策体系図5-(1)-①）

障がい者（児）の自立した生活を支援するため、グループホームをはじめ、必要な施設の整備や拡充を行い、地域生活への移行を推進します。

②障がいに配慮した住宅整備等の推進（施策体系図5-(1)-②）

重度障がい者（児）に対し住宅改修費の助成を行います。また、耐震診断を促進するとともに、住まいのリフォームに対する補助を行うなど、住みよい環境づくりに向けた支援を継続します。

③障がい者（児）にやさしい施設整備の推進（施策体系図5-(1)-③）

安心して自由に行動ができ、いつでも、どこでも安全で快適に過ごせるよう、公共施設や道路、歩道のバリアフリー化を計画的に推進するとともに、民間施設や公共交通機関などへも働きかけます。

<施策の展開>

施策の方向	施策の内容	担当窓口
①くらしの場の整備（関連ページ：78）	◎住まいの場の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・【新】地域生活への移行に向けた、グループホームの整備、拡充 ・公営住宅のバリアフリー化の推進 	福祉介護課 建設課
②障がいに配慮した住宅整備等の推進	◎快適な住生活を営むための住宅改修等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者（児）の住宅改修に対する支援 ・耐震診断の促進や、住まいのリフォームへの補助による支援 	福祉介護課 建設課
③障がい者（児）にやさしい施設整備の推進	◎公共施設のバリアフリー化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新井ふれあい会館等の計画的なバリアフリー化 ・体育施設、教育施設、文化施設、社会福祉施設、学校等のバリアフリー化の推進 	福祉介護課 建設課 こども教育課 生涯学習課 農林課



平成29年度 心のままのアート展より

第5章 実施計画(サービス見込み量)

第1節 数値目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◎国の基本指針

平成32年度末までに、平成28年度末時点（以下基準日）の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを目指し、平成32年度末時点の施設入所者数を基準日の2%以上削減することを基本としていますが、下記のとおり地域の実情を踏まえて設定しました。

【地域移行者数】

項目	数値	考え方
基準日入所者数	46人	基準日時点の施設入所者数
目標年度入所者数	49人	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込み	-3人	差引減少見込み
	-6.5%	減少割合
【目標値】地域生活移行者数	0人	グループホーム等移行者数
	0%	移行割合

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◎国の基本指針

平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本としていますが、下記のとおり地域の実情を踏まえて設定しました。

【協議の場の設置】

項目	可否	開始予定時期
協議の場の設置の有無	可	平成32年度
考え方（想定される体制等）		
既存の自立支援協議会を利用して、精神障がい者（児）の地域生活に関する協議を行う。（※協議の場に市役所、保健所、地域包括支援センター、病院、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の関係者を参集。）		

3. 地域生活支援拠点等の整備

◎国の基本指針

平成32年度末までに、市または上越圏域に少なくとも一つの拠点を整備することを基本としていますが、下記のとおり地域の実情を踏まえて設定しました。

【地域生活支援拠点等の整備】

項目	可否	開始予定時期
地域生活支援拠点の整備の有無	可	平成32年度
考え方（想定される機能、体制等）		
市に24時間対応可能な相談窓口の体制を整備するとともに、緊急時の短期入所の確保を行う。		

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

◎国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本としていますが、下記のとおり地域の実情を踏まえて設定しました。

【福祉施設から一般就労への移行者数】

項目	数値	考え方
平成28年度一般就労移行者数	1人	平成28年度において一般就労へ移行した人数
【目標値】 目標年度一般就労移行者数	3人	平成32年度において一般就労へ移行した人数
	3倍	平成28年度との比較

(2) 就労移行支援事業の利用者数

◎国の基本指針

平成32年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本としていますが、下記のとおり地域の実情を踏まえて設定しました。

【就労移行支援事業の利用者数】

項目	数値	考え方
平成28年度末 就労移行支援事業利用者数	13人	平成28年度末において就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の 利用者数	29人	平成32年度末において就労移行支援事業の利用者数
	223.0%	平成28年度末との比較

(3) 就労移行率の3割以上の事業所の割合

◎国の基本指針

平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としていますが、下記のとおり地域の実情を踏まえて設定しました。

【就労移行率の3割以上の事業所数】

項目	数値	考え方
平成32年度末 就労移行支援事業所数	3カ所	平成32年度末における就労移行支援事業所の数
平成32年度末 就労移行率3割以上の事業所数	1カ所	平成32年度末における就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行率3割以上 の事業所の割合	33.3%	平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所の割合

(4) 就労定着支援利用による職場定着率

◎国の基本指針

各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを基本としていますが、下記のとおり地域の実情を踏まえて設定しました。

【就労定着支援利用による職場定着率】

項目	数値	考え方
平成30年度新規利用者数	5人	平成30年度中において就労定着支援事業を新規に利用する（見込まれる）者の数
【目標値】 目標年度の職場定着者数	4人	平成31年度末までに、事業を利用して1年以上に渡り一般就労している（見込まれる）者の数
平成31年度新規利用者数	6人	平成31年度中において就労定着支援事業を新規に利用する（見込まれる）者の数
【目標値】 目標年度の職場定着者数	5人	平成32年度末までに、事業を利用して1年以上に渡り一般就労している（見込まれる）者の数

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児支援の提供体制

◎国の基本指針

平成32年度末までに、下記について整備することを基本としていますが、下記のとおり地域の実情を踏まえて設定しました。

- ・児童発達支援センター（注）：少なくとも1カ所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1カ所以上

【障がい児支援の提供体制】

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	0カ所	各市に少なくとも1カ所以上設置
保育所等訪問支援の提供体制	0カ所	各市において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	0カ所	各市に少なくとも1カ所以上確保
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	0カ所	各市に少なくとも1カ所以上確保

(注) 児童発達支援センター：障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

◎国の基本指針

平成30年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本としていますが、下記のとおり地域の実情を踏まえて設定しました。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置】

項目	可否	開始予定時期
協議の場の設置の可否	可	平成30年度
考え方（想定される機能、体制等）		
医療的ケア児の地域支援に関する協議を自立支援協議会等で行う。（※協議の場に市役所、保健所、病院、相談支援事業所、障がい児通所支援事業所、保育所、特別支援学校等の関係者を参集するほか上越圏域の自立支援協議会とも連携を図る。）		

第2節 障がい福祉サービス等の見込量

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

障がい者（児）のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつなどの身体介護や食事・洗濯・掃除などの家事援助を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	43	35	47	38	52	36
利用時間／月（時間）	645	461	710	466	780	477

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	41	31	43	29	48	29
利用時間／月（時間）	533	422	559	362	624	255

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／月（人）	30	31	32
利用時間／月（時間）	300	310	320

計画値の算出根拠

◎実利用者数／月

現在の実利用者と在宅のサービス未利用者、精神科からの退院による障がい者（児）の在宅移行者を見込みました。

◎利用時間／月

実績のサービス利用状況を勘案し、1人当たり10時間／月を見込みました。

(2) 重度訪問介護

重度の障がい者で常時介護を要する人の家庭にホームヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	1	0	1	0	1	0
利用時間/月(時間)	230	0	230	0	230	0

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	1	0	1	0	1	0
利用時間/月(時間)	201	0	201	0	201	0

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数/月(人)	1	1	1
利用時間/月(時間)	123	123	123

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

障害支援区分5で身体に麻痺がある障がい者を見込みました。

◎利用時間/月

厚生労働省資料「重度訪問介護の現状等について」を参考に1人当たりの月平均利用時間数の123時間で見込みました。

(3) 行動援護

知的障がい、または精神障がい者（児）で、ひとりでの行動が難しい人にホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険回避に必要な援助や外出時における移動中の介助を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	13	10	18	5	24	4
利用時間／月（時間）	211	71	253	45	304	34

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	6	3	8	3	12	3
利用時間／月（時間）	54	32	72	14	108	13

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／月（人）	4	5	6
利用時間／月（時間）	20	25	30

計画値の算出根拠

◎実利用者数／月

現在の実利用者と在宅のサービス未利用者、精神科からの退院による障がい者（児）の在宅移行者を見込みました。

◎利用時間／月

実績のサービス利用状況を勘案し、1人当たり5時間／月を見込みました。

(4) 重度障がい者等包括支援

障害支援区分6（児童については区分6に相当する心身の状態）で意思疎通が著しく困難な人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	1	0	2	0	2	0
利用時間／月（時間）	88	0	176	0	176	0

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	1	0	1	0	1	0
利用時間／月（時間）	88	0	88	0	88	0

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／月（人）	0	0	0
利用時間／月（時間）	0	0	0

計画値の算出根拠

◎実利用者数／月

サービス提供可能な事業所が県内にないため、現状を見込みました。

◎利用時間／月

サービス提供可能な事業所が県内にないため、現状を見込みました。

(5) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を伴う人の外出時にホームヘルパーが同行し、移動に必要な情報を伝えるとともに、移動の際の援助や社会生活に必要な手続き等を支援します。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	3	1	3	1	4	1
利用時間/月(時間)	30	7	30	8	40	10

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	3	1	6	1	8	1
利用時間/月(時間)	30	10	60	9	80	10

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数/月(人)	2	3	3
利用時間/月(時間)	20	30	30

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

外出時に支援が必要な重度の視覚障がい者(児)を見込みました。

◎利用時間/月

実績から1月当たりの平均利用時間10時間で見込みました。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護が必要で、障害支援区分3以上の人、または50歳以上で障害支援区分2以上の人に対して、昼間、入浴、排せつなどの介護や、食事の支援を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	55	79	60	84	67	90
利用日数/月(日)	1,210	1,473	1,320	1,556	1,474	1,748

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	110	91	120	91	122	95
利用日数/月(日)	2,200	1,790	2,400	1,784	2,440	1,840

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数/月(人)	99	107	110
利用日数/月(日)	1,980	2,140	2,200

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

現在の実利用者と在宅のサービス未利用者、精神科からの退院による障がい者(児)、特別支援学校の卒業生、障がい児施設入所者を見込みました。

◎利用日数/月

実績の平均利用日数20日/月で見込みました。

(2) 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などに支援が必要な身体障がい者（児）を対象に、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	1	0	2	3	2	3
利用日数／月（日）	10	0	20	23	20	52

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	4	1	5	0	6	1
利用日数／月（日）	68	1	85	0	102	16

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／月（人）	2	3	4
利用日数／月（日）	44	66	88

計画値の算出根拠

◎実利用者数／月

現在の実利用者と在宅のサービス未利用者、精神科からの退院による障がい者（児）を見込みました。

◎利用日数／月

平均利用日数 22 日／月で見込みました。

(3) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がい者（児）を対象に、自立した日常生活や、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	41	34	47	7	56	5
利用日数／月（日）	552	175	621	87	735	55

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	7	4	9	4	13	6
利用日数／月（日）	77	77	99	84	143	132

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／月（人）	7	8	9
利用日数／月（日）	154	176	198

計画値の算出根拠

◎実利用者数／月

現在の実利用者と在宅のサービス未利用者、精神科からの退院による障がい者（児）を見込みました。

◎利用日数／月

実績から平均利用日数 22 日／月で見込みました。

(4) 自立訓練（宿泊型自立訓練）

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がい者（児）を対象に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるため、一定期間、必要な訓練を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	9	8	12	6	15	3
利用日数／月（日）	198	175	264	102	330	52

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	5	4	7	4	11	6
利用日数／月（日）	85	95	119	128	187	174

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／月（人）	7	8	9
利用日数／月（日）	203	232	261

計画値の算出根拠

◎実利用者数／月

現在の実利用者と在宅のサービス未利用者、精神科からの退院による障がい者（児）を見込みました。

◎利用日数／月

実績から平均利用日数29日／月で見込みました。

(5) 就労移行支援

一般就労などを希望し、企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識の習得、及び能力向上のための訓練を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	42	27	47	30	54	26
利用日数/月(日)	714	375	799	301	918	336

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	34	15	41	13	49	24
利用日数/月(日)	442	260	533	229	637	352

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数/月(人)	25	29	29
利用日数/月(日)	425	493	493

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

現在の実利用者と在宅のサービス未利用者、及び特別支援学校の卒業生を見込みました。

◎利用日数/月

実績から平均利用日数17日/月を見込みました。

(6) 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識の習得・能力の向上を図ることにより、事業所の雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、就労の場を提供します。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月（人）	3	1	5	2	7	2
利用日数/月（日）	57	20	95	25	133	26

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月（人）	5	2	7	3	10	4
利用日数/月（日）	100	37	140	49	200	65

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数/月（人）	7	8	9
利用日数/月（日）	126	144	162

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

現在の実利用者と在宅のサービス未利用者、及び特別支援学校の卒業生を見込みました。

◎利用日数/月

実績から平均利用日数18日/月をかけて見込みました。

(7) 就労継続支援（B型）

一般就労や就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、一般就労や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、または、これらに該当しない人で50歳に達している人や障害基礎年金1級の受給者を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識の習得・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【 実績 】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月（人）	36	83	41	92	48	89
利用日数/月（日）	576	1,257	656	1,455	768	1,416

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月（人）	108	91	144	90	152	97
利用日数/月（日）	1,728	1,543	2,304	1,534	2,432	1,528

【 計画 】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月（人）	101	103	105
利用日数/月（日）	1,818	1,854	1,890

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

現在の実利用者と在宅のサービス未利用者、精神科からの退院が可能な障がい者（児）、特別支援学校の卒業生を見込みました。

◎利用日数/月

実績の平均利用日数18日/月で見込みました。

(8) 就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。平成30年度から新しくサービスが開始されます。

【 計画 】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月(人)	5	6	6

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

就労移行支援や就労継続支援を利用して一般就労する障がい者を見込みました。

(9) 療養介護

常時介護を必要とする人で、障害支援区分6で病院などへの長期入院による医療に加え、人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、及び障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者、または重度心身障がい者(児)を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【 実績 】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	15	14	19	15	19	16

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	16	16	17	16	18	16

【 計画 】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月(人)	16	17	18

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

現在の実利用者や療養介護へ移行する可能性がある重度心身障がい者(児)を見込みました。

(10) 短期入所（福祉型）

介護者が病気などの理由により、在宅での生活が困難な障がい者（児）に施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	34	39	37	37	41	29
利用日数／月（日）	136	152	148	158	164	164

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	42	23	48	22	53	40
利用日数／月（日）	252	235	288	202	318	193

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／月（人）	43	47	51
利用日数／月（日）	215	235	255

計画値の算出根拠

◎実利用者数／月

現在の実利用者と在宅のサービス未利用者、特別支援学校の卒業生、ニーズ調査に基づく伸び率を見込みました。

◎利用日数／月

実績から平均利用日数5日／月で見込みました。

(11) 短期入所（医療型）

介護者が病気などの理由により、在宅での生活が困難な遷延性意識障がい者（児）、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい者（児）に病院等で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	3	1	3	2	3	2
利用日数／月（日）	6	1	6	3	6	15

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	4	2	5	2	6	2
利用日数／月（日）	24	5	30	7	36	8

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／月（人）	2	3	4
利用日数／月（日）	6	9	12

計画値の算出根拠

◎実利用者数／月

現在の実利用者と在宅のサービス未利用者、ニーズ調査に基づく伸び率を見込みました。

◎利用日数／月

実績から平均利用日数3日／月で見込みました。

(12) 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【 実績 】

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	22	21	29	26	38	31
利用日数/月(日)	220	215	290	220	380	217

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数/月(人)	37	41	46
利用日数/月(日)	259	287	322

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

現在の実利用者とニーズ調査に基づく伸び率を見込みました。

◎利用日数/月

実績から平均利用日数7日/月で見込みました。

(13) 児童発達支援

ことばや心と体の発達、成長に心配のある幼児が保護者とともに通園し、遊びや交流を通して幼児の発達を支援します。

【 実績 】

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	68	56	88	66	114	97
利用日数/月(日)	204	109	264	128	342	140

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数/月(人)	101	107	111
利用日数/月(日)	202	214	222

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

現在の実利用者とニーズ調査に基づく伸び率を見込みました。

◎利用日数/月

実績から平均利用日数2日/月で見込みました。

(14) 医療型児童発達支援

福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数/月(人)	0	0	0
利用日数/月(日)	0	0	0

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

サービス提供可能な事業所が県内にないため、現状を見込みました。

◎利用時間/月

サービス提供可能な事業所が県内にないため、現状を見込みました。

(15) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどで、通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。平成30年度から新しくサービスが開始されます。

【 計画 】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月(人)	1	1	1
利用日数/月(日)	2	2	2

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

利用が見込まれる重度の障がい児を見込みました。

◎利用時間/月

利用日数2日/月で見込みました。

(16) 保育所等訪問支援

保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

【 計画 】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月(人)	0	0	0
利用日数/月(日)	0	0	0

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

家庭児童相談員及び特別支援教育指導員で市内保育所等を定期的に訪問し、指導しているため、現状を見込みました。

◎利用日数/月

家庭児童相談員及び特別支援教育指導員で市内保育所等を定期的に訪問し、指導しているため、現状を見込みました。

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

障がい者で、日常生活上の援助を必要とする人に、共同生活を送りながら地域で自立した日常生活ができるよう介護や支援を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	34	33	46	38	49	43

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／月（人）	45	40	50	38	60	39

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／月（人）	40	41	48

計画値の算出根拠

◎実利用者数／月

現在の実利用者と在宅のサービス未利用者、精神科からの退院が可能な障がい者、さらには新規施設を想定した入居者を見込みました。

(2) 施設入所支援

生活能力により単身での生活が困難な人、地理的条件などにより通所することが困難な人に対して、施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月 (人)	42	46	42	48	42	48

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月 (人)	48	48	47	46	46	46

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数/月 (人)	47	48	49

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

現在の実利用者と施設入所待機上位者を見込みました。

(3) 自立生活援助

1人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。平成30年度からサービスが開始されます。

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数/月 (人)	1	1	1

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

グループホームから1人暮らしに移行する障がい者を見込みました。

4. サービス等利用計画作成など相談支援

(1) 計画相談支援（サービス等利用計画作成）

サービスを利用したい本人やその保護者が、必要なサービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画の作成を支援します。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画作成数／年（件）	6	2	13	76	19	120

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画作成数／年（件）	243	406	284	392	315	410

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画作成数／年（件）	426	448	472

計画値の算出根拠

◎計画作成数／年

現在の実利用者に年度ごとの伸び率を見込みました。

(2) 地域移行支援

福祉施設及び矯正施設等に入所している障がい者、及び精神科へ入院している障がい者（児）を対象に、医療、福祉等の関係機関の連携のもと、本人が充実した地域生活を送ることができるように在宅生活への移行を支援します。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月（人）	1	0	2	1	4	1

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月（人）	2	2	4	1	8	1

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数/月（人）	1	2	3

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

精神科からの退院が可能な障がい者（児）、及び障がい者（児）施設等から在宅への移行者を見込みました。

(3) 地域定着支援

住み慣れた地域を拠点とし、医療機関や協力機関等との連携を強化し、地域生活を安定・継続させる体制の充実を図ることにより、円滑な地域定着のための支援を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	20	0	20	0	20	0

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数/月(人)	2	0	4	0	8	0

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数/月(人)	1	2	3

計画値の算出根拠

◎実利用者数/月

精神科からの退院が可能な障がい者、及び障がい者施設等から在宅への移行者を見込みました。

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対して、専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携を図るコーディネーターを配置し、必要な支援を行います。

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置人数	1	2	3

計画値の算出根拠

◎配置人数

相談支援専門員及び保健師を見込みました。

第3節 地域生活支援事業

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対し、障がい者（児）の理解を深めるため研修・啓発を行います。

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	有	有	有

計画値の算出根拠

◎実施の有無

現状から勘案して算出しました。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者（児）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者（児）、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	無	無	無

計画値の算出根拠

◎実施の有無

現状から勘案して算出しました。

(3) 相談支援事業

相談支援事業では相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などを行います。

①相談支援事業（妙高市内）

障がい者（児）等の福祉や介護サービスなどに関する相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談員設置人数（人）	2	2	3	2	3	2
相談支援事業所数（カ所）	2	1	2	1	2	1

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談員設置人数（人）	2	2	3	2	3	2
相談支援事業所数（カ所）	1	1	2	1	2	1

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談員設置人数（人）	2	2	2
相談支援事業所数（カ所）	1	1	1

計画値の算出根拠

◎相談員設置人数

現状から勘案して算出しました。

◎相談支援事業所数

現状から勘案して算出しました。

②相談支援事業（妙高市外）

相談支援体制を今後も維持・継続するために、専門的知識を有する市外相談支援事業所職員と連携し、相談支援の体制強化を図ります。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談員設置人数（人）	2	1	3	1	3	1

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談員設置人数（人）	1	1	2	1	3	1

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談員設置人数（人）	1	1	1

計画値の算出根拠

◎相談員設置人数

市外事業所の相談員数を見込みました。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用者などで、成年後見制度の利用が必要と認められる人に対し、成年後見制度を利用するための支援を行います。（申立に関する支援、申立に要する費用に関する支援）

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／年（人）	2	0	2	0	2	0

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／年（人）	1	0	2	0	3	1

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／年（人）	1	2	3

計画値の算出根拠

◎実利用者数／年

現状から勘案して算出しました。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するための活動を支援します。

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	無	無	有

計画値の算出根拠

◎実施の有無

現状から勘案して算出しました。

(6) コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣するとともに、手話通訳者の養成を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話奉仕員人数（人）	4	2	5	2	7	2

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話奉仕員人数（人）	3	3	4	3	5	3

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員人数（人）	4	4	4

計画値の算出根拠

◎手話奉仕員人数

現在の手話奉仕員と新たに加わる手話奉仕員をもとに見込みました。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者（児）、及び知的障がい者（児）で、当該用具を必要とする人に、日常生活上の利便性の向上を図るための用具を給付します。

【 実績 】

	平成 24年度		平成 25年度		平成 26年度		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
介護・訓練支援用具（件）	2	3	2	4	3	5	6	1	8	0	10	1
自立生活支援用具（件）	14	10	19	9	25	9	9	4	9	7	9	6
在宅療養等支援用具（件）	6	2	6	7	6	7	7	6	7	8	7	7
情報・意思疎通支援用具（件）	24	9	48	5	96	7	10	1	14	2	20	2
排せつ管理支援用具（件）	725	617	870	688	1,044	700	714	542	728	483	743	513
在宅生活動作補助用具（件）	2	4	2	4	2	4	4	1	4	0	4	1

【 計画 】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具（件）	2	4	8
自立生活支援用具（件）	6	7	8
在宅療養等支援用具（件）	7	8	9
情報・意思疎通支援用具（件）	2	3	4
排せつ管理支援用具（件）	544	577	612
在宅生活動作補助用具（件）	1	2	3

計画値の算出根拠

◎各日常生活用具

給付品目ごとに、実績からの伸び率をもとに見込みました。

(8) 移動支援事業

障がい者（児）で、外出時に支援が必要とする人に対し、移動支援を行います。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／年（人）	10	10	12	12	15	14
利用延べ時間／年（時間）	192	442	230	247	276	296

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／年（人）	17	16	20	22	24	25
利用延べ時間／年（時間）	355	352	426	656	511	741

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／年（人）	28	31	35
利用延べ時間／年（時間）	837	945	1,067

計画値の算出根拠

◎実利用者数／年

実績をもとに見込みました。

◎利用延べ時間／年

実績をもとに見込みました。

(9) 地域活動支援センター事業（妙高市内）

ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援します。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
センター設置数（カ所）	3	1	3	1	3	1
利用延べ人数／年（人）	778	2,184	855	1,922	940	2,173

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
センター設置数（カ所）	1	1	2	1	2	1
利用延べ人数／年（人）	2,455	2,346	2,774	2,898	3,134	3,400

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
センター設置数（カ所）	1	1	1
利用延べ人数／年（人）	4,000	4,480	5,017

計画値の算出根拠

◎センター設置数

市内事業所数で見込みました。

◎利用延べ人数

実績をもとに見込みました。

2. 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な身体障がい者（児）を対象に、訪問入浴車による入浴サービスを提供します。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／年（人）	4	3	5	2	6	2

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／年（人）	2	1	2	1	2	1

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／年（人）	2	2	3

計画値の算出根拠

◎実利用者数／年

在宅で生活している入浴が困難な身体障がい者（児）をもとに見込みました。

(2) 日中一時支援事業

日中介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者（児）等の日中における活動の場を提供し、障がい者（児）等の家族の就労支援、及び日常的に介護している家族の一時的な身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【 実績 】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／年（人）	39	31	43	30	47	12
利用延べ日数／年（日）	2,467	2,467	2,714	1,819	2,985	880

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数／年（人）	15	13	17	13	20	14
利用延べ日数／年（日）	1,095	559	1,241	503	1,460	520

【 計画 】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数／年（人）	15	17	19
利用延べ日数／年（日）	540	612	684

計画値の算出根拠

◎実利用者数／年

現在の実利用者と特別支援学校の卒業生を見込みました。

◎利用延べ日数／年

実績をもとに見込みました。

第4節 サービスの提供量確保のための方策

〈訪問系サービス〉

事業名	方策
居宅介護	◎既存のサービス提供事業所に対して、訪問系サービスのニーズ量に合わせたサービス提供体制の確保と質の高いサービスが提供できるように働きかけます。
重度訪問介護	
行動援護	◎既存のサービス提供事業所に対して、喀痰吸引 ^(注1) 、ホームヘルパー、ガイドヘルパー ^(注2) や同行援護従業者養成講座等、重度障がい者(児)に対応した研修等の受講を促し、重度障がい等の方々 ^(注2) が包括的にサービスの利用できる体制の確保に努めます。
重度障がい者等包括支援	
同行援護	

(注1) 喀痰吸引：咳とともに吐き出される痰のことを喀痰といい、その痰を機械によって吸引する行為をいう。

(注2) ガイドヘルパー：単独での外出が困難な知的障がいや重度の視覚障がいのある人等を対象に、外出の際に付き添い介護を行う人。

〈日中活動系サービス〉（関連ページ：20、33、35）

事業名	方 策
生活介護	◎重度障がい者（児）の受け入れ環境が整っている事業所や経験のある事業所に働きかけ、サービスの拡充・強化と、利用者枠の確保を図ります。
自立訓練（機能訓練）	◎現在、サービスを利用していないかたや特別支援学校の卒業生を中心に、既存のサービス事業所において、障がい者（児）に対する訓練の場の確保を進めます。
自立訓練（生活訓練）	<p>〈卒業見込み者数〉</p> <p>平成30年度 4人</p> <p>平成31年度 3人</p> <p>平成32年度 5人</p>
自立訓練（宿泊型自立訓練）	◎一般就労が困難な障がい者（児）に対し、本人の状態に応じた就労訓練の場と、訓練メニューの拡充を図るとともに、就労継続支援A型のサービスの確保に努めます。
就労移行支援	◎ハローワークや障害者就業・生活支援センター等を通じて、市内事業所に対して情報提供を行うことで、障がい者（児）雇用の理解と協力、就労の場の確保を進めます。
就労継続支援（A型）	◎障がい者（児）の就労支援事業所との連携を進めるとともに、工賃アップのため、受注作業の拡充や、商品の販路拡大及び販売促進に努めます。
就労継続支援（B型）	◎障がい者（児）の就労支援事業所との連携を進めるとともに、工賃アップのため、受注作業の拡充や、商品の販路拡大及び販売促進に努めます。
就労定着支援	◎一般就労へ移行した障がい者が、就労に伴う環境の変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問等、きめ細かい支援を行います。

療養介護	◎現在、在宅生活を行っている重症心身障がい者（児）の中で、今後、サービス利用が見込まれるかたの身体状況等の把握や病院との連携を図り、床数の確保に努めます。
短期入所（福祉型）	◎介護保険サービス事業所で、短期入所生活介護を行う事業所に働きかけ、今後増加が見込まれる利用者に備えた、床数の確保に努めます。 <確保見込み数> ・平成32年度 3床（計16床）
短期入所（医療型）	
放課後等デイサービス 児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	◎今後利用者の増加が見込まれることからサービス提供事業所及びひばり園と連携し、利用者のニーズに沿ったサービス提供が図られるように努めます。

<居住系サービス>

事業名	方 策
共同生活援助 (グループホーム) (関連ページ：37)	◎入居希望者の動向を見極めながら、サービス事業所との協議を行い、グループホームの計画的な整備を進めながら、必要数の確保に努めます。 <確保見込み> 平成32年度 7床(計39床)
施設入所支援	◎スムーズに施設入所が図られるよう待機者の生活の現状把握に努め、施設と情報共有を図ります。また、待機者のうち介護保険サービスが適用される方は介護保険施設への移行を適切に進め、待機者の解消に努めます。 <待機者数> 平成30年度 5名
自立生活援助	◎施設利用をしていた障がい者が一人暮らしを始めた時に、生活や健康上の問題等がなく生活できるよう、訪問を行い、必要な助言等の支援を行います。

〈サービス等利用計画など相談支援〉

事業名	方 策
サービス等利用計画作成	<p>◎個々の心身の状況に合ったサービスを提供するため、相談支援専門員と連携し、適正な計画作成に努めます。また、サービス提供事業所に対して「新潟県相談支援従事者初任者研修」の受講を積極的に促し、相談支援専門員の増員を図るとともに、指定特定相談支援事業所の確保に努めます。</p> <p>〈指定事業所〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定特定相談支援事業所
地域移行支援	<p>◎市外だけでなく市内でサービス提供が図られるよう新規事業所の確保に努めます。</p>
地域定着支援	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	<p>◎医療的ケア児等コーディネーター養成研修を活用し、コーディネーターの確保に努めます。</p>

<地域生活支援事業（必須事業）>

事業名	方 策
理解促進研修・啓発事業	◎地域住民の相互の理解を深めるための啓発活動や教育・交流活動を継続するとともに、障がい者（児）の理解推進に向けた取り組みを推進します。
自発的活動支援事業	
相談支援事業 （関連ページ：24）	◎相談員の資質向上を図るとともに、障害者手帳所持者でサービス未利用者への訪問等により必要な支援が適切に受けられるよう、相談支援の充実を図ります。また、行政、福祉施設、医療機関、教育機関等の関係者間における情報の共有と連携の強化を図ります。 ◎近隣市と連携し、市外における相談支援が円滑に行えるよう体制の整備に努めます。
成年後見制度利用支援事業 （関連ページ：26）	◎関係機関と連携し、成年後見制度の普及啓発を推進するとともに、市報やホームページなどを活用し制度の周知に努めます。
成年後見制度法人後見支援事業	◎成年後見制度を活用するための受け皿の拡充を行い、支援体制の整備を図ります。
コミュニケーション支援事業 （意思疎通支援事業） （関連ページ：21）	◎妙高市ろう協会と連携し、手話通訳者や要約筆記者の養成研修を継続し、利用者のニーズに対応できるように努めます。 ＜手話奉仕員の確保見込み数＞ ・平成32年度 1人（計4人）
日常生活用具給付等事業	◎利用者のニーズを把握し、ニーズに合った日常生活用具の適切な給付を行います。

移動支援事業	◎障がい者（児）の日常生活や社会参加を支援するため、サービス提供事業所の確保及びサービスの質の向上に努めます。
地域活動支援センター事業 （妙高市内） （関連ページ：31）	◎障がい者（児）の増加が今後も見込まれることから、地域活動支援センターⅢ型（注）の機能強化に努めます。 ◎障がい者（児）の地域活動支援センターでの取り組みを継続するとともに、現在取り組んでいる文化・芸術活動の内容を充実させ活動を推進します。

（注）地域活動支援センターは障がい者（児）等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等地域の実情に応じ、市がその創意工夫により設置するもの。

【内容】

- ◎「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。
- ◎上記に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型を設定。
 - a：Ⅰ型…相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施。
利用定員：1日当たり利用実人員20名以上
 - b：Ⅱ型…機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。
利用定員：1日当たり利用実人員15名以上
 - c：Ⅲ型…運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実。
利用定員：1日当たり利用実人員10名以上

〈地域生活支援事業（任意事業）〉

事業名	方策
訪問入浴サービス事業	◎サービス希望者の身体状況等を把握し、訪問入浴サービス提供事業所と情報共有を図り、適切なサービス利用につながるよう努めます。
日中一時支援事業	◎作業所における日中の見守りや開設時間外（延長）利用等がスムーズに受けられるよう、引き続き、サービス提供事業所へ働きかけを行い、サービス体制の充実を図ります。

第5節 計画の点検・評価体制

本計画の効果的かつ着実な推進を図るため、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて対策を講じていく必要があります。また、障がいのある人の地域生活や就労移行を促進することも必要です。

このため、関係機関やサービス提供事業者等を構成員とする妙高市障がい者地域自立支援協議会において、計画の進捗管理や点検・評価を実施することで、この計画を推進していきます。

第6章 資料編

1 障がい者（児）へのアンケート調査

■アンケート調査の実施概要

調査対象	配付数 (件)	回答数 (件)	回答率 (%)	調査方法
18歳以上の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	1,542	886	57.5%	手帳所持者全員（個人）に郵送配付、郵送回収。
18歳以上の療育（知的）手帳所持者	196	87	44.4%	手帳所持者全員（個人）に郵送配付、郵送回収。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持障がい児（18歳未満）の保護者	62	30	48.4%	手帳所持障がい児（18歳未満）の保護者全員（個人）に郵送配付、郵送回収。
合計	1,800	1,003	55.7%	

■アンケート調査から読み取れること

障がい者の現状と今後、不安なことや、望むことなどで多かったもの

◎18歳以上の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

●設問から

○基本情報（年齢、障がいの程度、介護状態等）

- ・75%以上が高齢者（65歳以上）、重度の障がい者（身体1～3、療育A、精神1）が約66%、要介護認定は約38%、うち約36%（119人）が要介護3以上
→高齢化が進んでいる

○就労状況、収入

- ・就労者は約20%、また月収が15万円以上の者は約19%
→約71%は月収が15万円未満

○今後5年間の過ごし方、将来の生活について

- ・将来的に自宅で家族と暮らしたい（約62%）

○保険・医療や、外出時等に困ることや不安なこと

- ・障がいが重度化したり病状が進むのが不安（約55%）
- ・公共交通機関、建物設備の利用が不便、道路や建物に段差が多い、障がい者用駐車スペースが少ないなど（約14～24%）

○バリアフリー化促進のための優先整備事項

- ・段差解消（約33%）、障がい者用駐車スペース確保（約23%）
多機能トイレ整備（約19%）

○障がい福祉の相談機能の充実に必要なこと

- ・住んでいる身近な場所での相談（44%）
適切なアドバイスができる人材確保（32%）

○障がい者施策の充実に必要な取り組み

- ・各種手当の充実、医療費軽減（約29%）
障がい者の理解を深める教育、広報等（約23%）

●自由意見から

○一般（886人中228人が回答）

- ・移動支援に関すること（20人）
→移動手段の確保として支援の充実（助成金アップ、補助の充実、パス券等）
- ・今後の不安に関すること（18人）
→障がい者自身の様態が悪くなる、介護者がいなくなるなどの将来への不安
- ・障がいに対する理解に関すること（16人）
→障がい者の理解が進んでいない、視線が特別だ（差別）、学校での教育が必要など
- ・相談に関すること（13人）
→専門支援員の増員や相談体制の充実（日曜窓口）、民生委員等資質向上など
- ・バリアフリーに関すること（12人）
→バリアフリーの充実（道路、歩道、施設、駅などを進めてほしい）
- ・福祉サービスに関すること（12人）
→障がい者の手当の充実、買物支援などサービスの充実
- ・アンケートに関すること（11人）
→高齢者や施設入所者には難しい、アンケート自体意味がないなど否定的なもの
- ・医療に関すること（8人）
→医療費助成（交通費助成）、医療相談の充実、透析など医療施設の充実
- ・事務手続きに関すること（7人）
→手続きの簡素化、判定等の早期決定、提出期限に余裕を持たせるなど
- ・家族支援に関すること（6人）
→介護する家族が大変だ、辛さを分かかってほしい、支援してほしい
- ・施設入所に関すること（5人）
→金額の安価な施設の希望、早期入所の希望など
- ・情報収集（提供）に関すること（5人）
→サービス、施設、制度等情報提供の充実、情報収集が困難であるなど
- ・除雪支援に関すること（5人）
→軽度者への支援、人をお願いすることが辛いなど
- ・生活費・収入（年金等）に関すること（5人）
→収入が少ない、年金を増やしてほしいなど
- ・市及び障がい者福祉施設の職員に関すること（5人）
→施設職員の手当の増額、人材確保、職員資質の向上など
- ・障がい者雇用に関すること（4人）
→障がい者雇用が少ない、作業所で就職先の開拓まで希望、希望と求人が合わないなど
- ・駐車場に関すること（4人）
→身障者用の駐車スペースが使えない時や、ない所がある、少ないなど
- ・成年後見制度に関すること（3人）
→制度の充実、後見人を確保してほしいなど
- ・リハビリに関すること（施設・スタッフの充実）（3人）
→障がい者の人が機能訓練利用できる施設、専門医の配置など
- ・その他（要望）（3人）
→電話で話をよく聞く、シルバーカーでのヘルメット義務づけなど
- ・災害時の対応（2人）
→障がい者専用避難所があればよい等
- ・障害者手帳に関すること（2人）
→制度、等級の見直し（緩和）など
- ・介護保険制度に関すること（1人）
→介護保険の認定に関すること
- ・市営アパートの確保（1人）
→早く入りたいが待ち状態である
- ・その他（御礼・感謝）（57人）
→市の取り組みに対する御礼、感謝など

◎18歳以上の療育（知的）手帳所持者

●設問から

○基本情報（年齢、障がいの程度、介護状態等）

- ・18歳以上30歳未満（約40%）、30歳以上50歳未満（約34%）
療育A（約42%）B（約55%）、身体手帳所持（約22%）

○就労状況、収入

- ・就労者は42人（うち正社員3人、就労支援施設等25人）

○保険、医療面での不安、困ること

- ・障がいの重度化、病状進行（約22%）、医師へ（から）の説明（約33%）

○外出時の不安、困ること

- ・公共交通機関の利用が不便（約21%）、とくにない（約28%）

○将来の暮らしについて

- ・自宅で家族と暮らしたい（約37%）、福祉施設に入所（約22%）

○障がい者施策充実のため、力を入れる必要があるもの

- ・入所施設整備（約26%）、グループホーム等整備（約26%）
手当充実、医療費削減（約24%）、ホームヘルプ・在宅サービス充実（約17%）

●自由意見から

○18歳以上療育（86人中28人が回答）

- ・福祉サービスに関すること（6人）
→ショートステイや移動支援などサービスの充実
- ・アンケートに関すること（3人）
→アンケート結果を分かりやすく知らせてほしいなど。
- ・家族支援に関すること（2人）
→介護者する家族が大変なため、その支援をお願いしたいなど
- ・障がいに対する理解に関すること（2人）
→障がい者の理解が進んでいない、視線が特別だ（差別）、学校での教育が必要など
- ・施設入所に関すること（2人）
→グループホームの整備が必要等
- ・医療に関すること（1人）
→知的障がい者へ対応出来る健康診断の場の確保、医療機関の確保を行って欲しい
- ・今後の不安に関すること（1人）
→介護者がいなくなるなどの将来への不安
- ・災害時の対応（1人）
→施設での災害時の訓練について市はもっと関与すべき
- ・生活費・収入（年金等）に関すること（1人）
→入院していて毎月お金のことが心配
- ・バリアフリーに関すること（1人）
→バリアフリーの充実（車いすなどがなく、お店に入れない）
- ・移動支援に関すること（1人）
→移動手段の確保として支援の充実（助成金アップ、補助の充実、パス券等）

- ・その他（上記以外）5人

- ・その他（御礼・感謝）2人
→市の取り組みに対する御礼、感謝など

◎身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持障がい児（18歳未満）の保護者

●設問から（30人と母集団数が少ないため、実人数で表示）

○基本情報（介護の必要の有無、介護者、障がいの程度等）

・介護の必要あり（28人）、介護者（母 23人 父 3人）

手帳 療育A（8人） B（11人）、身体（10人）、精神（3人）

○普段本人にどう過ごしてほしいか

・（休日や長期休暇も含め）障がいの無い子供たちと遊びや交流をさせたい（26人）

○災害時に困ること

・不安、混乱する（18人）、手助けが必要（16人）、助けを求める手段なし（13人）

○本人が利用を増やす必要が高いサービス

・通所系サービス（19人）、ショートステイ（12人）

○将来の不安

・家族が亡くなった後（21人）、経済的なこと（13人）、本人の健康や障がい（13人）

○将来の望む暮らし

・家族と一緒に暮らす（9人）、介護を受けずに一人で暮らす（6人）、入所施設（5人）

○望む暮らしを実現させるために必要な支援

・働く場所が近くにある（13人）、介護の仕組みやサービスの充実（12人）

障がい者の入所施設が身近にある（11人）

●自由意見から

○18歳未満（30人中18人が回答）

・福祉サービスに関すること（6人）

→障がい者施設、放課後等デイサービスなどを充実させてほしいなど

・相談に関すること（3人）

→就労相談の充実等

・移動支援に関すること（2人）

→通院施設の送迎支援の充実や、通院に関する助成の充実

・障がいに対する理解に関すること（2人）

→企業などに障がい者への理解がほしい

・アンケートに関すること（1人）

→意味の分からない箇所があった

・市及び障がい者福祉施設の職員に関すること（1人）

→福祉担当職員は当事者（保護者）であってほしい

・障がい者雇用に関すること（1人）

→市内での障がい者の雇用の場を増やす、充実する事を期待する

・情報収集（提供）に関すること（1人）

→障がい関連の情報収集が困難だ（乳幼児検診時でそういった情報があると助かる）

・療育支援に関すること（1人）

→高校から特別支援学校へ行き、中学までの流れが切れてしまった。（部活など）
高卒資格のとれる支援学校がほしい

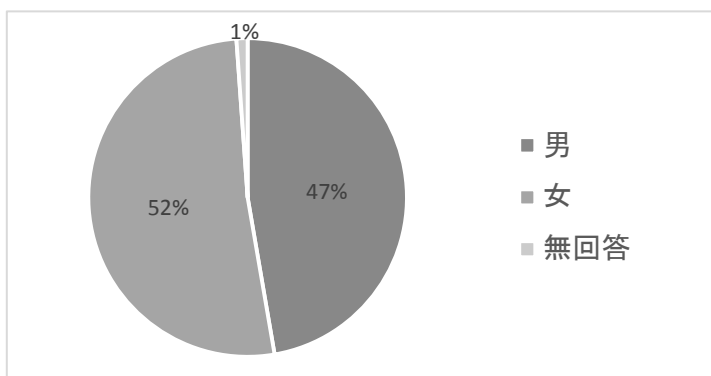
アンケートの集計結果

18歳以上の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

※■回答者の基本情報

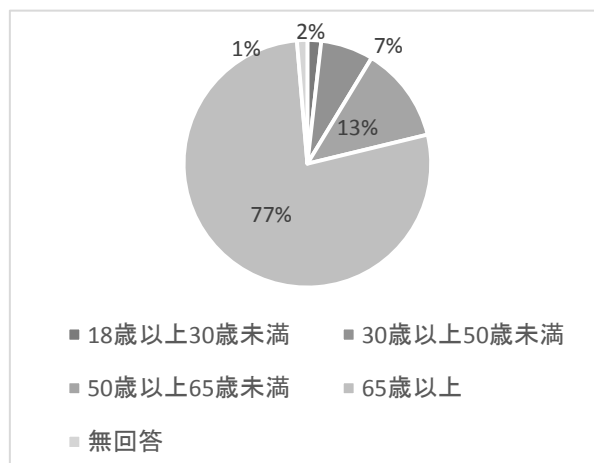
問1 性別（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
男	419	47.3%
女	457	51.6%
無回答	10	1.1%
計	886	100.0%



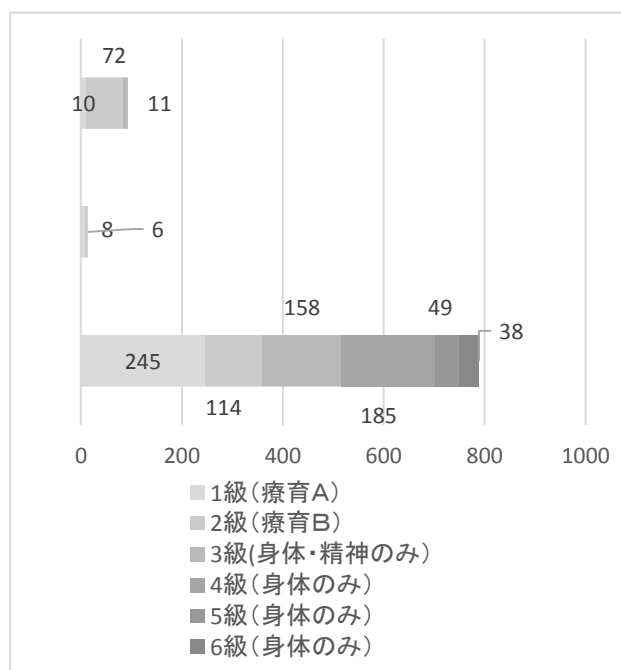
※問2 年齢（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
18歳以上30歳未満	16	1.8%
30歳以上50歳未満	61	6.9%
50歳以上65歳未満	111	12.5%
65歳以上	686	77.4%
無回答	12	1.4%
計	886	100%



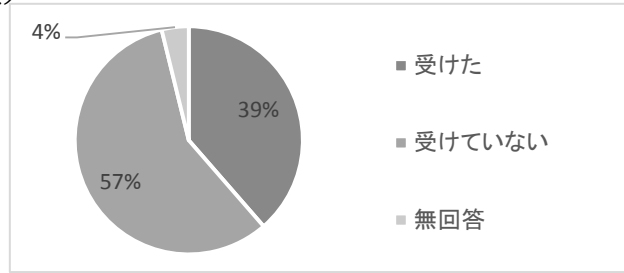
問3 手帳の等級（1つ選択）

項目	身体（人）	療育（人）	精神（人）
1級（療育A）	245	8	10
2級（療育B）	114	6	72
3級（身体・精神のみ）	158		11
4級（身体のみ）	185		
5級（身体のみ）	49		
6級（身体のみ）	38		
無回答	0	0	0
計	789	14	93



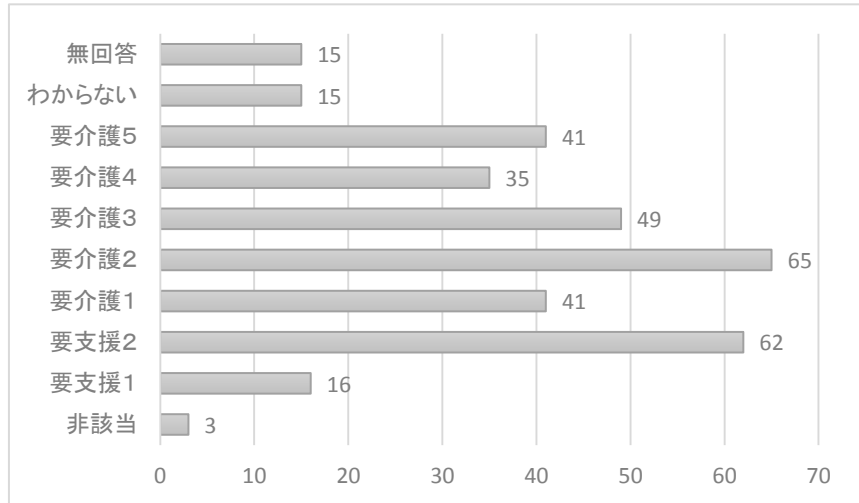
問4 介護保険の要介護認定（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
受けた	342	38.6%
受けていない	510	57.6%
無回答	34	3.8%
計	886	100.0%



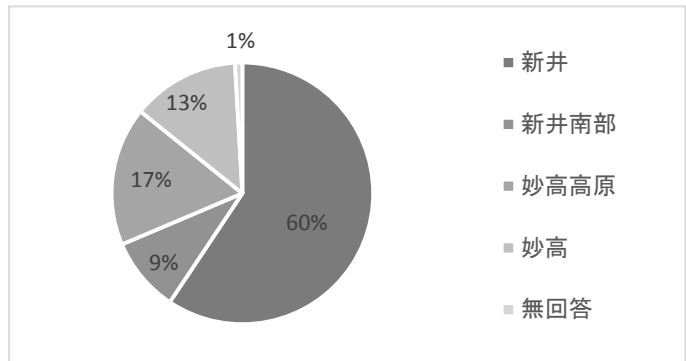
受けた場合の要介護状態区分（1つ選択）

項目	人数（人）
非該当	3
要支援1	16
要支援2	62
要介護1	41
要介護2	65
要介護3	49
要介護4	35
要介護5	41
わからない	15
無回答	15
計	342



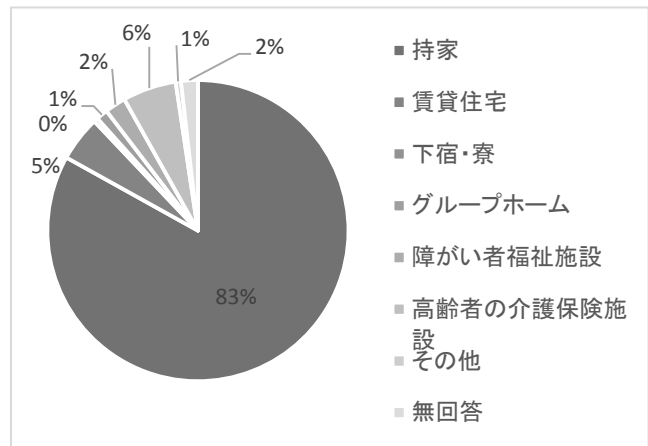
問5 居住区域（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
新井	526	59.4%
新井南部	82	9.3%
妙高高原	152	17.2%
妙高	118	13.3%
無回答	8	0.9%
計	886	100.0%



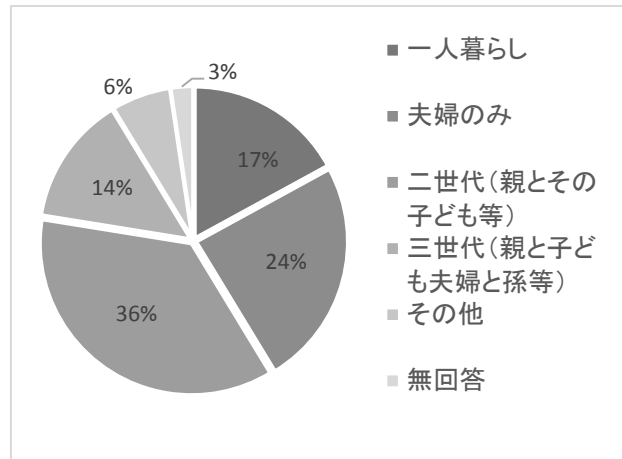
問6 現在の住まい（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
持家	736	83.1%
賃貸住宅	43	4.9%
下宿・寮	4	0.5%
グループホーム	11	1.2%
障がい者福祉施設	20	2.3%
高齢者の介護保険施設	51	5.8%
その他	5	0.6%
無回答	16	1.8%
計	886	100.0%



問7 世帯類型（1つ選択）

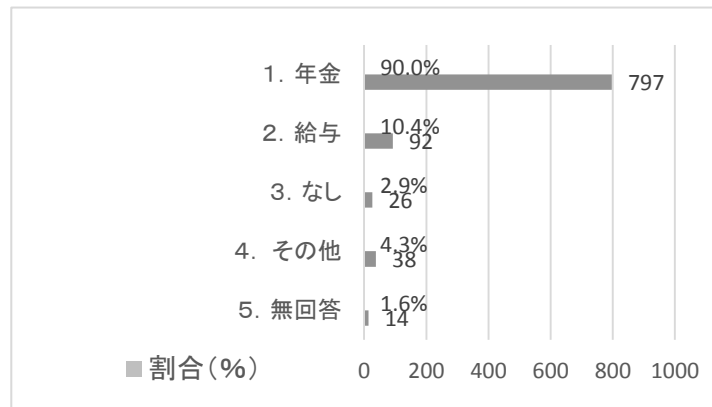
項目	人数（人）	割合（%）
一人暮らし	151	17.0%
夫婦のみ	215	24.3%
二世帯（親とその子ども等）	321	36.2%
三世帯（親と子ども夫婦と孫等）	122	13.8%
その他	56	6.3%
無回答	21	2.4%
計	886	100.0%



■日常生活について

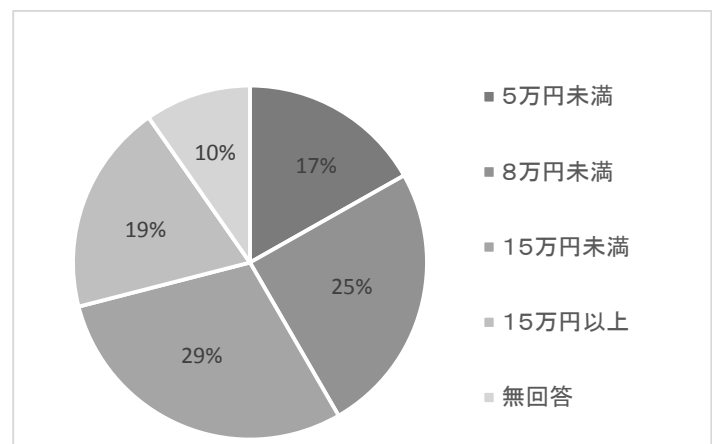
問8 主な収入の種類（すべて選択可）

項目	人数（人）	割合（%）
1. 年金	797	90.0%
2. 給与	92	10.4%
3. なし	26	2.9%
4. その他	38	4.3%
5. 無回答	14	1.6%
回答者数	886	109.1%

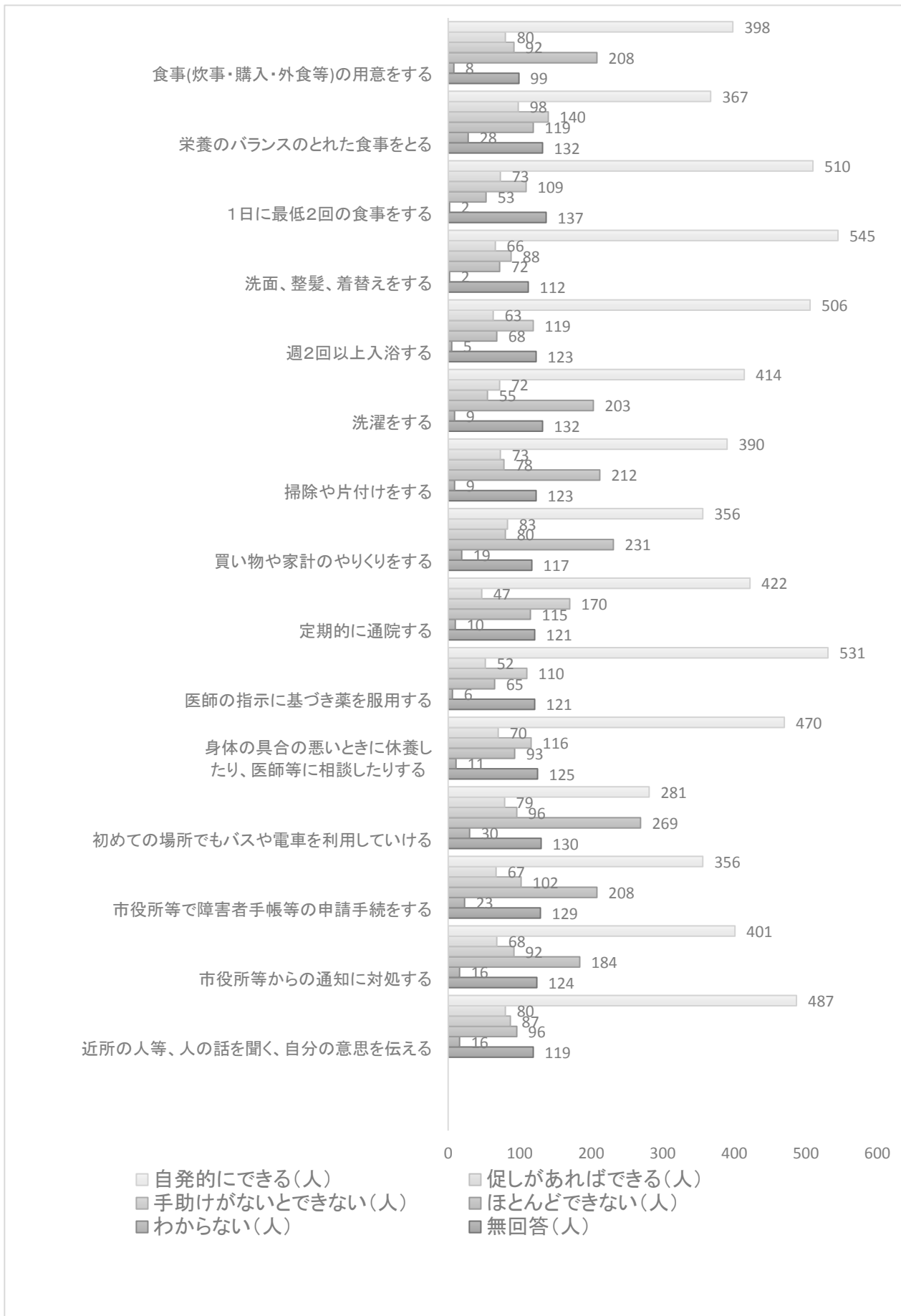


問9 1か月の収入金額（1つ選択）

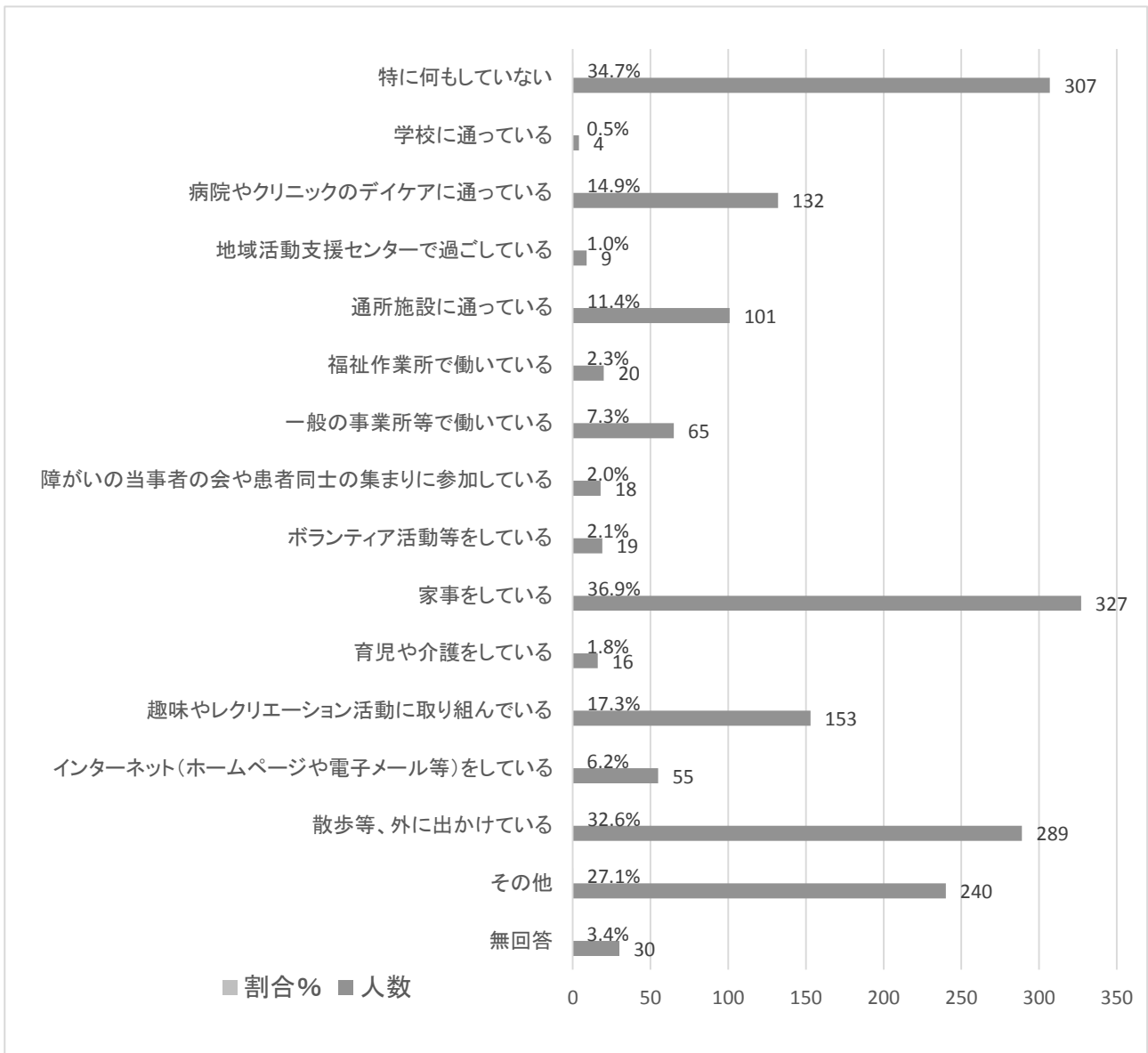
項目	人数（人）	割合（%）
5万円未満	149	16.8%
8万円未満	220	24.8%
15万円未満	260	29.3%
15万円以上	171	19.3%
無回答	86	9.7%
計	886	100.0%



問10 ふだんの生活で、誰かの手助けを必要としているか（各々1つ選択）

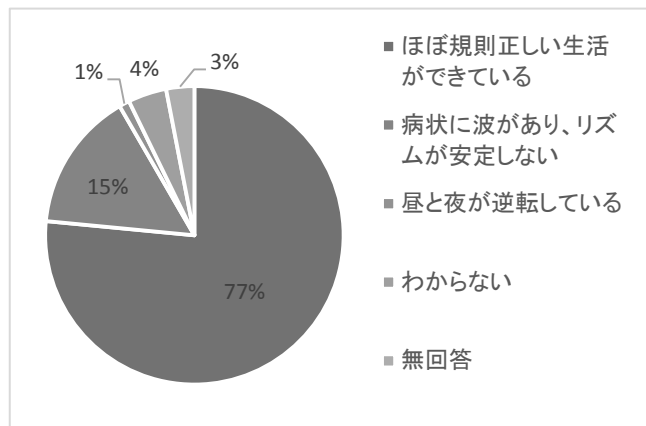


問11 日ごろ昼間の時間をどのように過ごしているか（3つまで選択可）



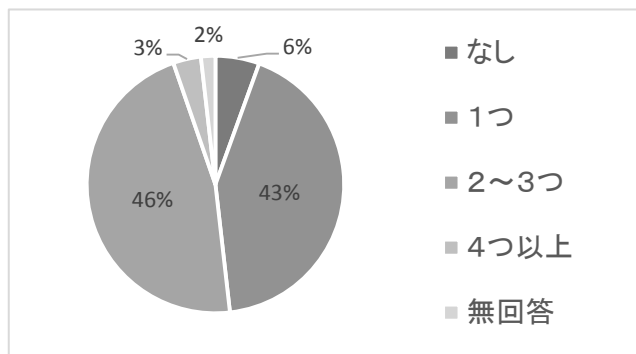
問12 安定した生活リズムがあるか（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
ほぼ規則正しい生活ができている	678	76.5%
病状に波があり、リズムが安定しない	134	15.1%
昼と夜が逆転している	10	1.1%
わからない	37	4.2%
無回答	27	3.0%
計	886	100.0%

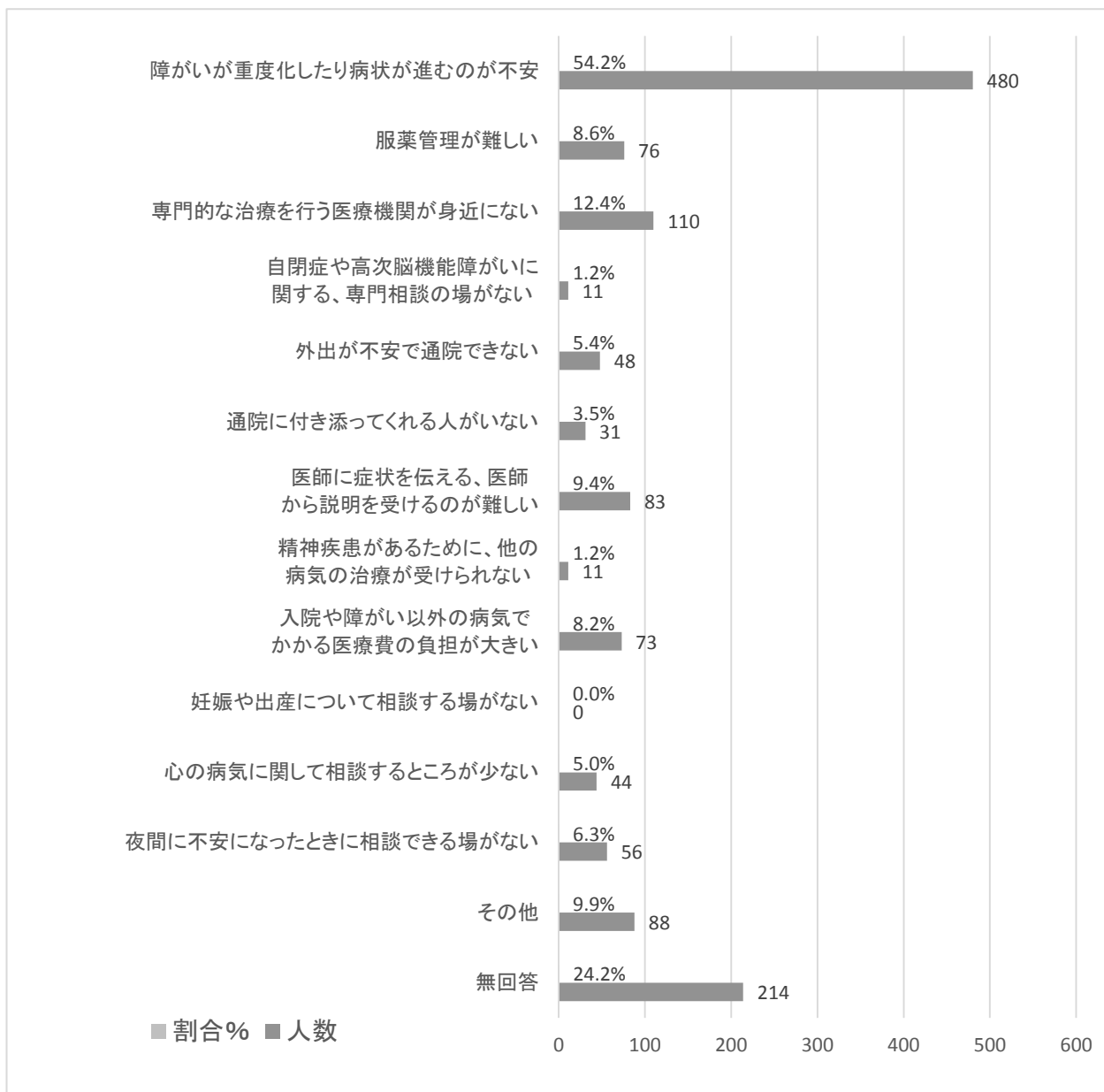


問13 定期的に通院している医療機関（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
なし	49	5.5%
1つ	378	42.7%
2～3つ	412	46.5%
4つ以上	31	3.5%
無回答	16	1.8%
計	886	100.0%

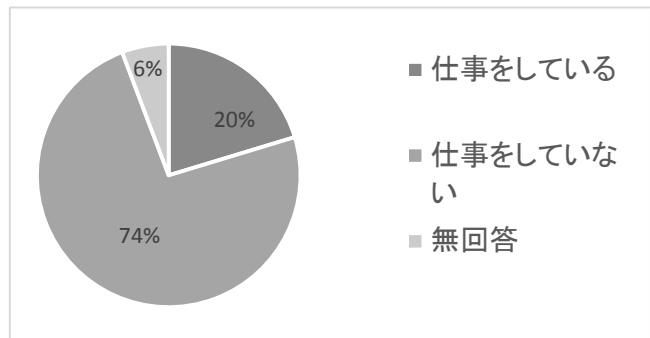


問14 保健・医療面で困ることや不安に思うこと（すべて選択可）

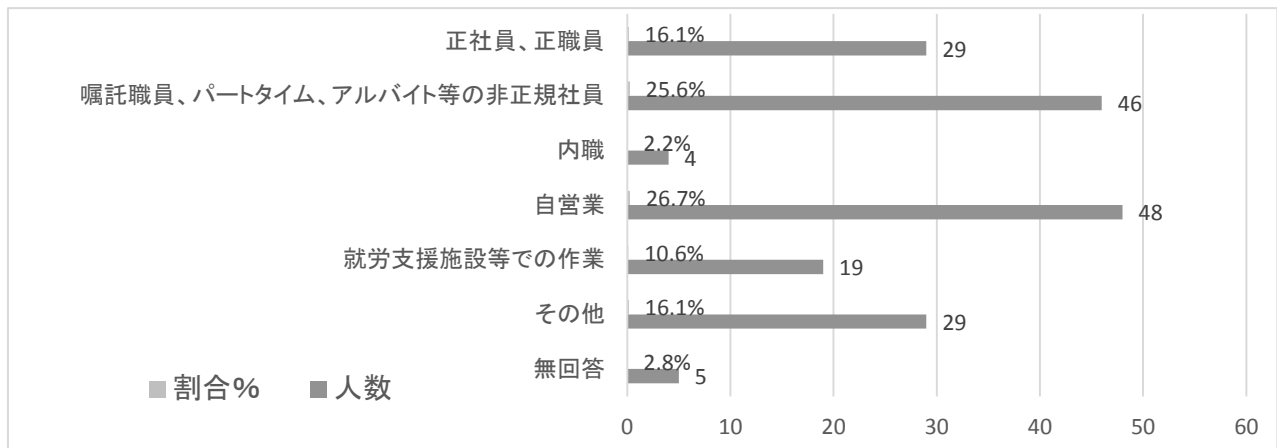


■就労状況について
問15 現在働いているか（1つ選択）

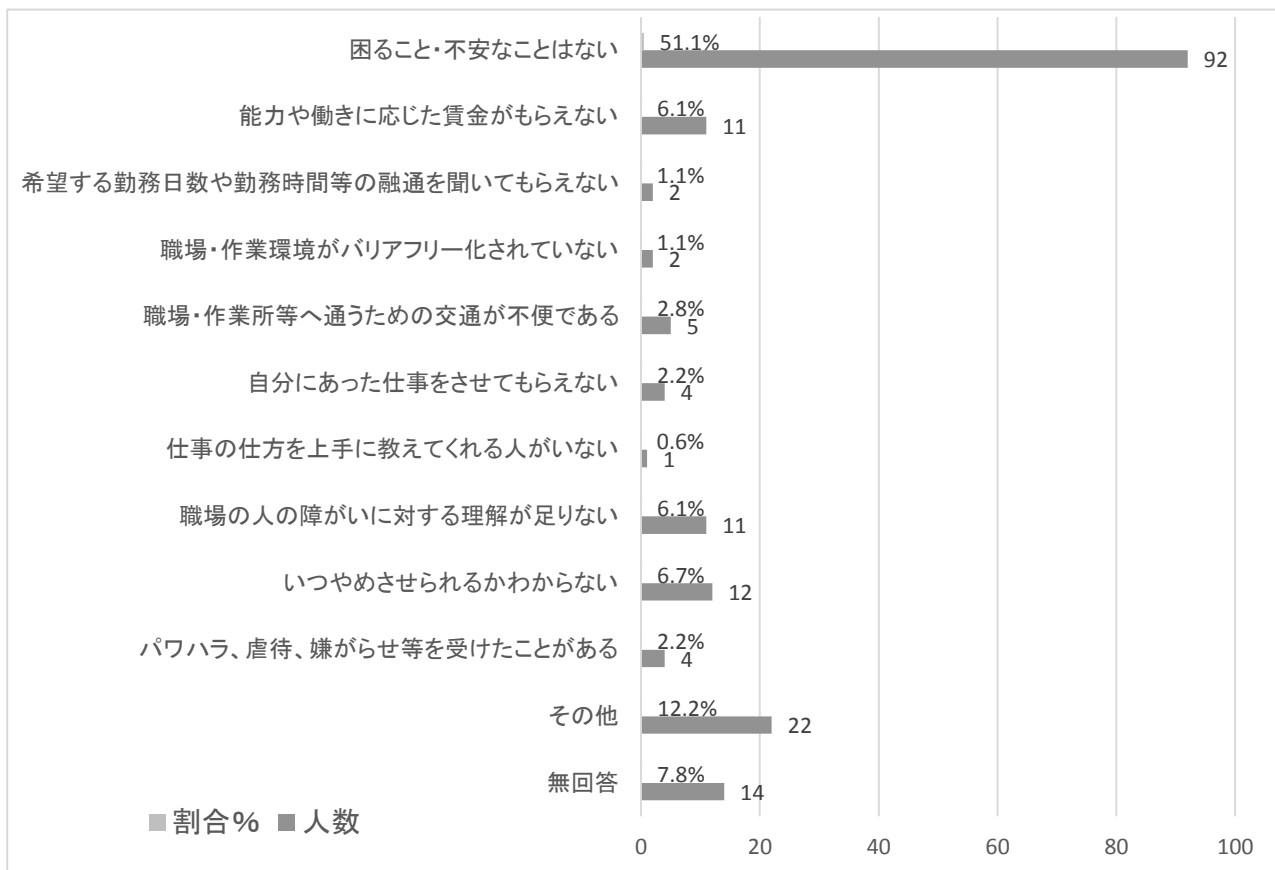
項目	人数（人）	割合（%）
仕事をしている	180	20.3%
仕事をしていない	655	73.9%
無回答	51	5.8%
計	886	100.0%



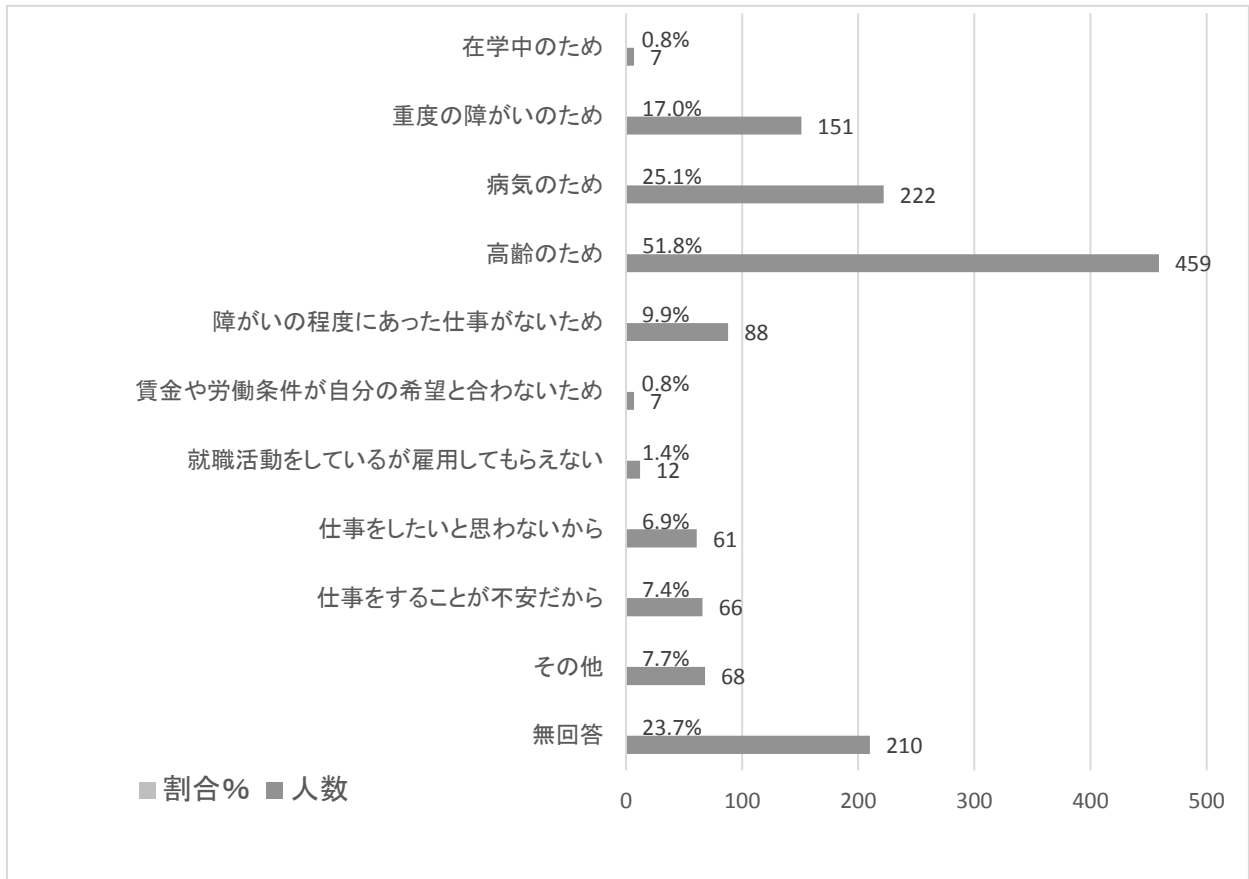
問16 仕事をしているかたの就労形態（1つ選択）



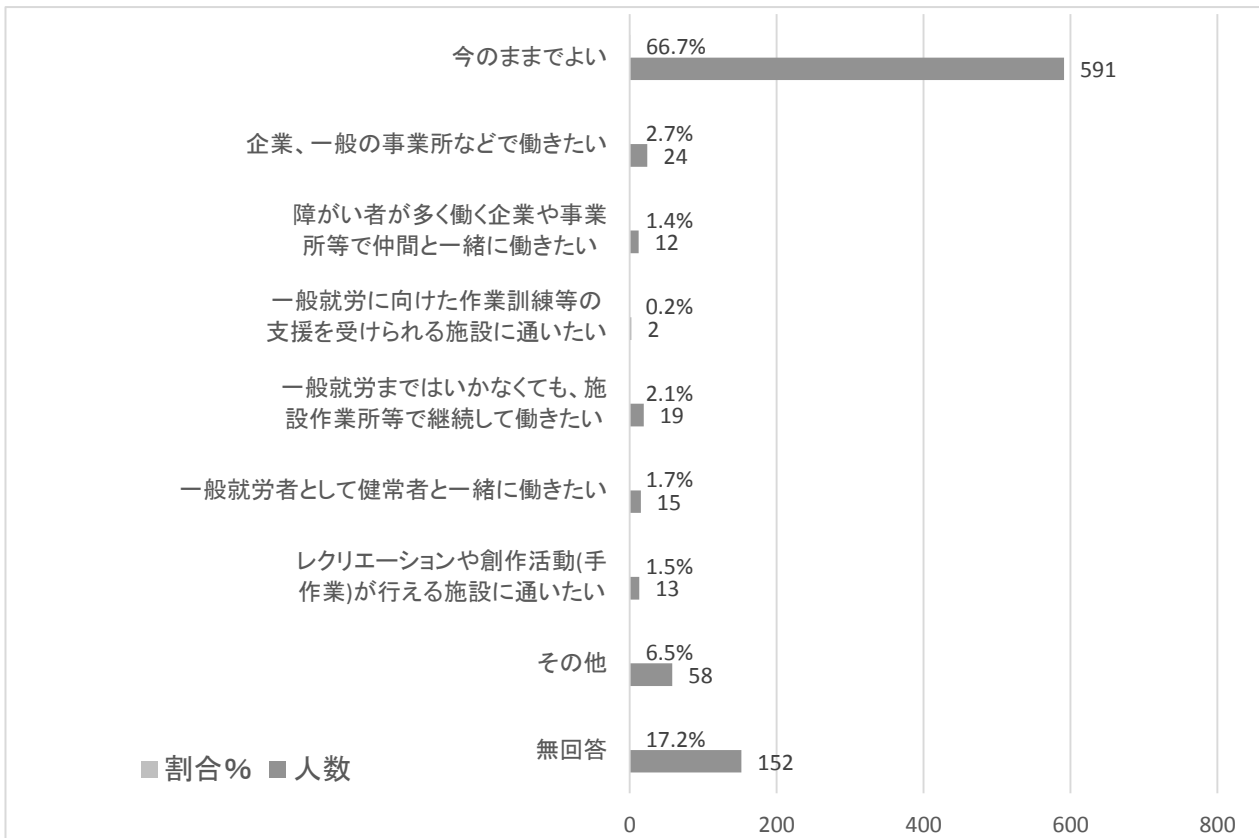
問17 今の仕事で困ることや不安に感じていること（すべて選択可）



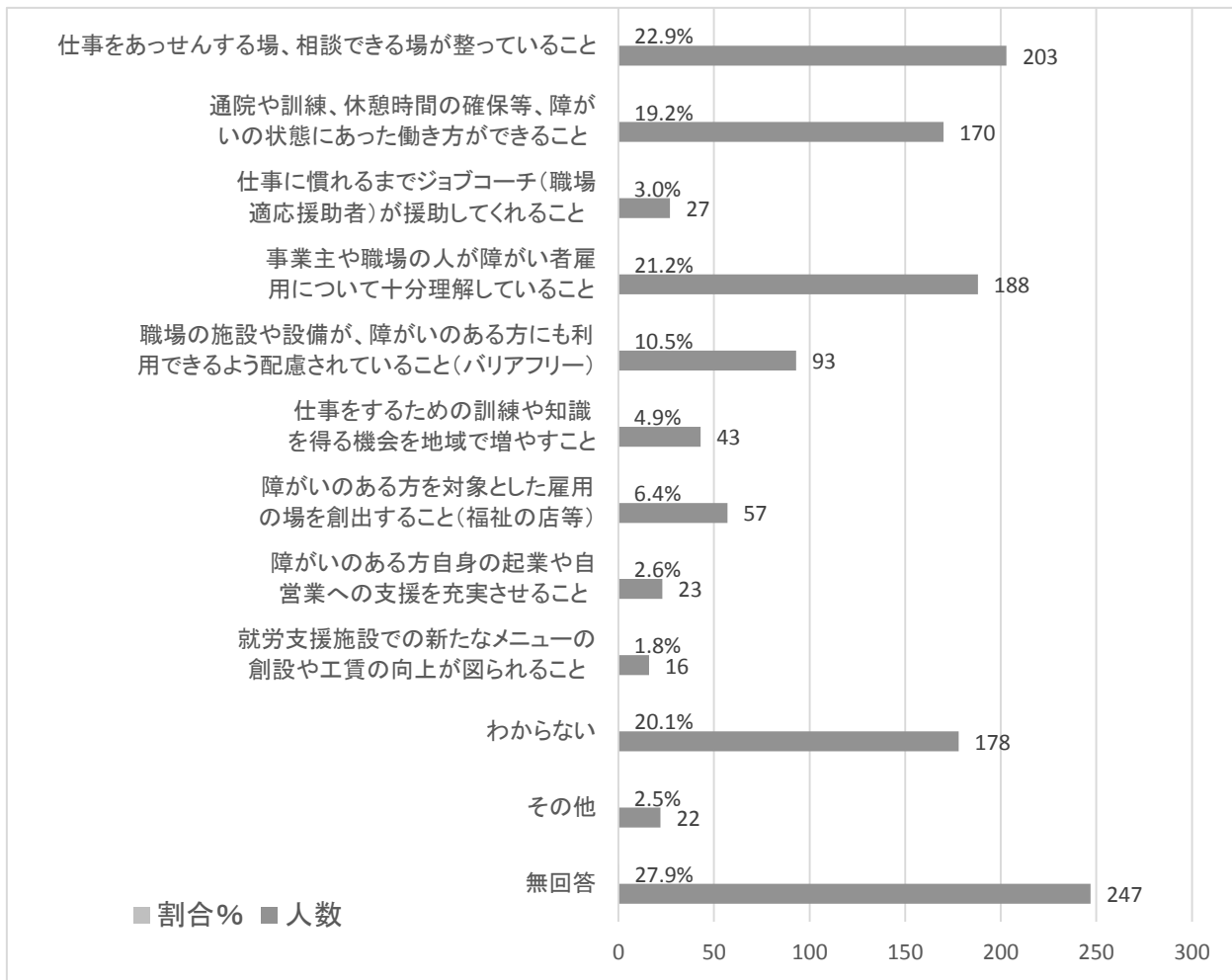
問18 仕事をしていないかたの理由（3つまで選択可）



問19 今後5年の間、仕事をはじめ日中の過ごし方についての希望（1つ選択）

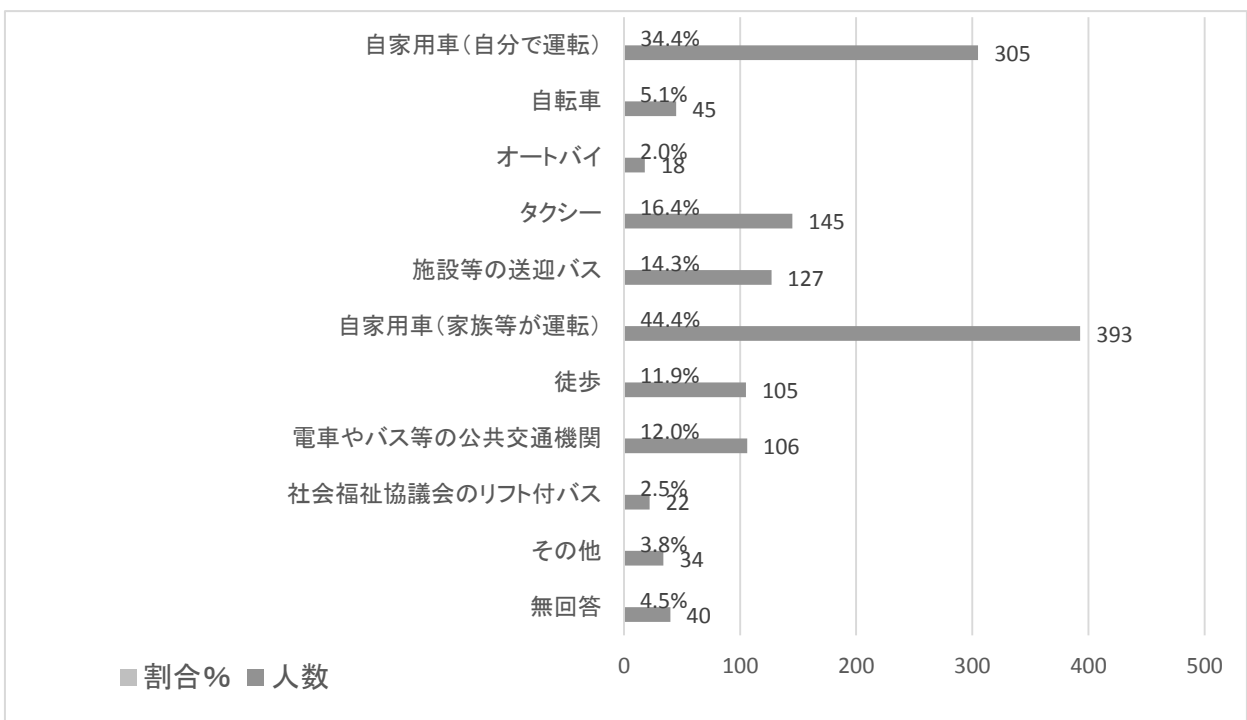


問20 働くための環境や条件で必要なこと（2つまで選択可）

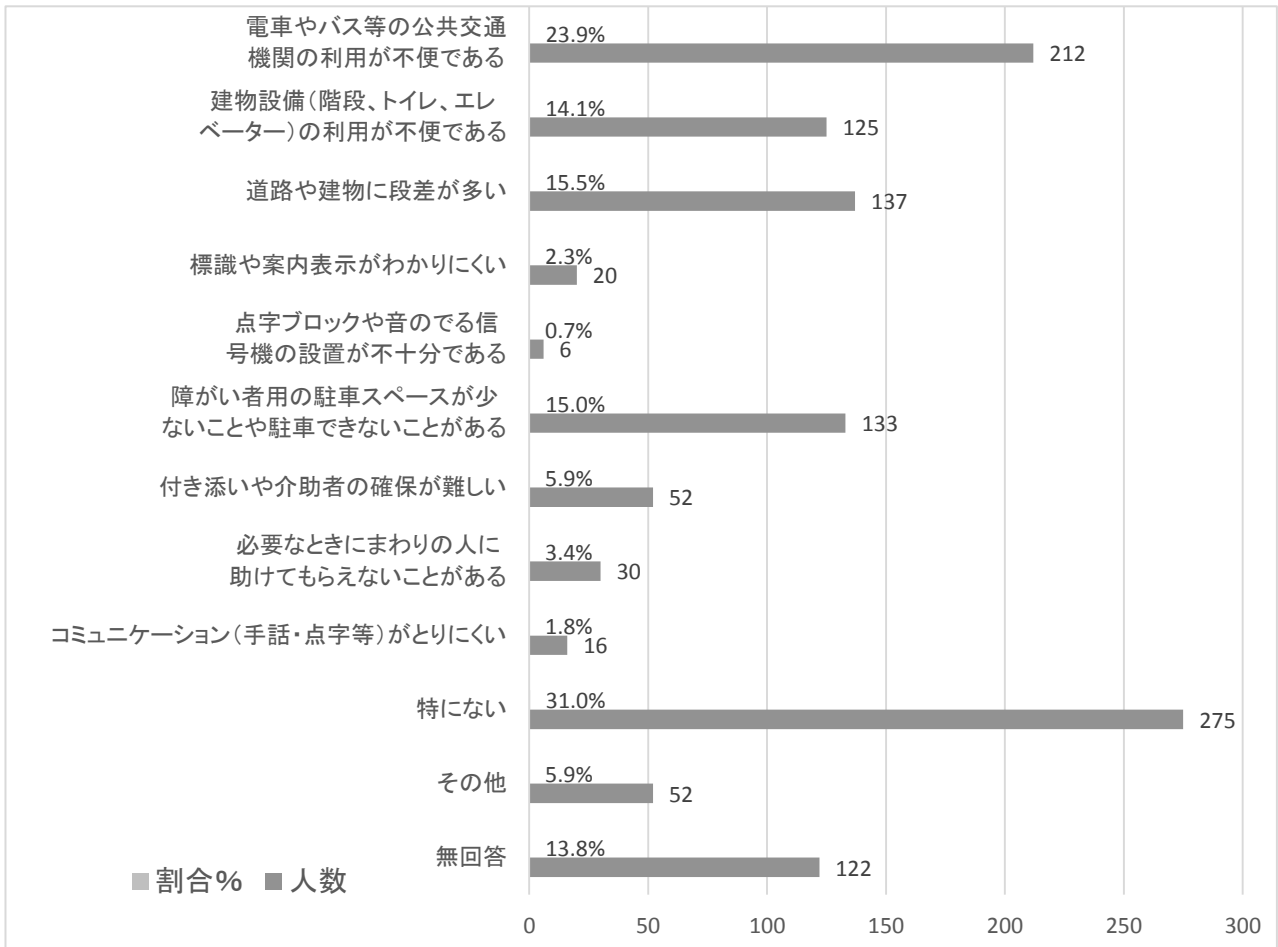


■外出状況について

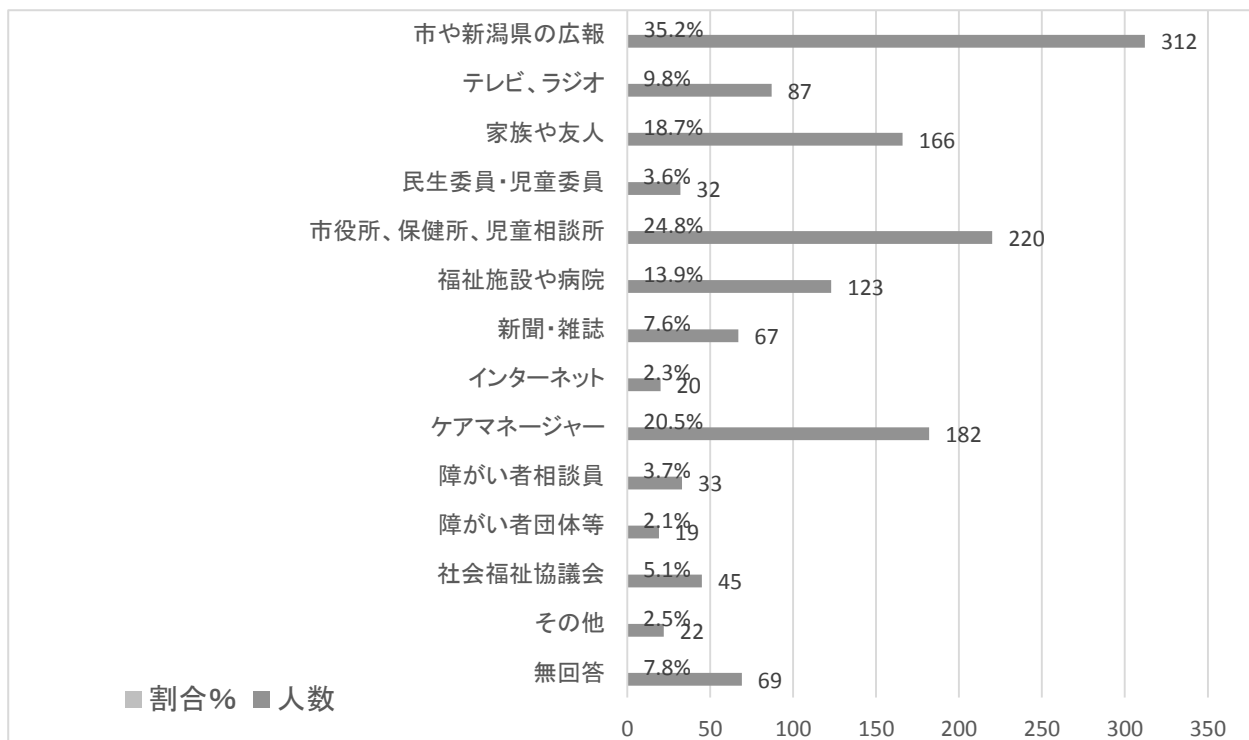
問21 この1年くらいの間のお出手段（2つまで選択可）



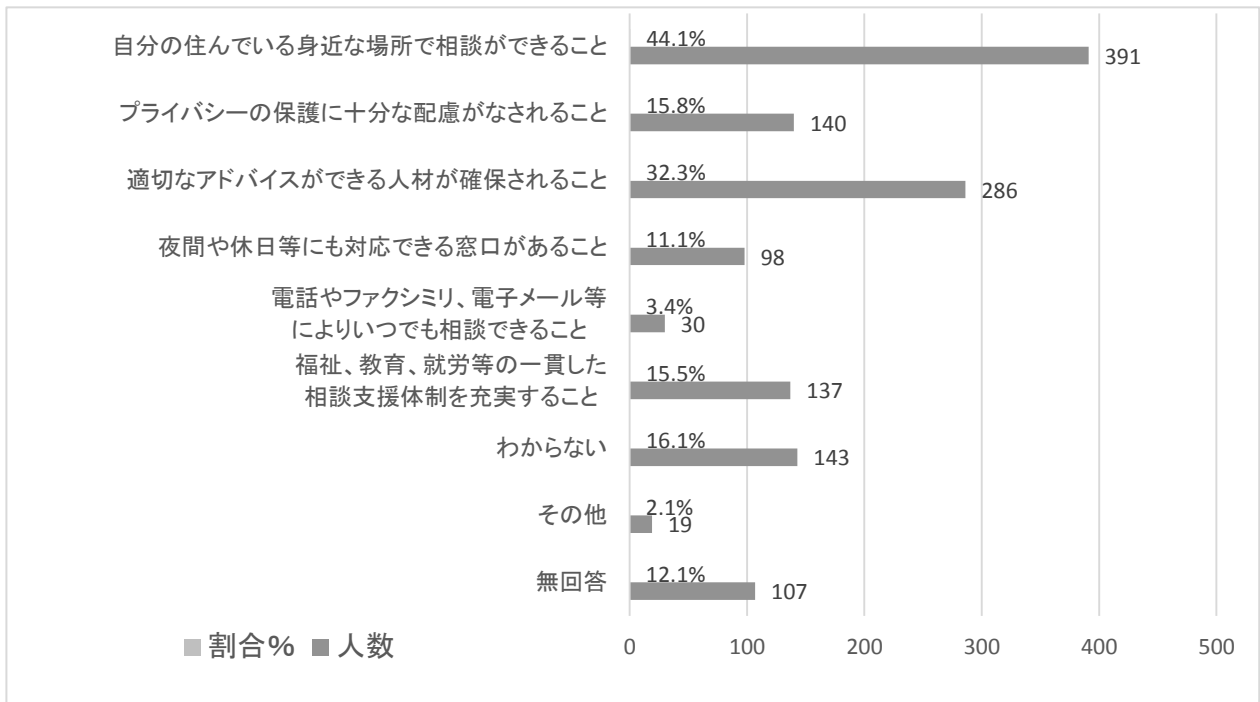
問22 外出時に困ることや不満に思うこと（2つまで選択可）



■福祉サービスの情報や相談に関することについて
問23 福祉サービス等の情報の主な入手先（2つまで選択可）



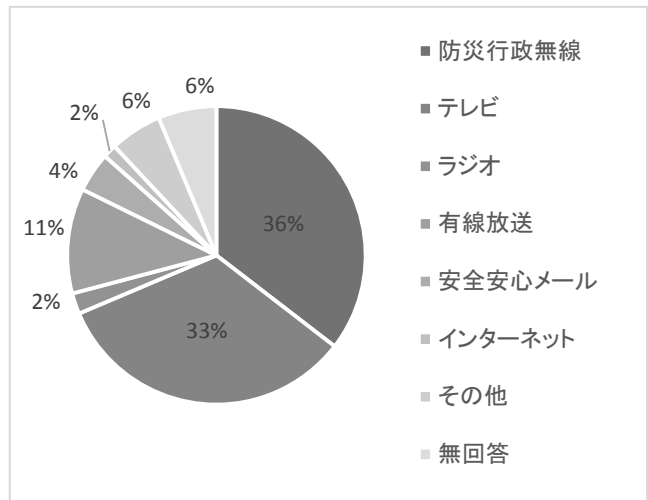
問24 障がい福祉全般に関する相談機能を充実させるために必要なこと（2つまで選択可）



■災害時のことについて

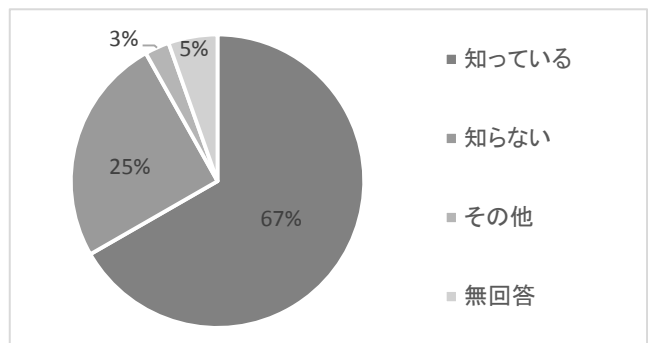
問25 災害発生情報の取得手段（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
防災行政無線	314	35.4%
テレビ	294	33.2%
ラジオ	20	2.3%
有線放送	101	11.4%
安全安心メール	38	4.3%
インターネット	13	1.5%
その他	50	5.6%
無回答	56	6.3%
計	886	100.0%



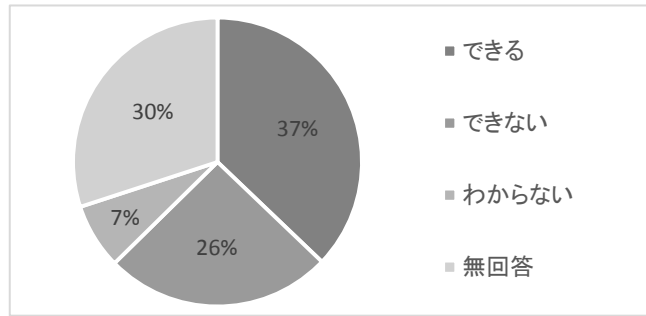
問26 災害時の避難場所を知っているか（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
知っている	591	66.7%
知らない	223	25.2%
その他	24	2.7%
無回答	48	5.4%
計	886	100.0%



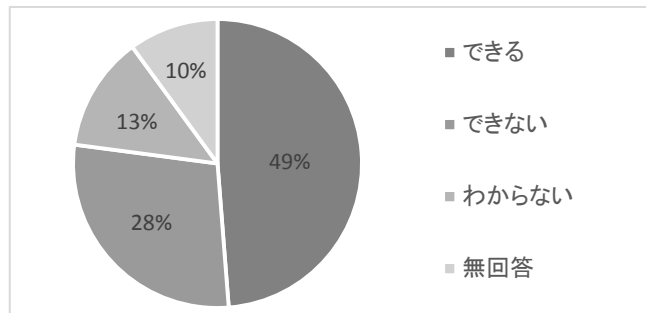
問27 問26で答えた場所に災害時に、一人で避難可能か（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
できる	329	37.1%
できない	226	25.5%
わからない	65	7.3%
無回答	266	30.0%
計	886	100.0%



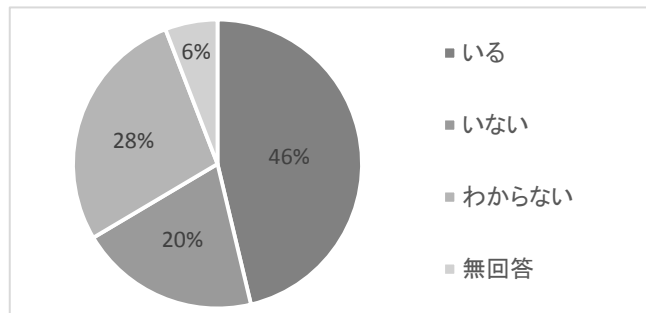
問28 災害時に周囲の人に状況を知らせることができるか（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
できる	432	48.8%
できない	251	28.3%
わからない	114	12.9%
無回答	89	10.0%
計	886	100.0%

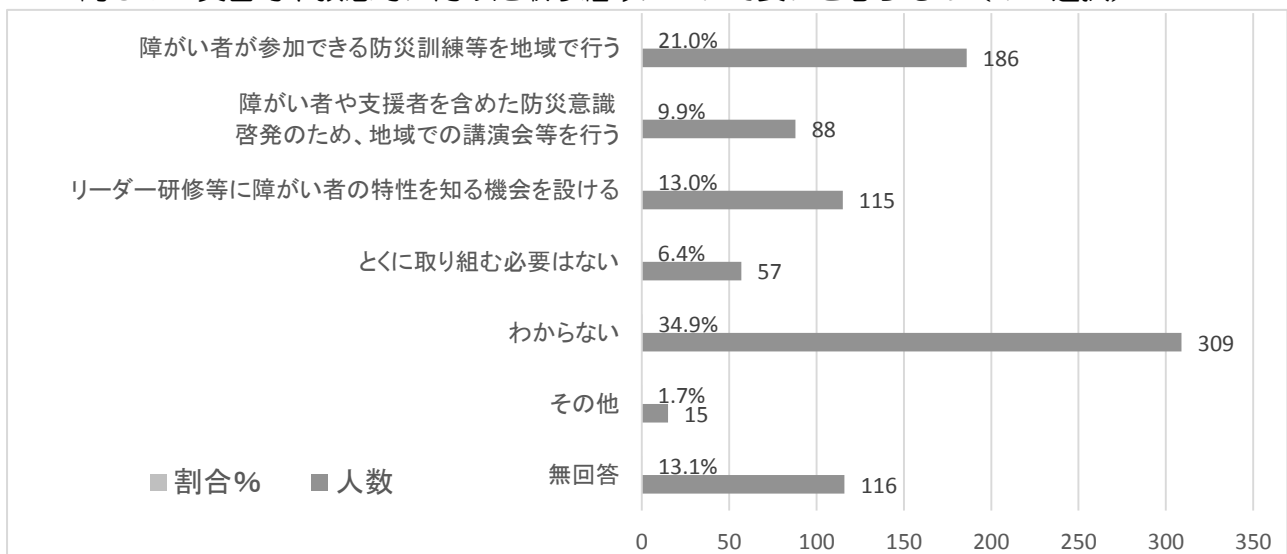


問29 災害時に家族以外で助けてくれる人がいるか（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
いる	410	46.3%
いない	179	20.2%
わからない	245	27.7%
無回答	52	5.9%
計	886	100.0%



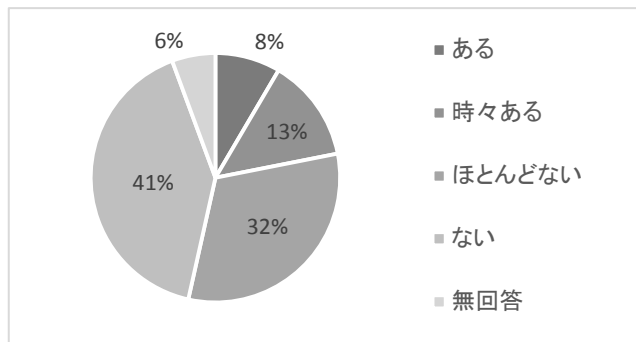
問30 災害時や救急時に向けた取り組みについて良いと思うもの（1つ選択）



■障がいのある方への正しい理解やバリアフリーについて

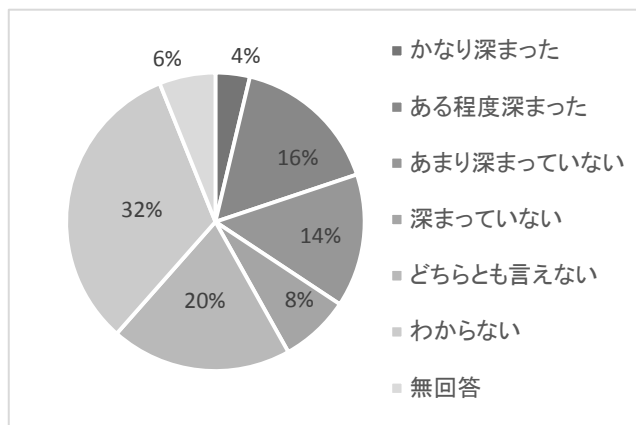
問3 1 障がいがあるために差別を受けた、いやな思いをしたこと（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（％）
ある	75	8.5%
時々ある	119	13.4%
ほとんどない	280	31.6%
ない	362	40.9%
無回答	50	5.6%
計	886	100.0%

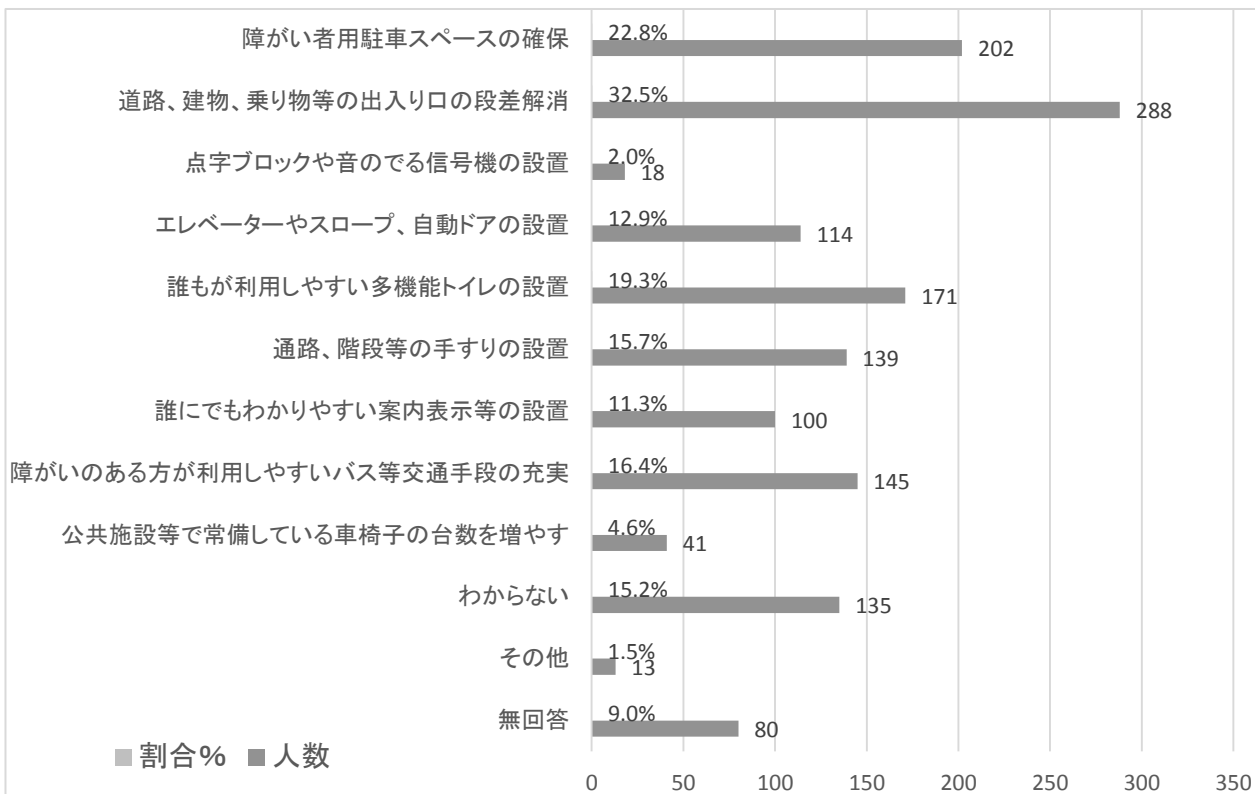


問3 2 障害者差別解消法が施行1年経過後の市民の理解について（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（％）
かなり深まった	33	3.7%
ある程度深まった	143	16.1%
あまり深まっていない	128	14.4%
深まっていない	67	7.6%
どちらとも言えない	174	19.6%
わからない	287	32.4%
無回答	54	6.1%
計	886	100.0%

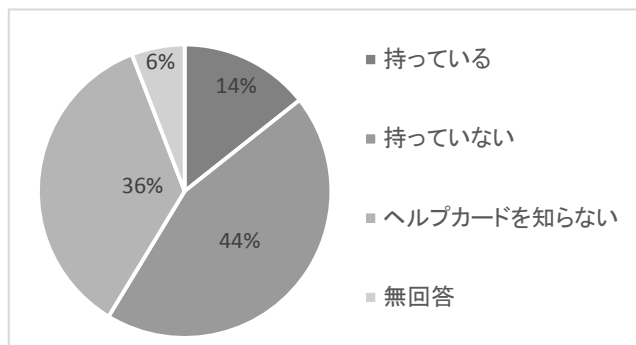


問3 3 社会のバリアフリー化促進のため優先して整備すること（2つまで選択可）



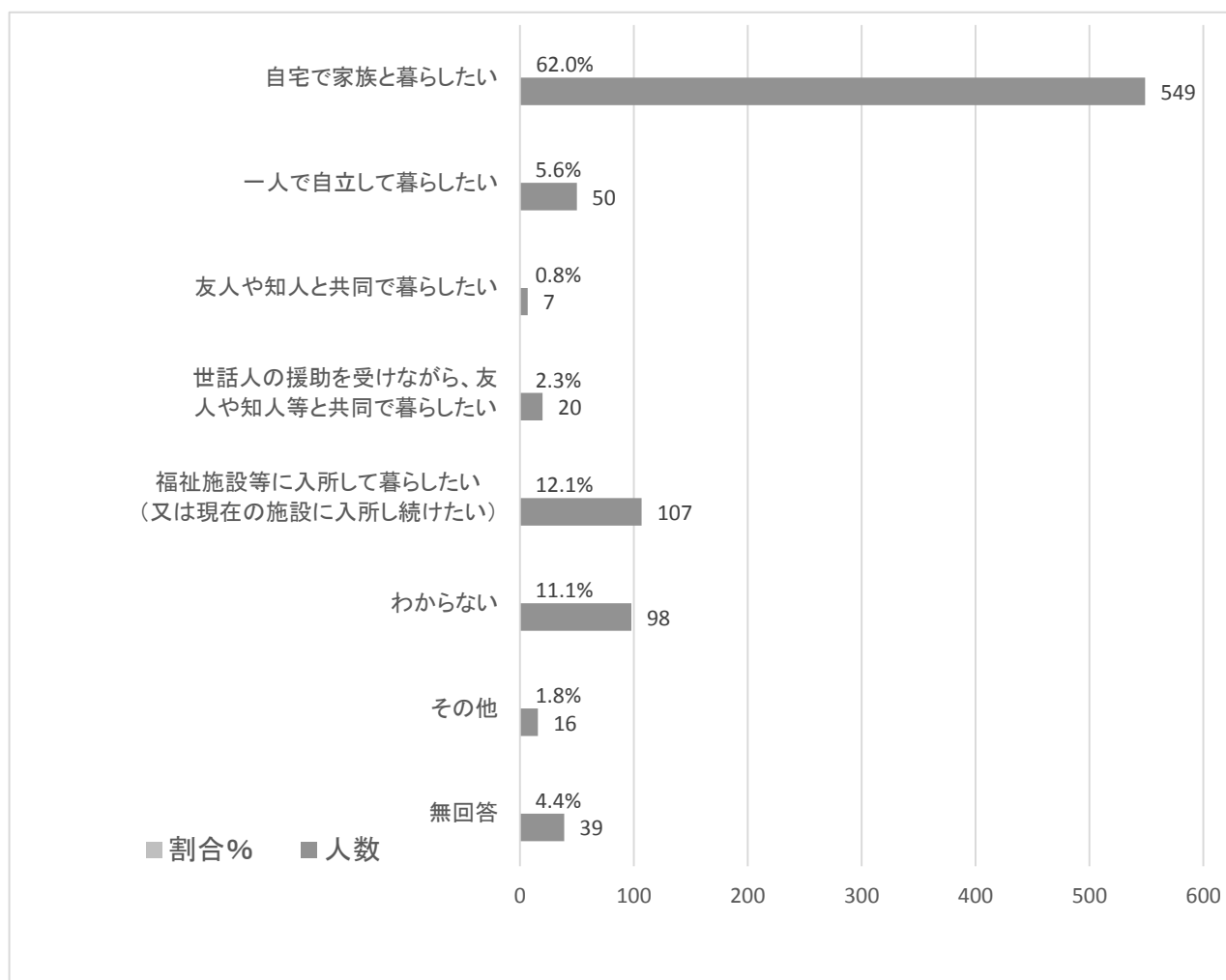
問34 ヘルプカードを持っているか（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
持っている	127	14.3%
持っていない	393	44.4%
ヘルプカードを知らない	314	35.4%
無回答	52	5.9%
計	886	100.0%

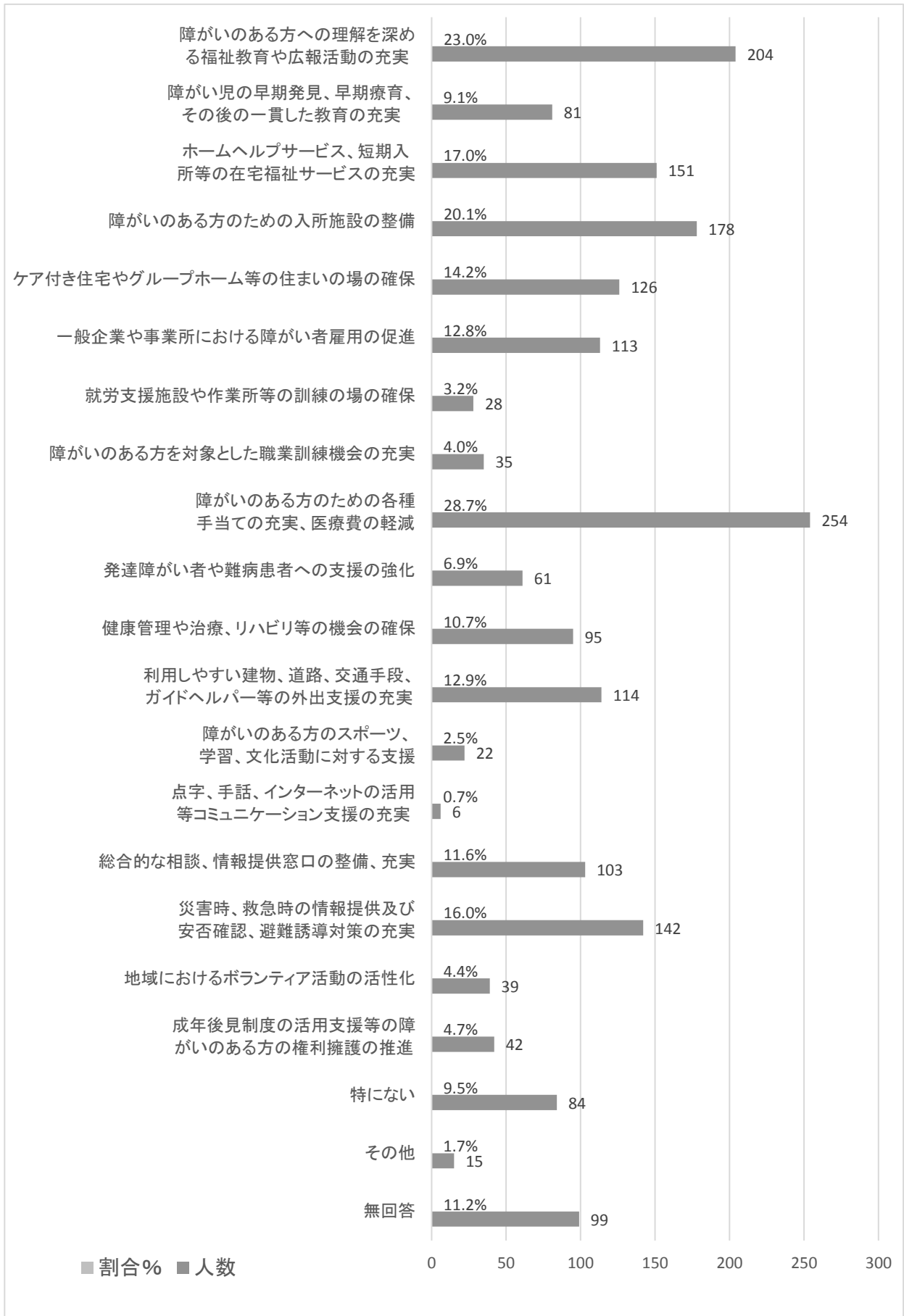


■ 将来の暮らしや必要な障がい者施策について

問35 将来どのように生活したいと思うか（1つ選択）

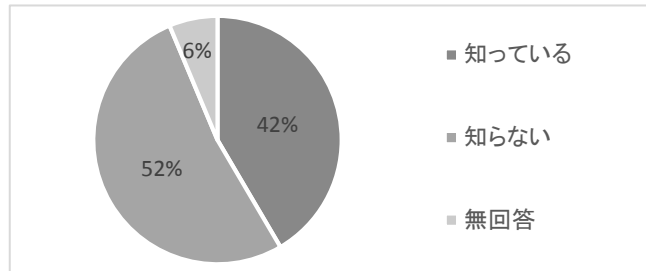


問36 障がい者施策充実のため、力を入れていく必要があるもの（3つまで選択可）



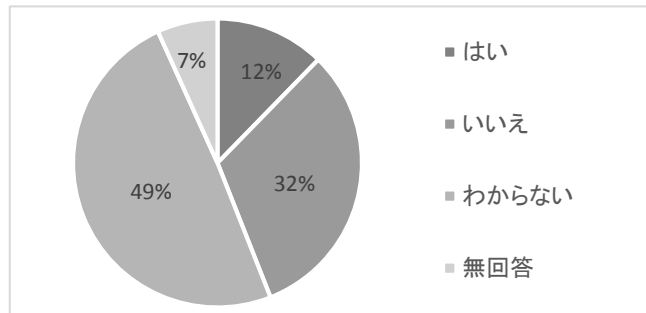
問37 成年後見制度を知っているか（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
知っている	368	41.5%
知らない	462	52.1%
無回答	56	6.3%
計	886	100.0%

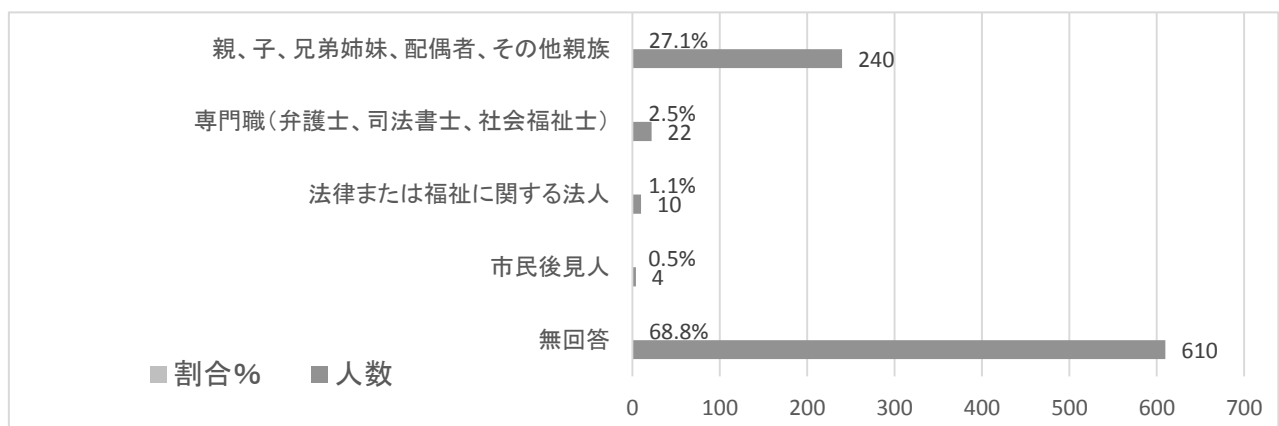


問38 今後成年後見制度を利用したいと思うか（1つ選択）

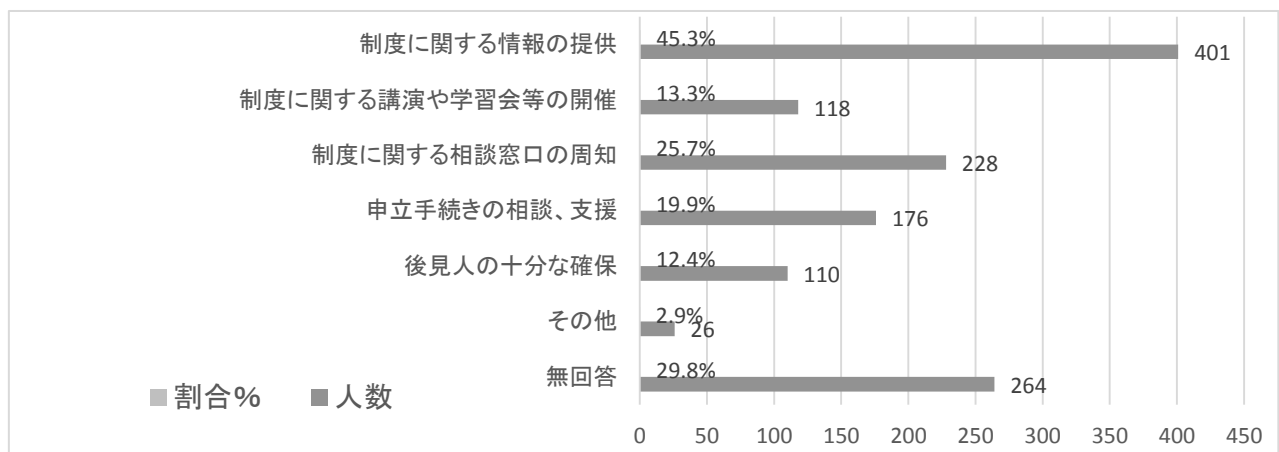
項目	人数（人）	割合（%）
はい	109	12.3%
いいえ	281	31.7%
わからない	436	49.2%
無回答	60	6.8%
計	886	100.0%



問39 後見人は誰になってもらいたい（1つ選択）



問40 成年後見制度普及のための強化する取り組みについて（2つ選択）

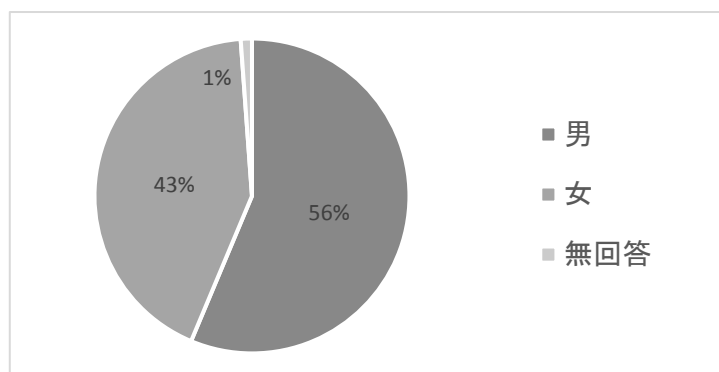


アンケートの集計結果 18歳以上の療育（知的）手帳所持者

■回答者の基本情報

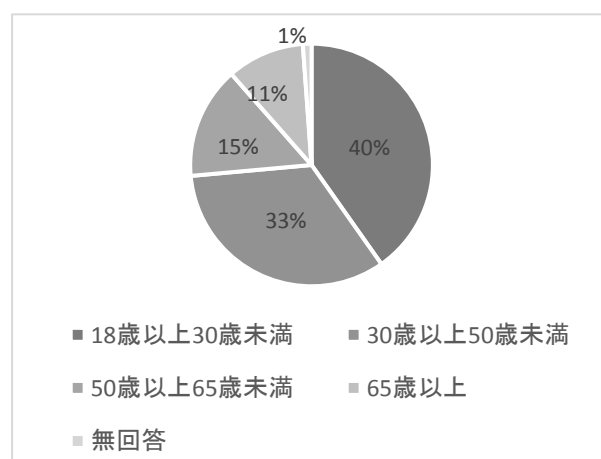
問1 性別（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
男	49	56.3%
女	37	42.5%
無回答	1	1.1%
計	87	100.0%



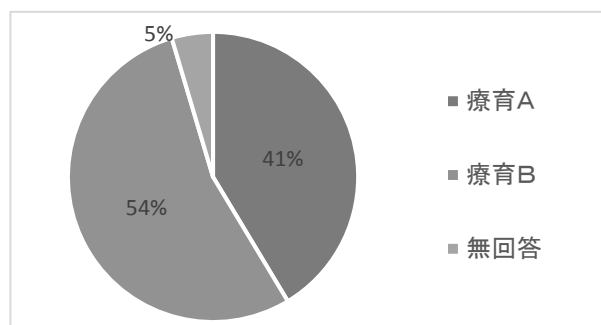
問2 年齢（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
18歳以上30歳未満	35	40.2%
30歳以上50歳未満	29	33.3%
50歳以上65歳未満	13	14.9%
65歳以上	9	10.3%
無回答	1	1.1%
計	87	100.0%



問3 療育手帳の判定（1つ選択）

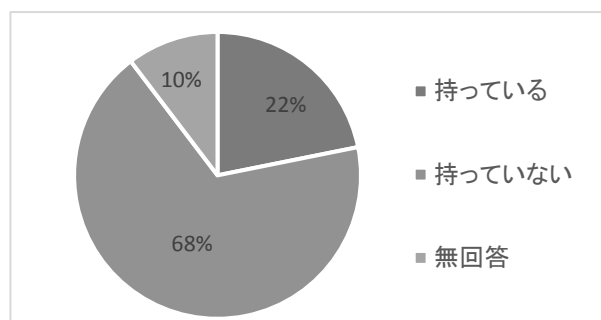
項目	人数	割合（%）
療育A	36	41.4%
療育B	47	54.0%
無回答	4	4.6%
計	87	100.0%



問4 他の手帳の所持状況（各1つ選択）

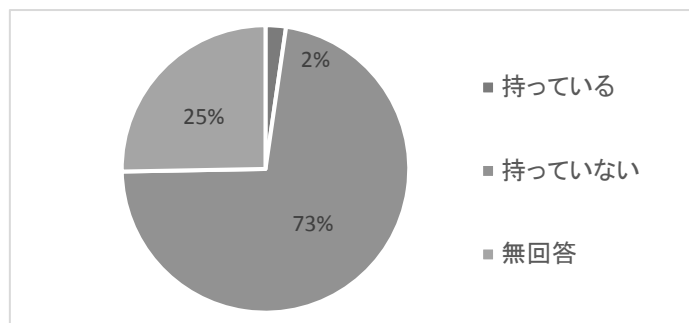
①身体障害者手帳

項目	人数（人）	割合（%）
持っている	19	21.8%
持っていない	59	67.8%
無回答	9	10.3%
計	87	100.0%



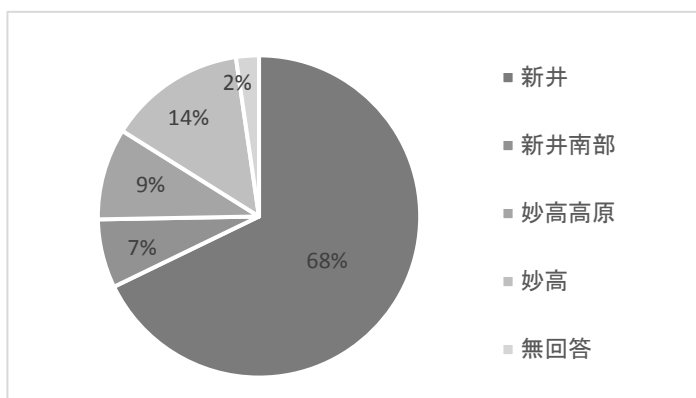
②精神障害者保健福祉手帳

項目	人数(人)	割合(%)
持っている	2	2.3%
持っていない	63	72.4%
無回答	22	25.3%
計	87	100.0%



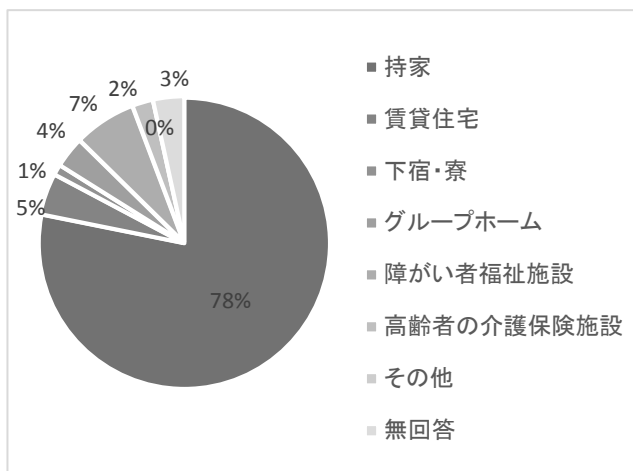
問5 居住区域(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
新井	59	67.8%
新井南部	6	6.9%
妙高高原	8	9.2%
妙高	12	13.8%
無回答	2	2.3%
計	87	100.0%



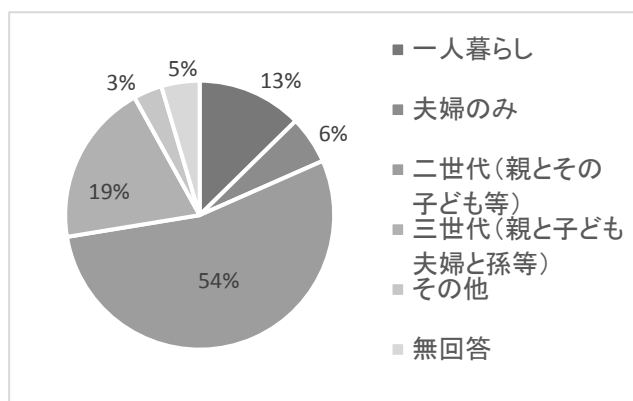
問6 現在の住まい(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
持家	68	78.2%
賃貸住宅	4	4.6%
下宿・寮	1	1.1%
グループホーム	3	3.4%
障がい者福祉施設	6	6.9%
高齢者の介護保険施設	2	2.3%
その他	0	0.0%
無回答	3	3.4%
計	87	100.0%



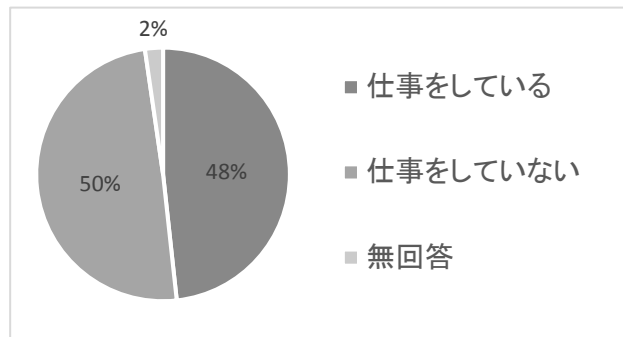
問7 世帯類型(1つ選択)

項目	人数(人)	割合(%)
一人暮らし	11	12.6%
夫婦のみ	5	5.7%
二世帯(親とその子ども等)	47	54.0%
三世帯(親と子ども夫婦と孫等)	17	19.5%
その他	3	3.4%
無回答	4	4.6%
計	87	100.0%

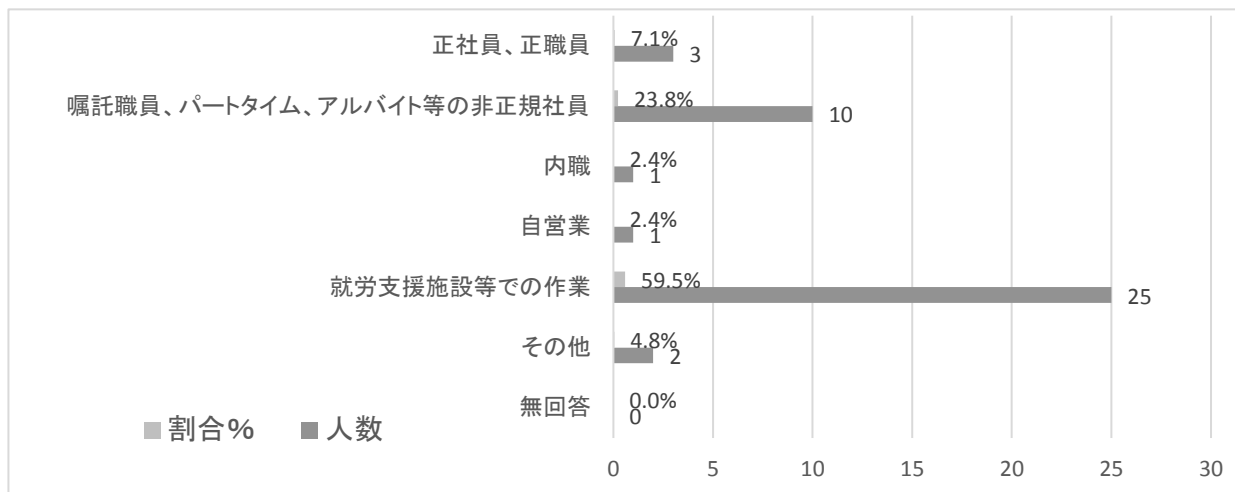


■就労状況について
問8 現在働いているか（1つ選択）

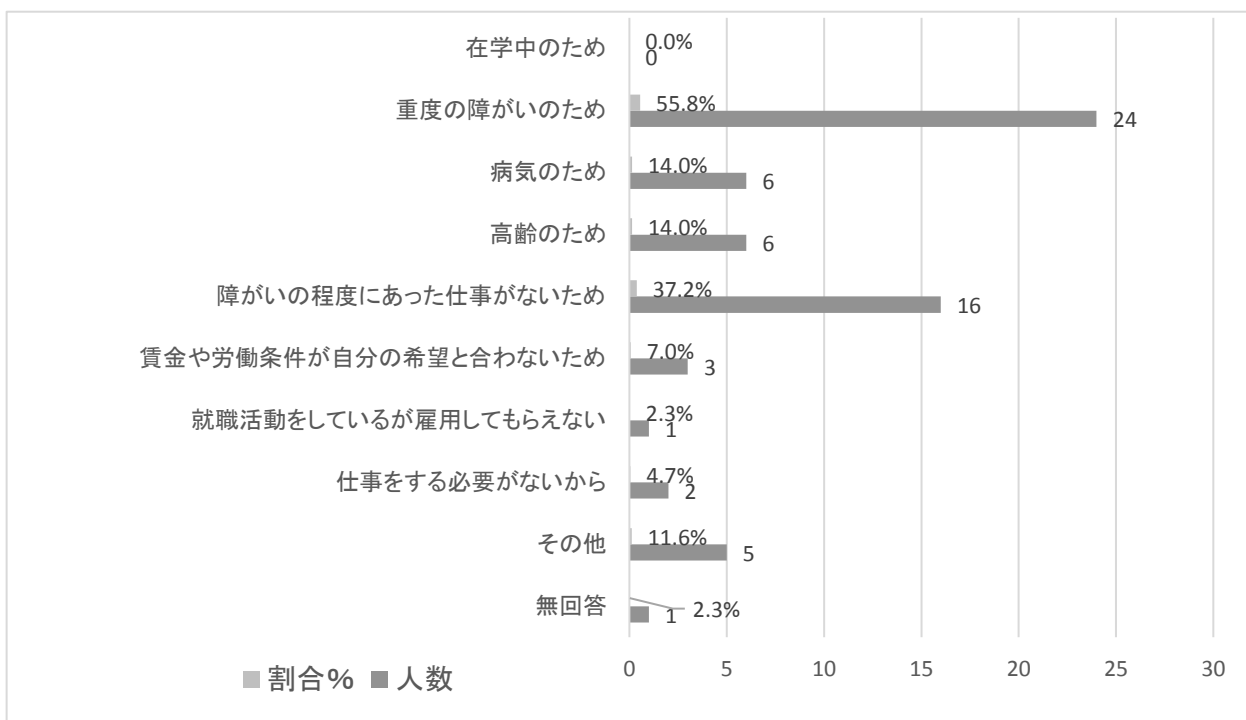
項目	人数（人）	割合（%）
仕事をしている	42	48.3%
仕事をしていない	43	49.4%
無回答	2	2.3%
計	87	100.0%



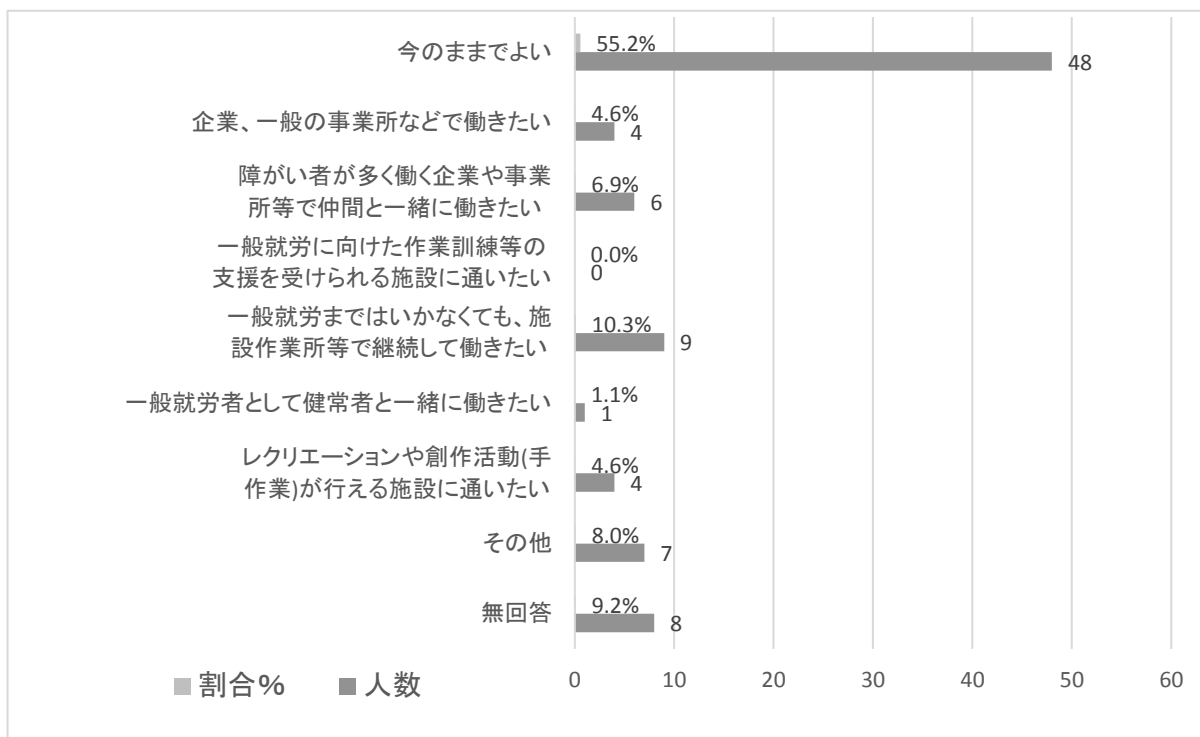
問9 仕事をしているかたの就労形態（1つ選択）



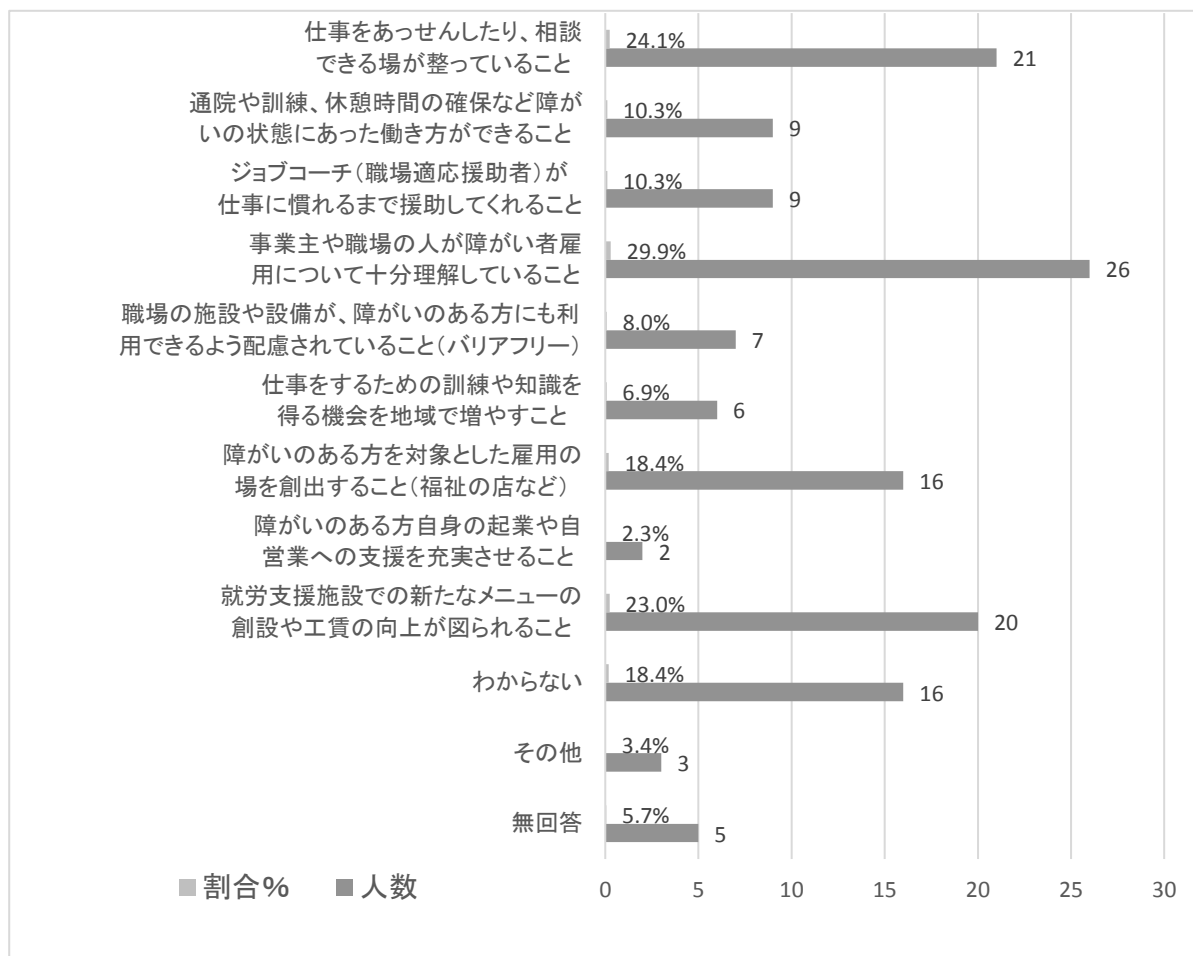
問10 仕事をしていないかたの理由（3つまで）



問1 1 今後の仕事をはじめ、日中の過ごし方についての希望（1つ選択）

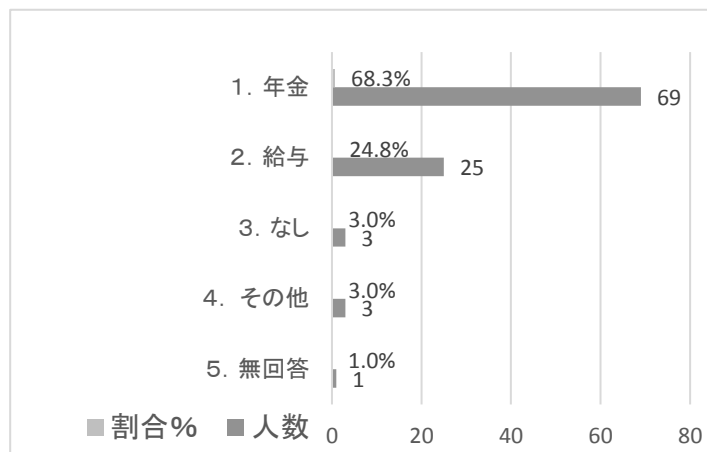


問1 2 働くための環境や条件（2つ選択）



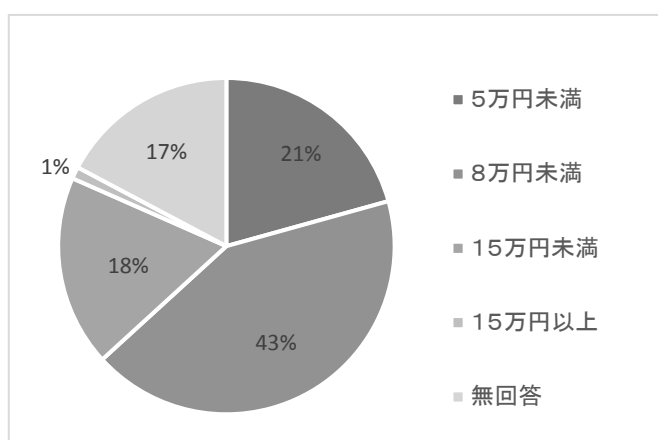
■日常生活について
問13 主な収入の種類（すべて選択可）

項目	人数	割合%
1. 年金	69	68.3%
2. 給与	25	24.8%
3. なし	3	3.0%
4. その他	3	3.0%
5. 無回答	1	1.0%
計	101	100.0%

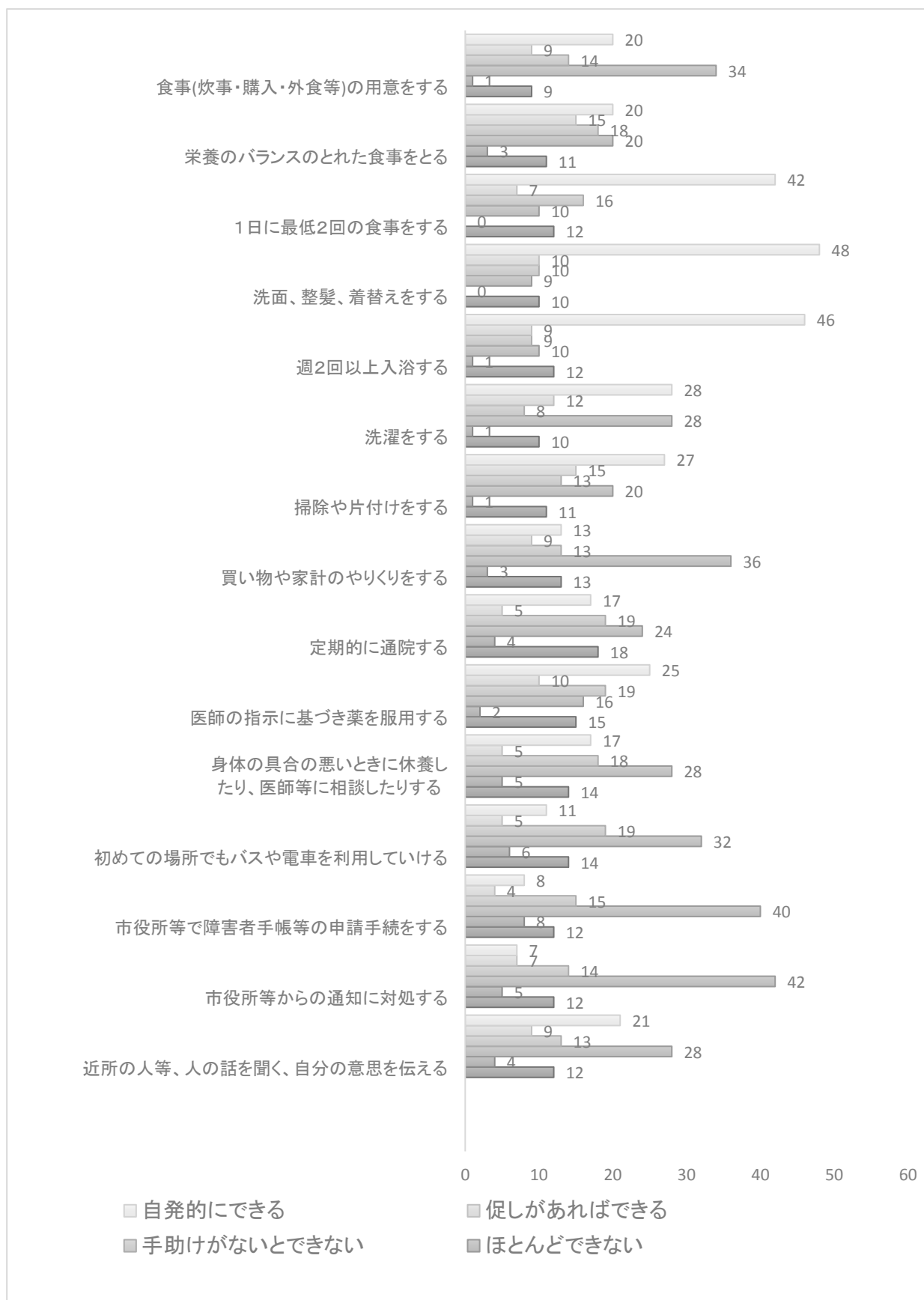


問14 1か月の収入金額（1つ選択）

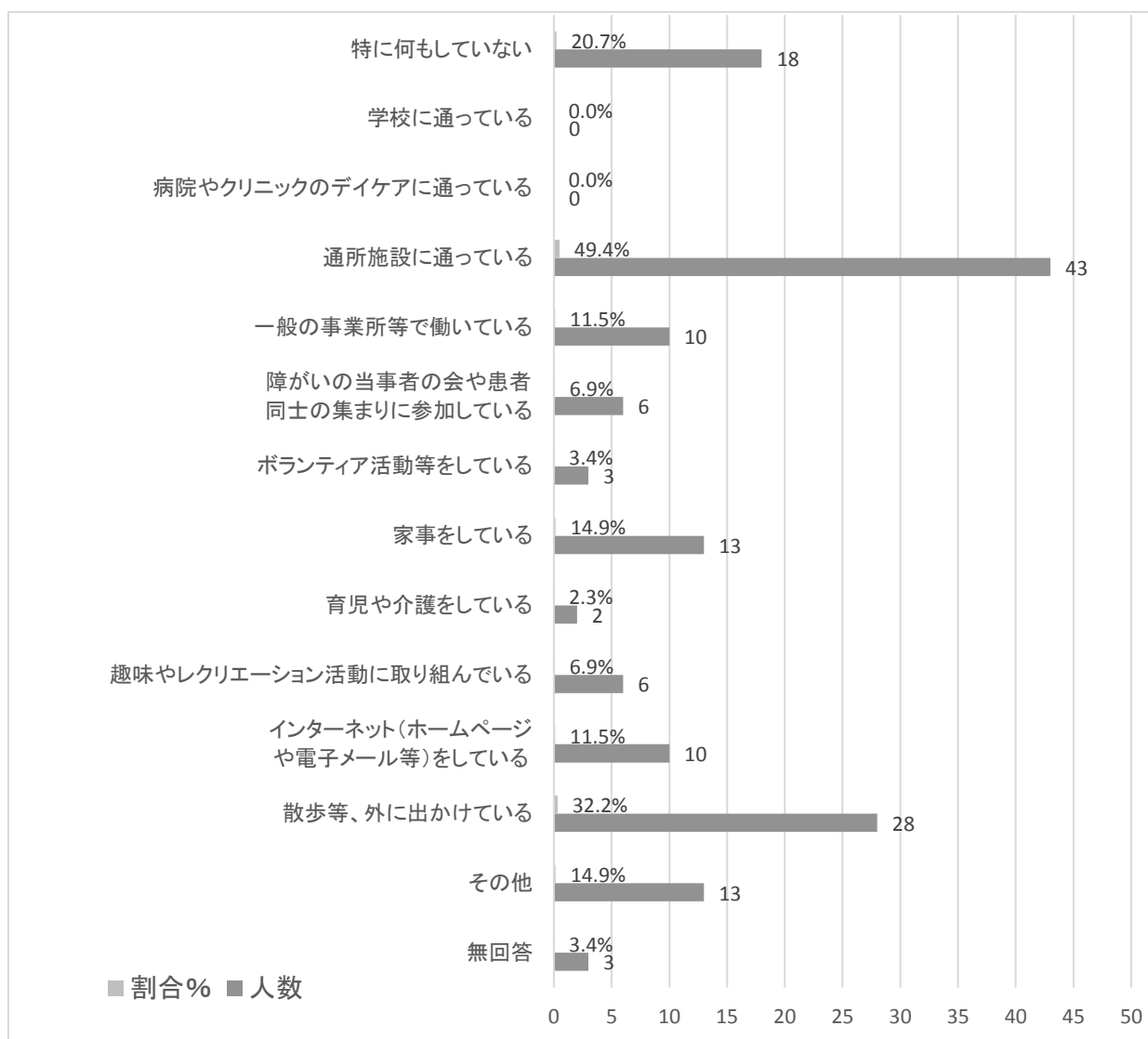
項目	人数(人)	割合(%)
5万円未満	18	20.7%
8万円未満	37	42.5%
15万円未満	16	18.4%
15万円以上	1	1.1%
無回答	15	17.2%
計	87	100.0%



問15 仮だんの生活で、誰かの手助けを必要としているか（各々1つ選択）

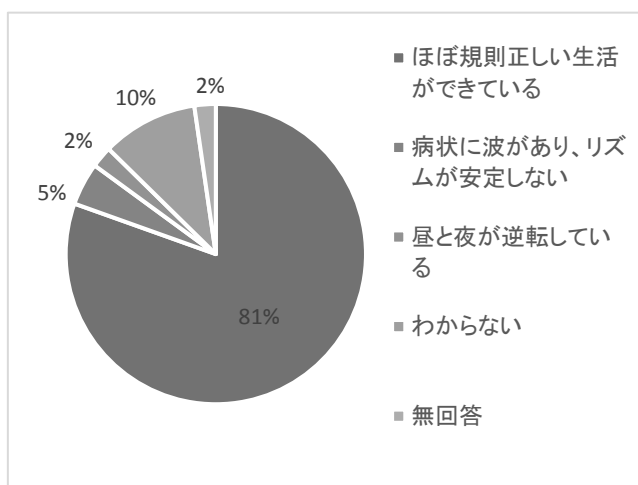


問16 日ごろ昼間の時間をどのように過ごしているか（3つまで選択可）



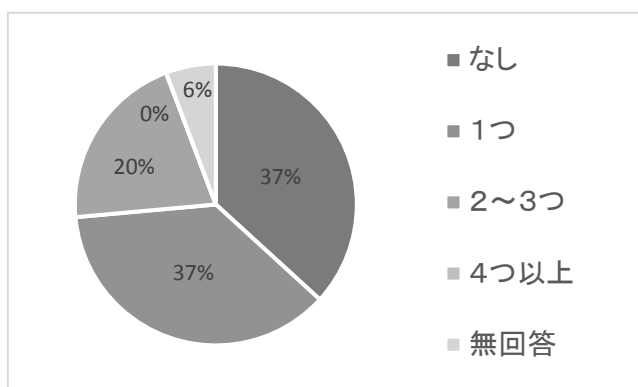
問17 安定した生活リズムがあるか（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
ほぼ規則正しい生活ができている	70	80.5%
病状に波があり、リズムが安定しない	4	4.6%
昼と夜が逆転している	2	2.3%
わからない	9	10.3%
無回答	2	2.3%
計	87	100.0%

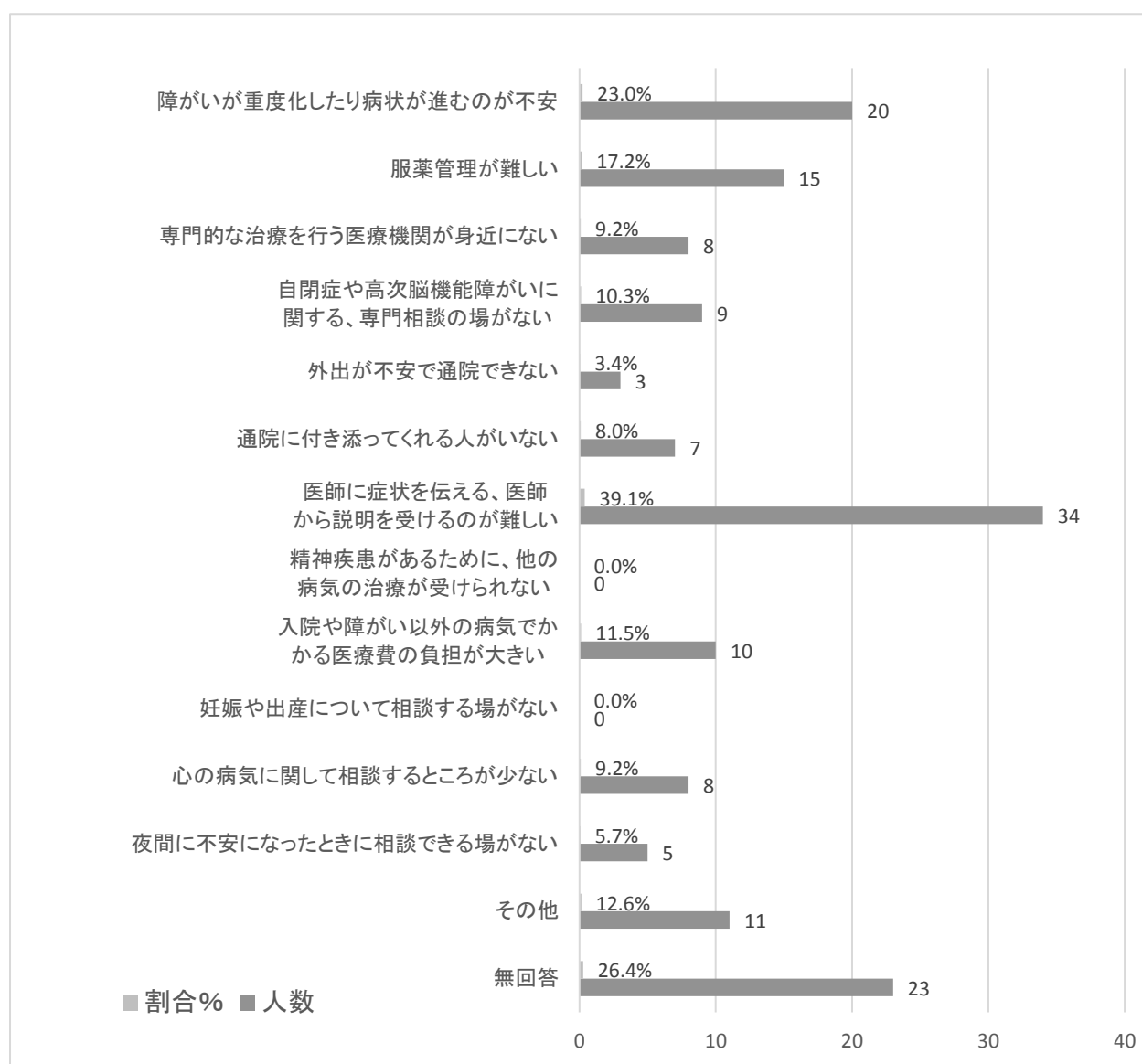


問18 定期的に通院している医療機関（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
なし	32	36.8%
1つ	32	36.8%
2~3つ	18	20.7%
4つ以上	0	0.0%
無回答	5	5.7%
計	87	100.0%

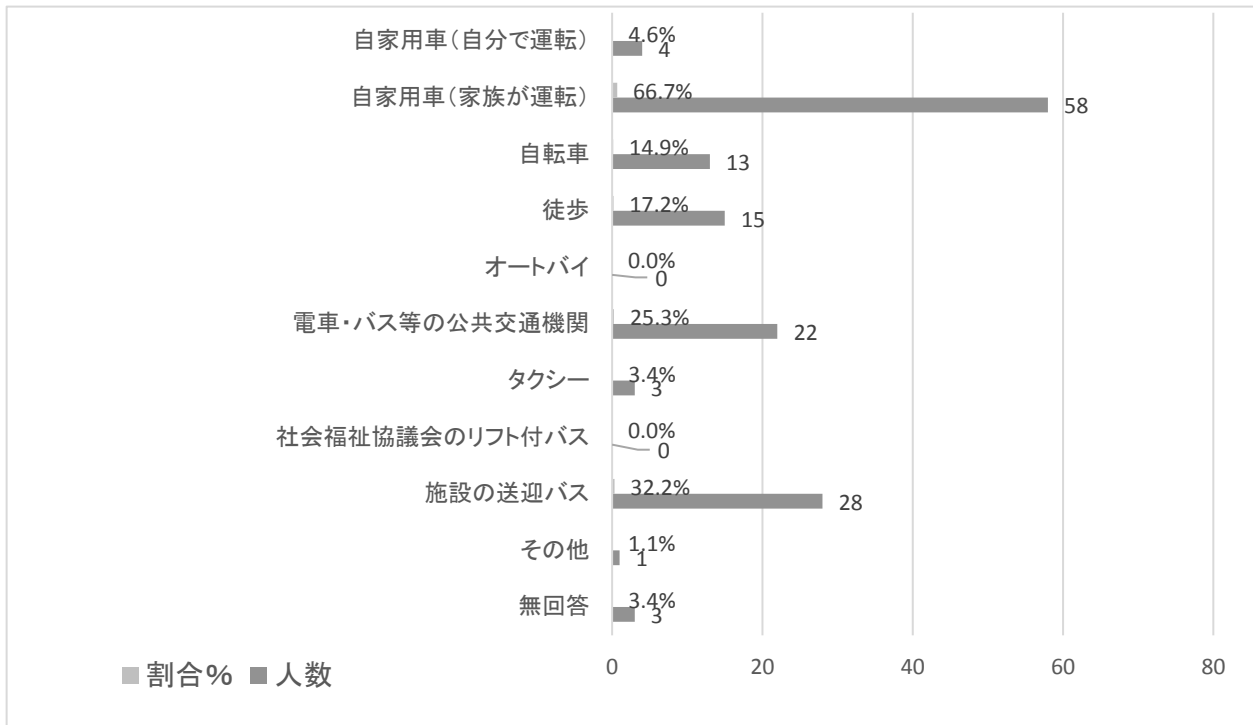


問19 保健・医療面で困ることや不安に思うこと（すべて選択可）

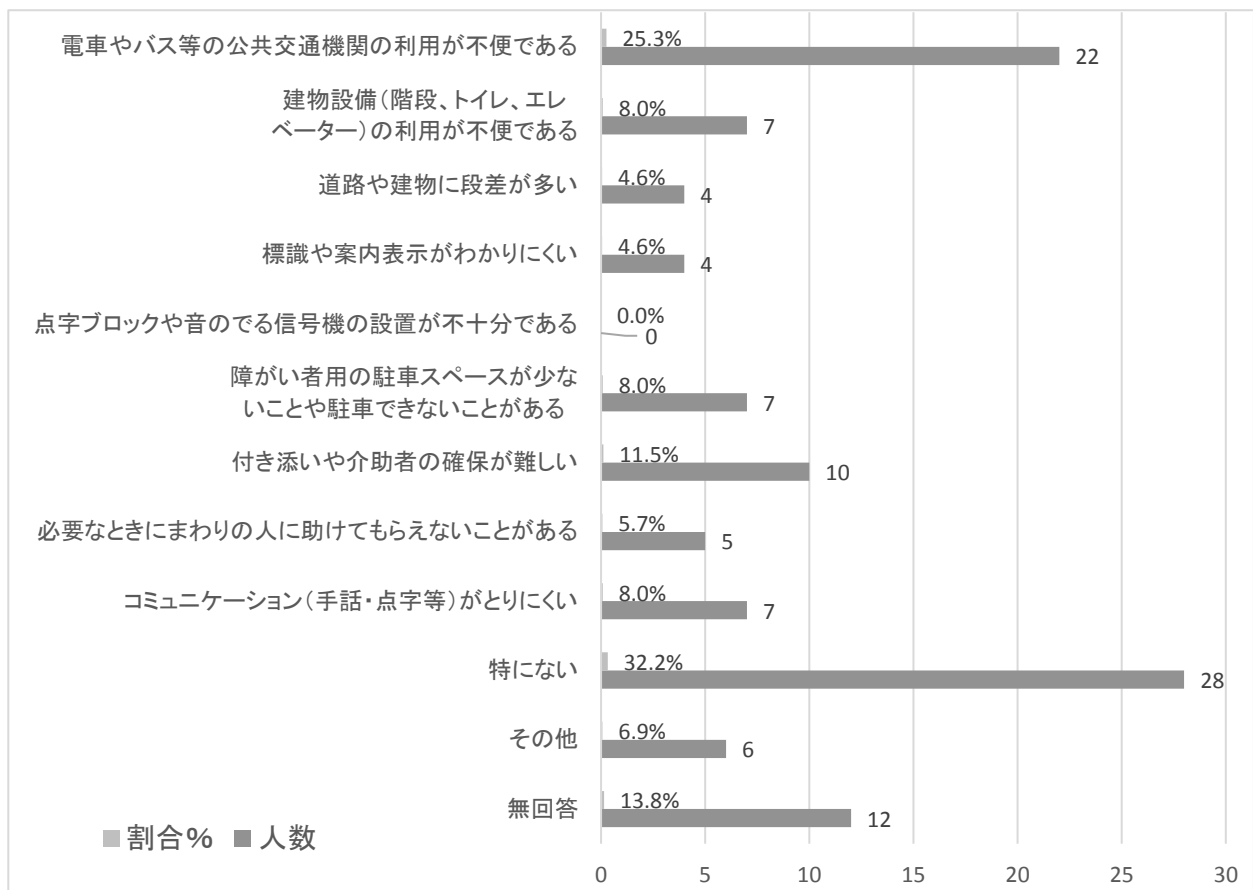


■外出状況について

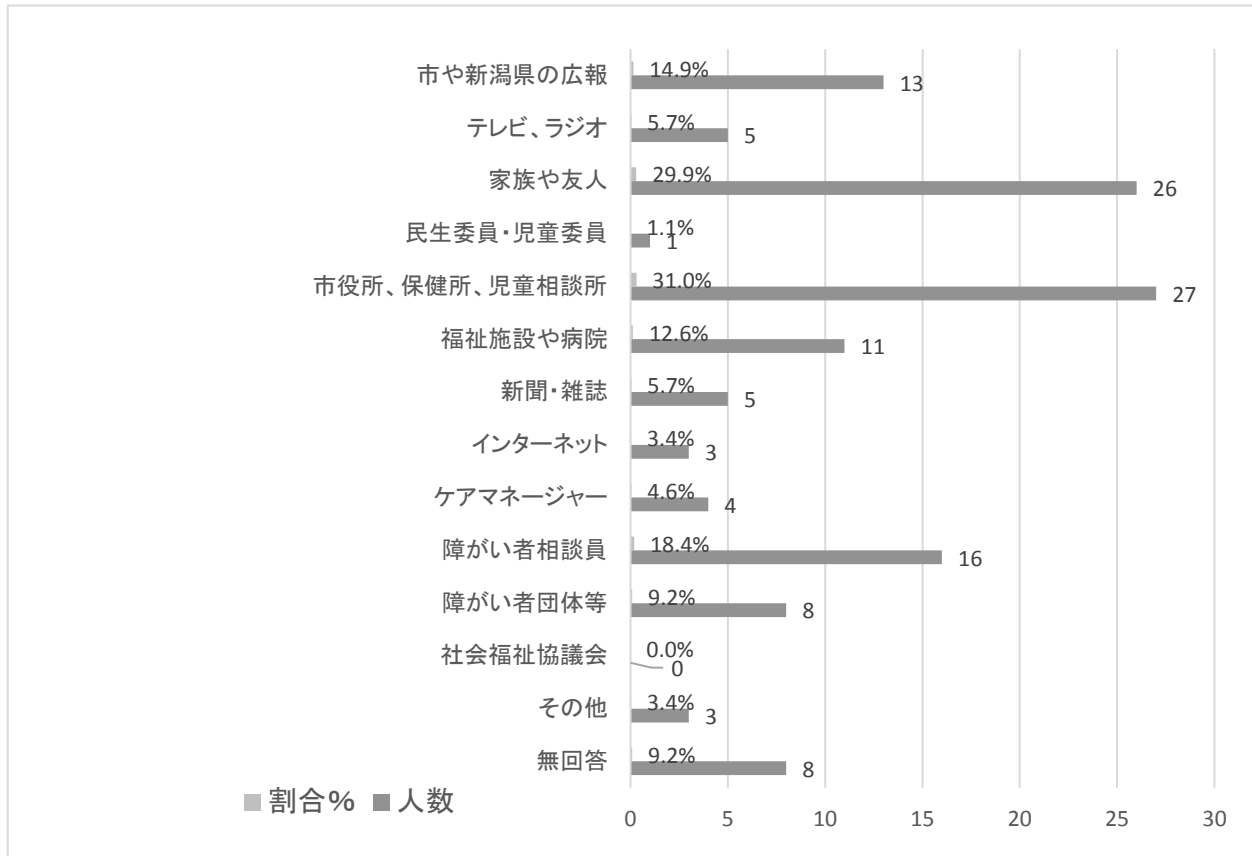
問20 この1年くらいの間のお出手段（2つまで選択可）



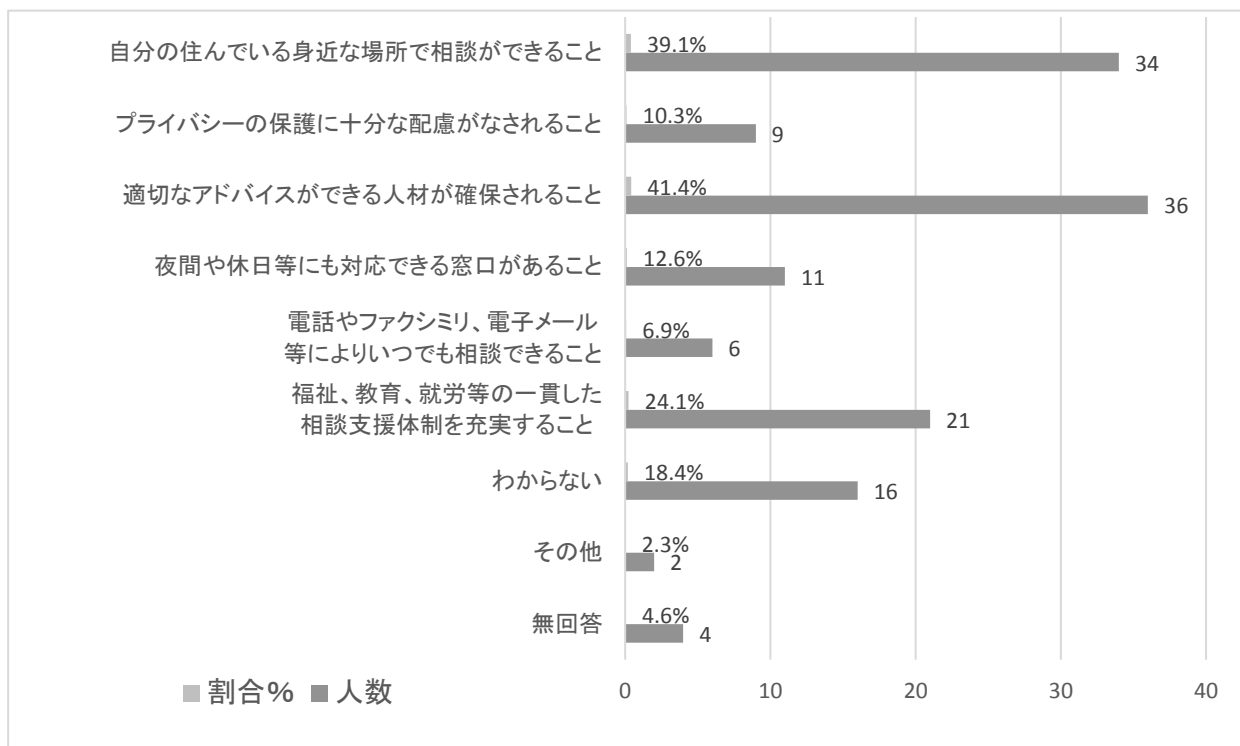
問21 外出時に困ることや不満に思うこと（2つまで選択可）



■福祉サービスの情報や相談に関することについて
 問22 福祉サービス等の情報の主な入手先（2つまで選択可）



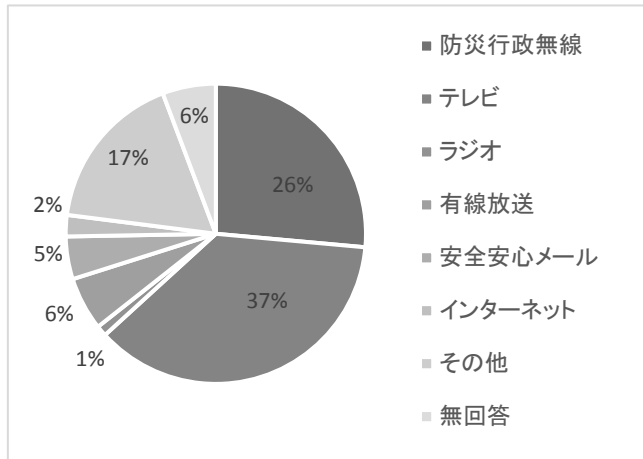
問23 障がい福祉全般に関する相談機能を充実させるために必要なこと（2つまで選択可）



■災害時のことについて

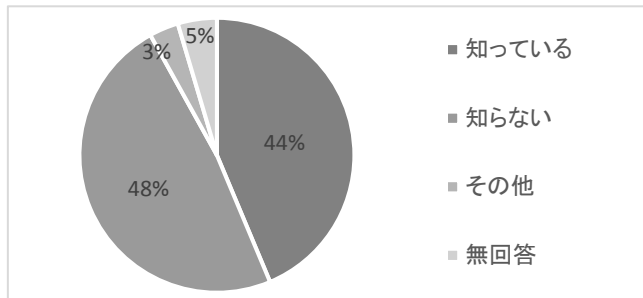
問24 災害発生情報の取得手段（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（％）
防災行政無線	23	26.4%
テレビ	32	36.8%
ラジオ	1	1.1%
有線放送	5	5.7%
安全安心メール	4	4.6%
インターネット	2	2.3%
その他	15	17.2%
無回答	5	5.7%
計	87	100.0%



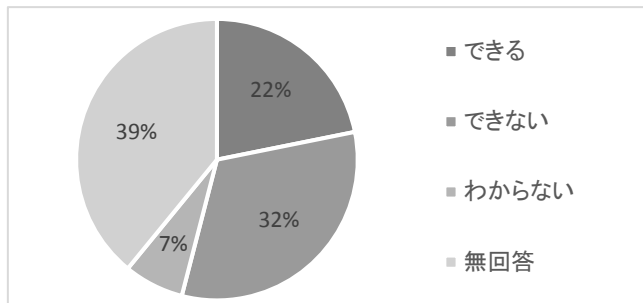
問25 災害時の避難場所を知っているか（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（％）
知っている	38	43.7%
知らない	42	48.3%
その他	3	3.4%
無回答	4	4.6%
計	87	100.0%



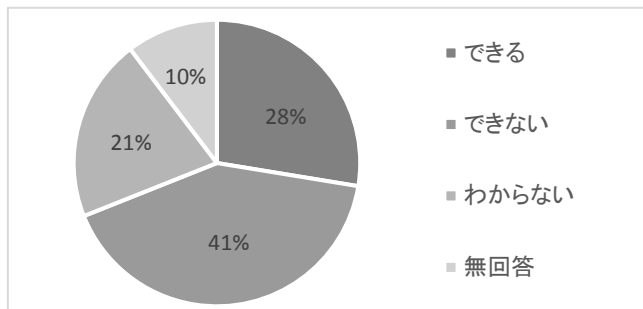
問26 問26で答えた場所に災害時に、一人で避難可能か（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（％）
できる	19	21.8%
できない	28	32.2%
わからない	6	6.9%
無回答	34	39.1%
計	87	100.0%



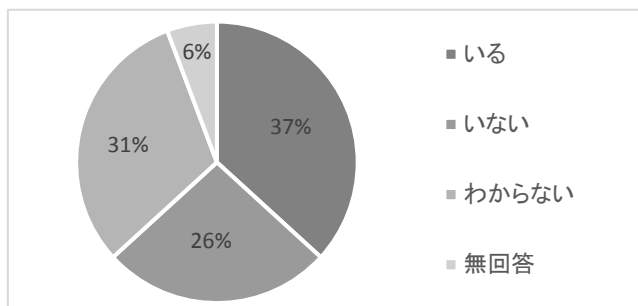
問27 災害時に周囲の人に状況を知らせることができるか（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（％）
できる	24	27.6%
できない	36	41.4%
わからない	18	20.7%
無回答	9	10.3%
計	87	100.0%

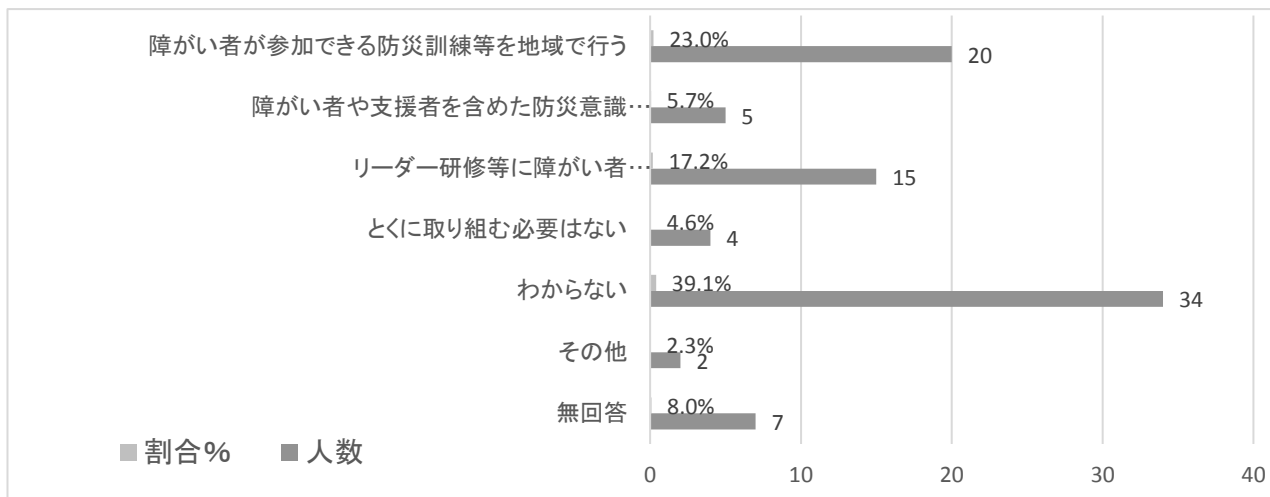


問28 災害時に家族以外で助けてくれる人がいるか（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
いる	32	36.8%
いない	23	26.4%
わからない	27	31.0%
無回答	5	5.7%
計	87	100.0%

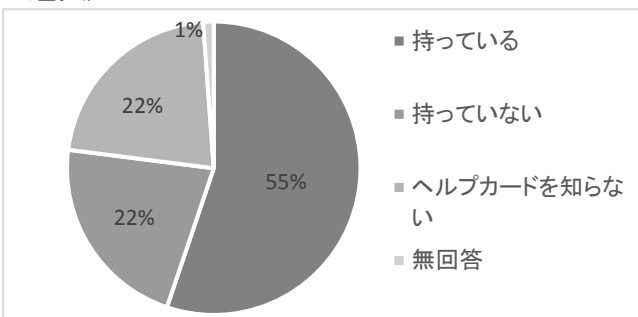


問29 災害時や救急時に向けた取り組みについて良いと思うもの（1つ選択）



問30 ヘルプカードを持っているか（1つ選択）

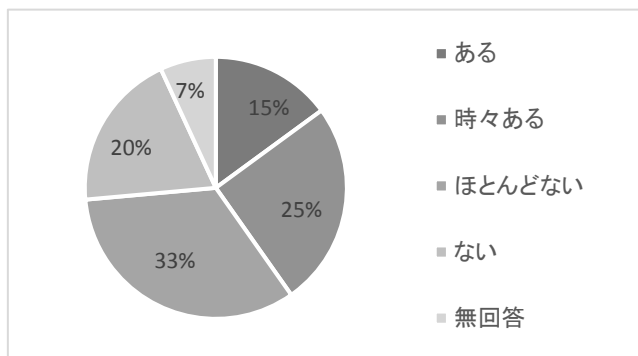
項目	人数(人)	割合(%)
持っている	48	55.2%
持っていない	19	21.8%
ヘルプカードを知らない	19	21.8%
無回答	1	1.1%
計	87	100.0%



■障がいのある方への正しい理解やバリアフリーについて

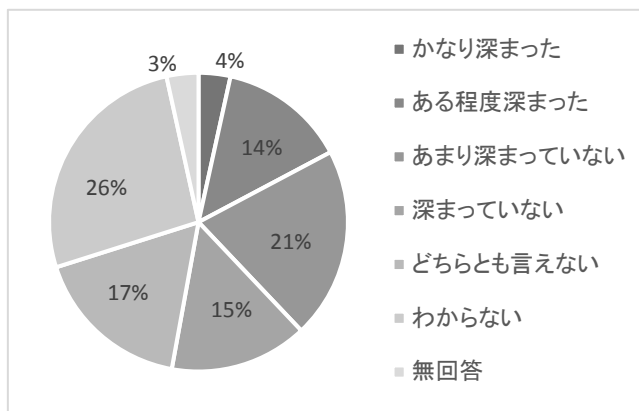
問31 障がいがあるために差別を受けた、いやな思いをしたこと（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
ある	13	14.9%
時々ある	22	25.3%
ほとんどない	29	33.3%
ない	17	19.5%
無回答	6	6.9%
計	87	100.0%

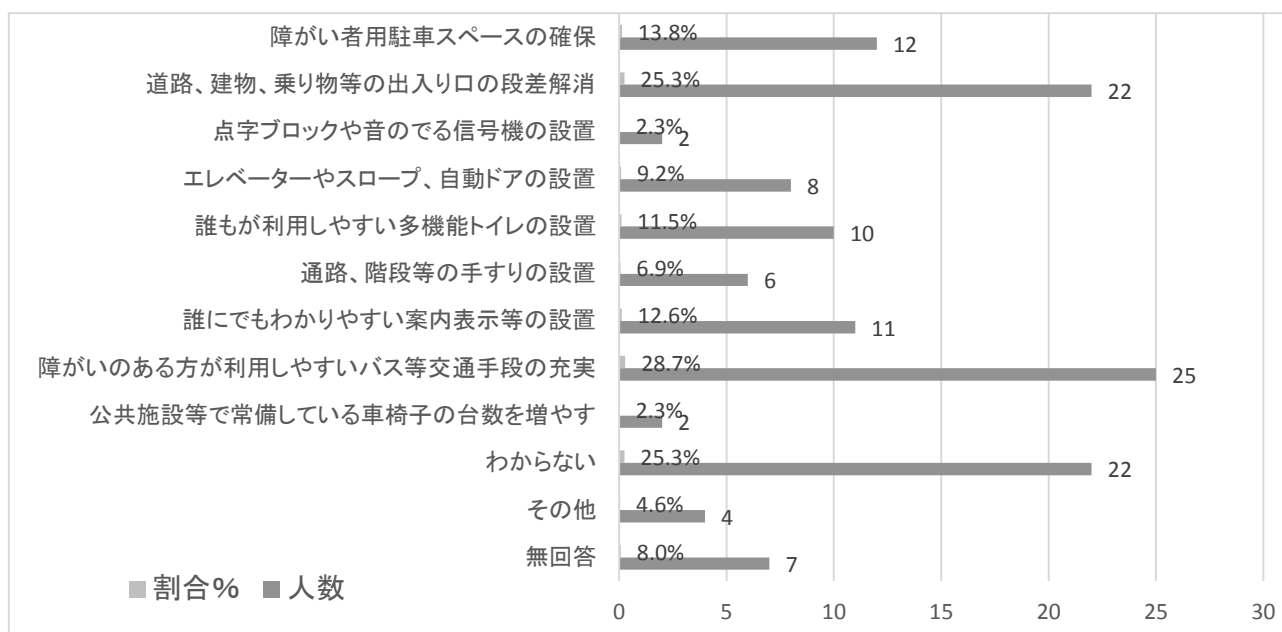


問32 障害者差別解消法が施行1年経過後の市民の理解について（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
かなり深まった	3	3.4%
ある程度深まった	12	13.8%
あまり深まっていない	18	20.7%
深まっていない	13	14.9%
どちらとも言えない	15	17.2%
わからない	23	26.4%
無回答	3	3.4%
計	87	100.0%

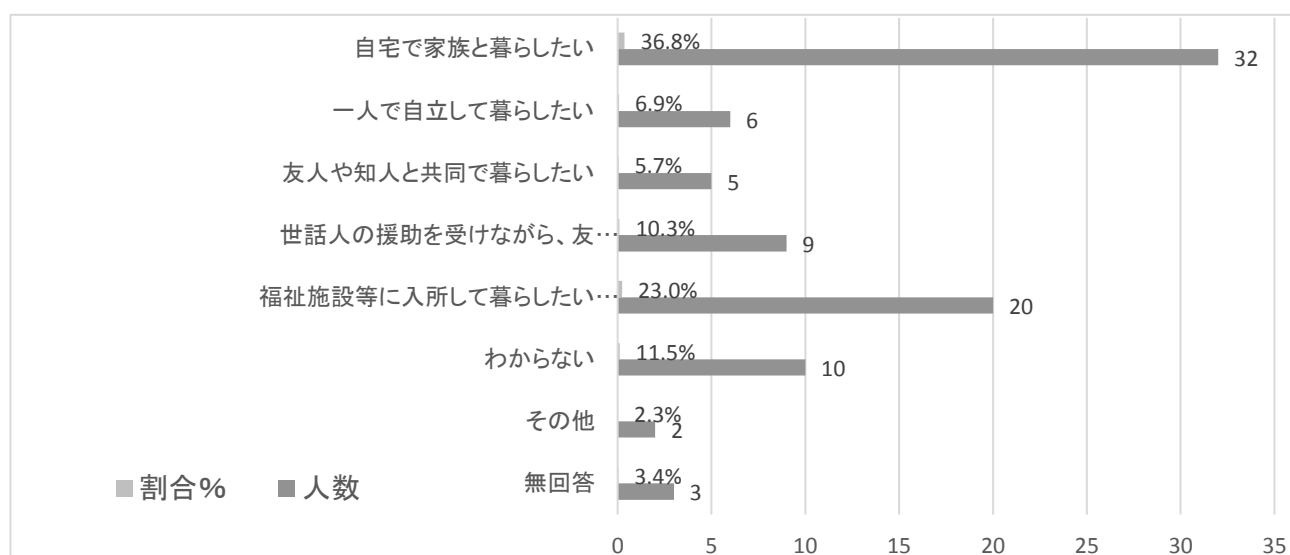


問33 社会のバリアフリー化促進のため優先して整備すること（2つまで選択可）

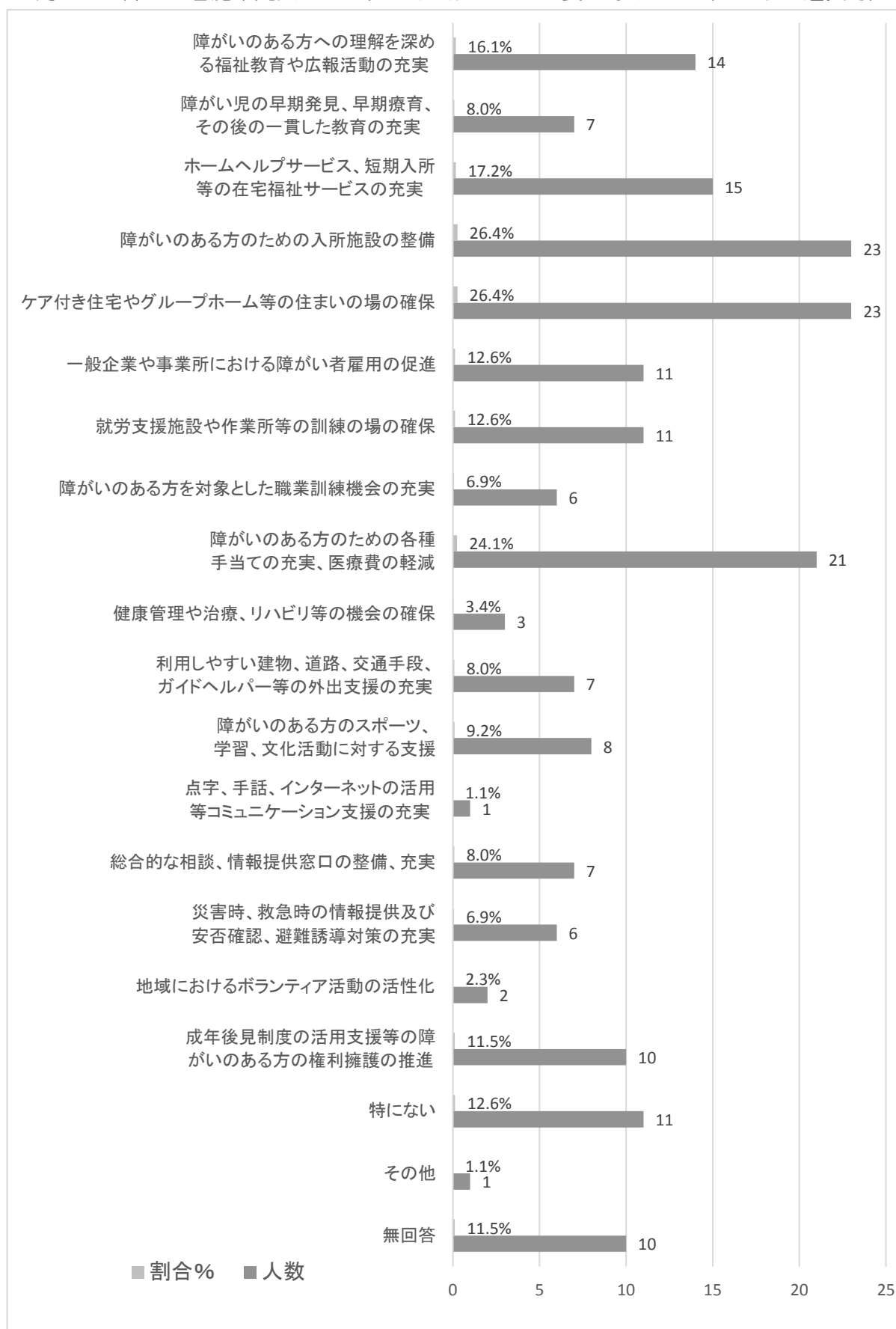


■将来の暮らしや必要な障がい者施策について

問34 将来どのように生活したいと思うか（1つ選択）

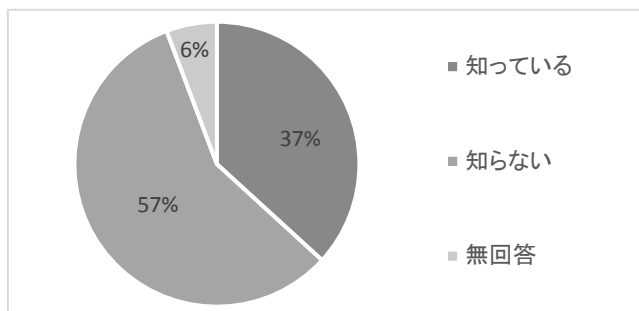


問35 障がい者施策充実のため、力を入れていく必要があるもの（2つまで選択可）



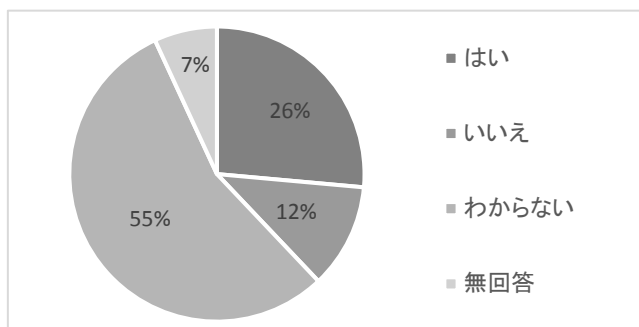
問36 成年後見制度を知っているか（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
知っている	32	36.8%
知らない	50	57.5%
無回答	5	5.7%
計	87	100.0%



問37 今後成年後見制度を利用したいと思うか（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
はい	23	26.4%
いいえ	10	11.5%
わからない	48	55.2%
無回答	6	6.9%
計	87	100.0%



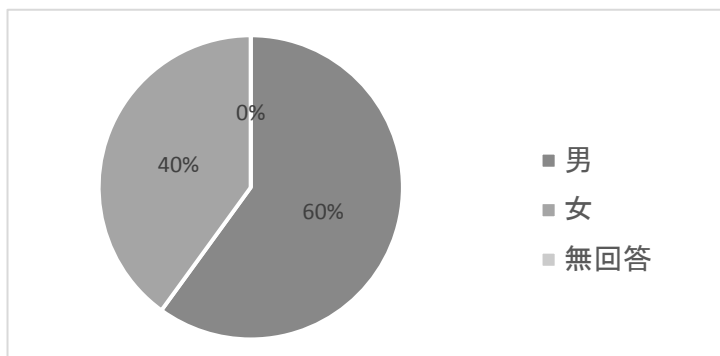
アンケートの集計結果

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持障がい児（18歳未満）の保護者

■ご本人の基本情報

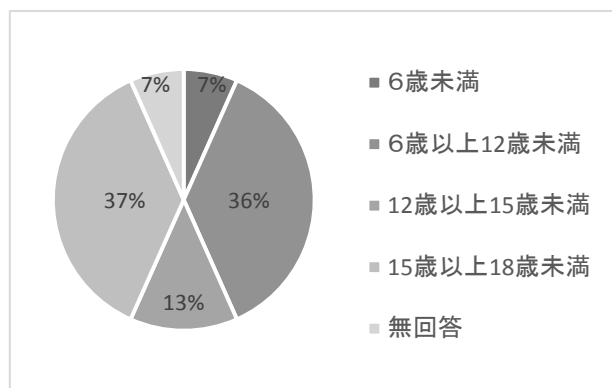
問1 性別（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
男	18	60.0%
女	12	40.0%
無回答	0	0.0%
計	30	100.0%



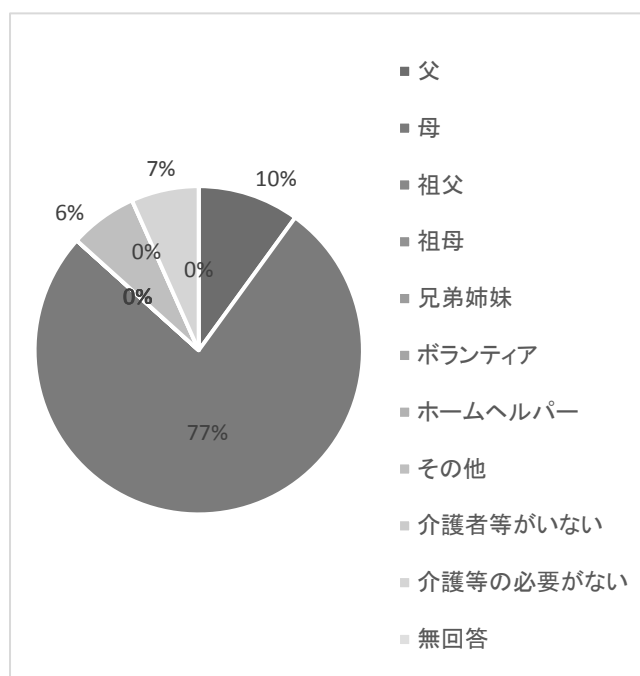
問2 年齢（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
6歳未満	2	6.7%
6歳以上12歳未満	11	36.7%
12歳以上15歳未満	4	13.3%
15歳以上18歳未満	11	36.7%
無回答	2	6.7%
計	30	100.0%



問3 毎日の生活の介護者等（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
父	3	10.0%
母	23	76.7%
祖父	0	0.0%
祖母	0	0.0%
兄弟姉妹	0	0.0%
ボランティア	0	0.0%
ホームヘルパー	0	0.0%
その他	2	6.7%
介護者等がない	0	0.0%
介護等の必要がない	2	6.7%
無回答	0	0.0%
計	30	100.0%

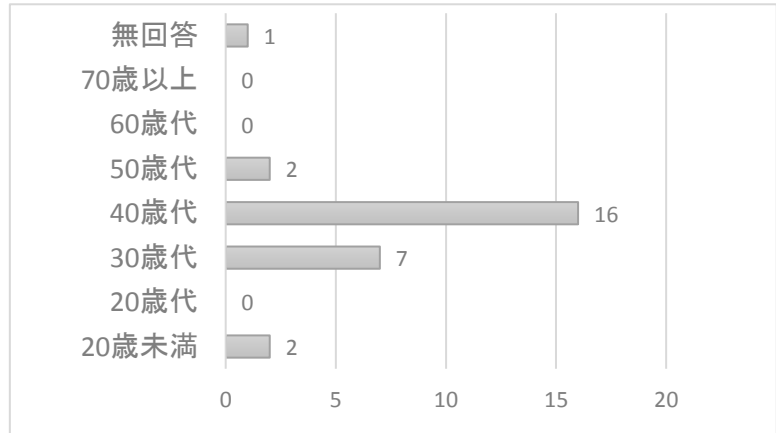


介護者等あり 計 人

問4 毎日の生活の介護者等（1つ選択）

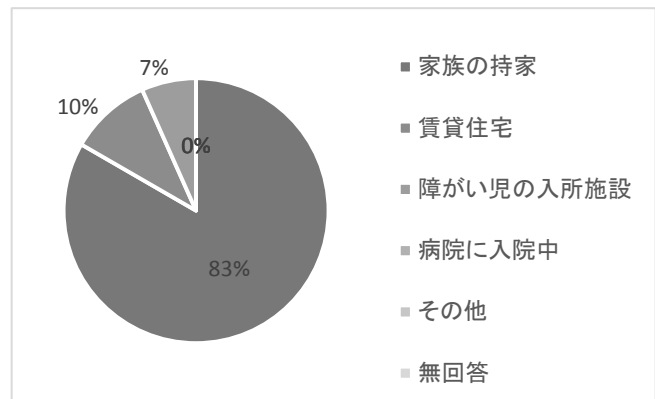
※問3の介護者ありのうち

項目	人数（人）
20歳未満	2
20歳代	0
30歳代	7
40歳代	16
50歳代	2
60歳代	0
70歳以上	0
無回答	1
計	28



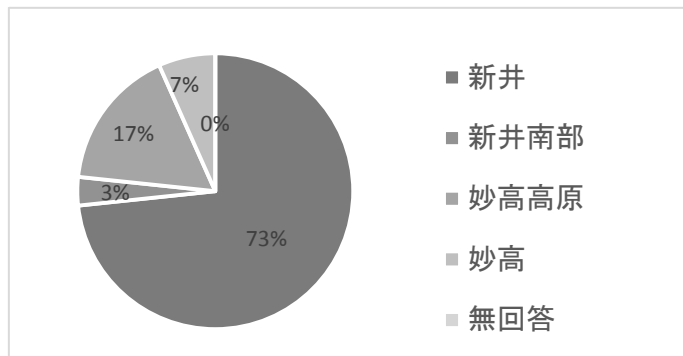
問5 現在の住まい（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
家族の持家	25	83.3%
賃貸住宅	3	10.0%
障がい児の入所施設	2	6.7%
病院に入院中	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	30	100.0%



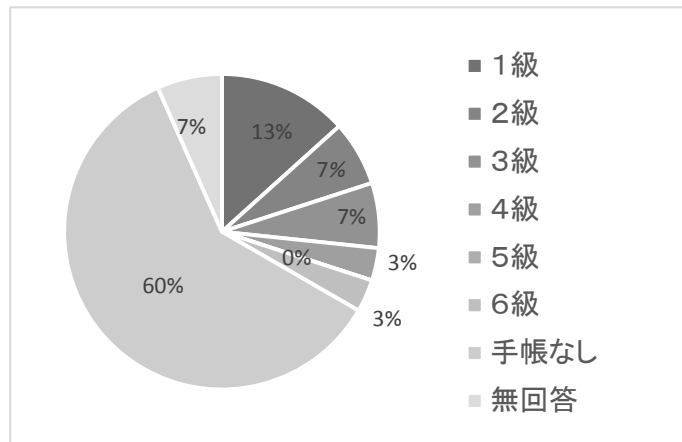
問6 お住まいの地域（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
新井	22	73.3%
新井南部	1	3.3%
妙高高原	5	16.7%
妙高	2	6.7%
無回答	0	0.0%
計	30	100.0%

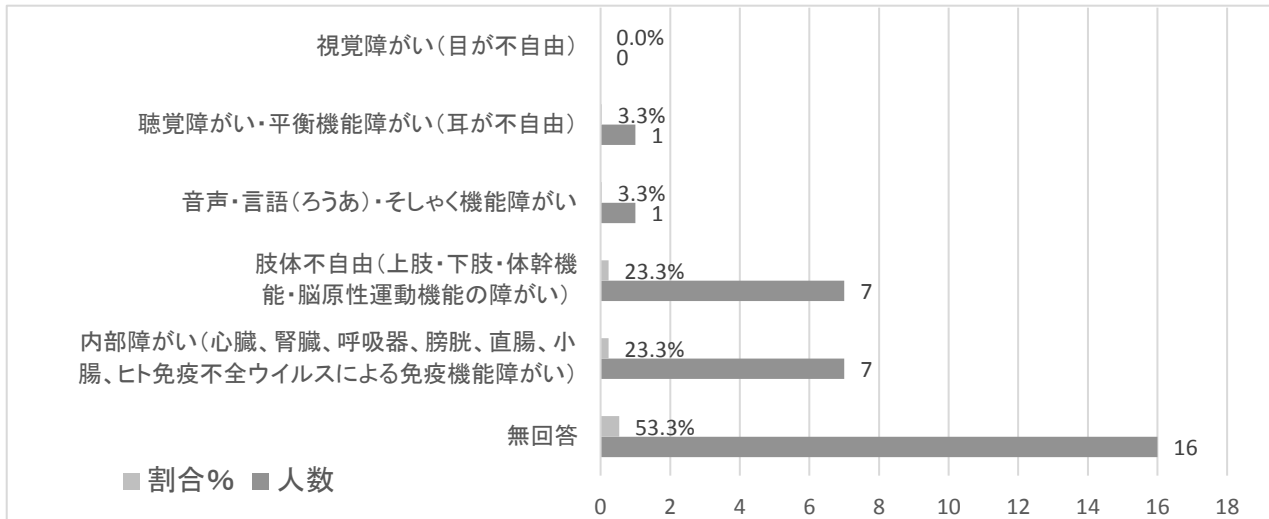


問7 身体障害者手帳の有無と等級（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（%）
1級	4	13.3%
2級	2	6.7%
3級	2	6.7%
4級	1	3.3%
5級	0	0.0%
6級	1	3.3%
手帳なし	18	60.0%
無回答	2	6.7%
計	30	100.0%

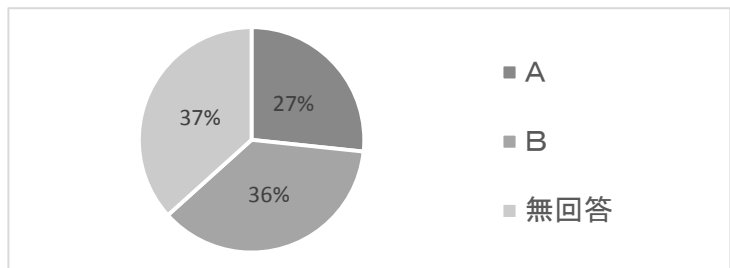


問8 身体障がいがある場合の障がいの部位（すべて選択可）



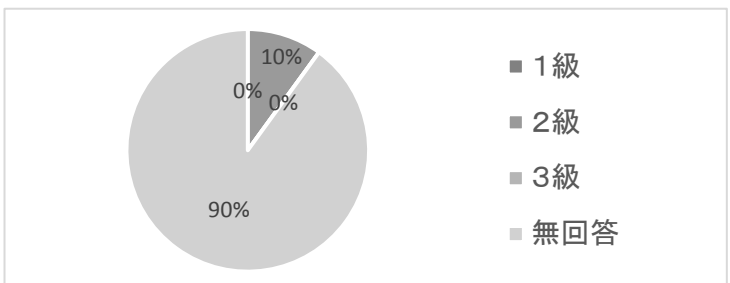
問9 療育手帳をお持ちの場合の判定（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
A	8	26.7%
B	11	36.7%
無回答	11	36.7%
計	30	100.0%



問10 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合の等級（1つ選択）

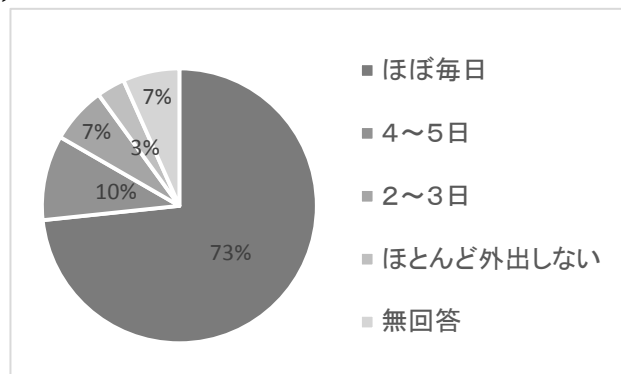
項目	人数(人)	割合(%)
1級	0	0.0%
2級	3	10.0%
3級	0	0.0%
無回答	27	90.0%
計	30	100.0%



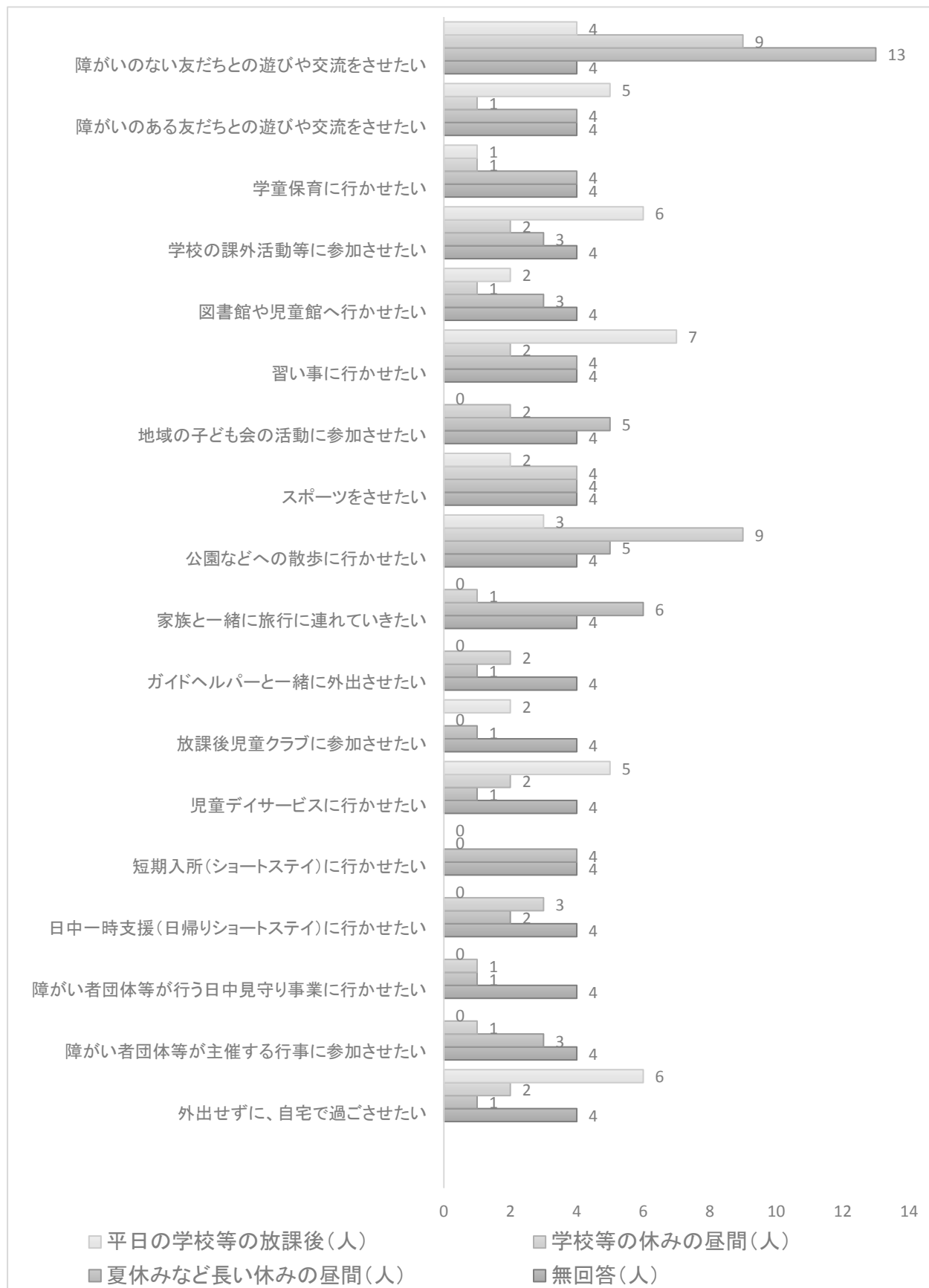
■ご本人の日中の過ごし方や外出の状況

問11 1週間に外出する回数（1つ選択）

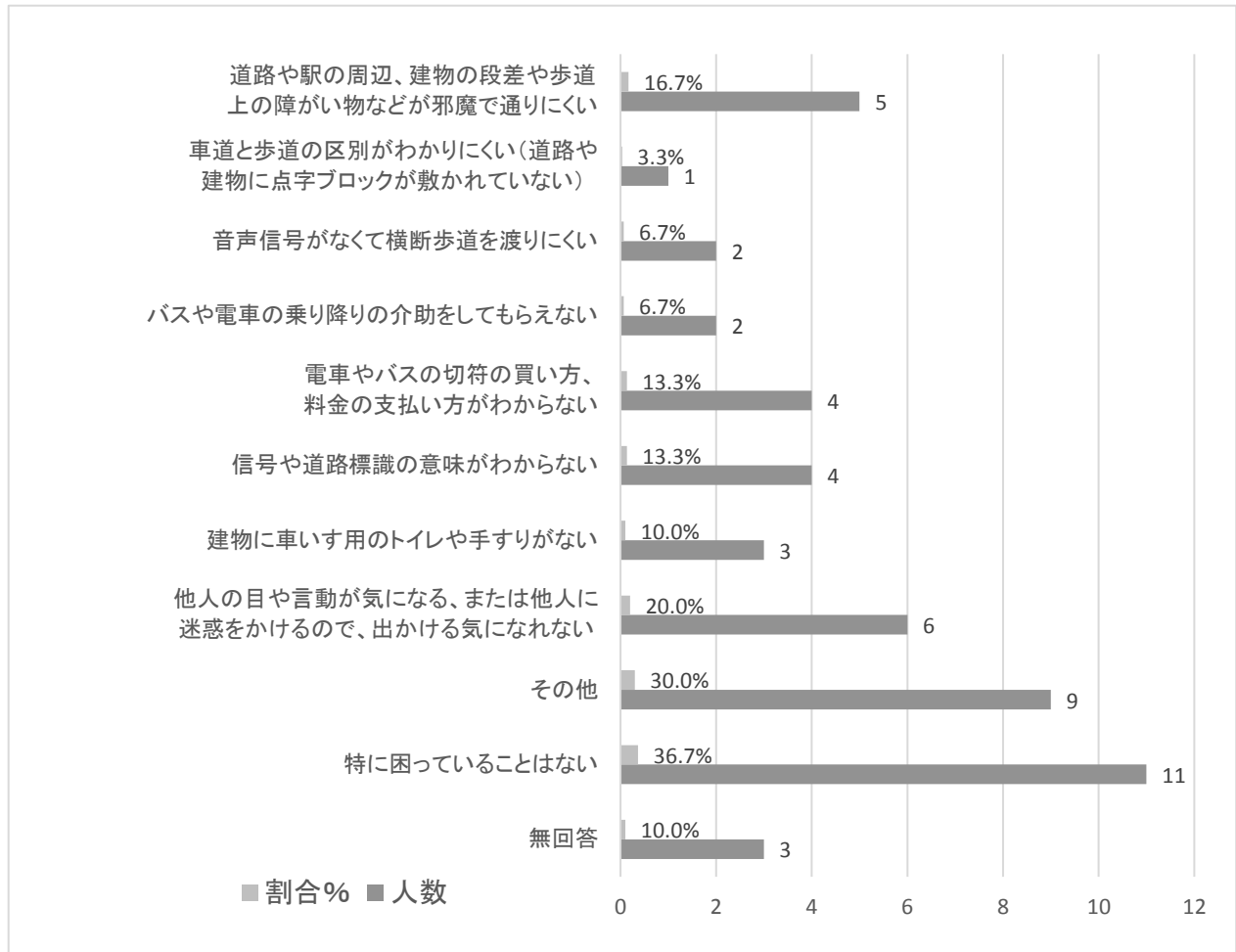
項目	人数(人)	割合(%)
ほぼ毎日	22	73.3%
4~5日	3	10.0%
2~3日	2	6.7%
ほとんど外出しない	1	3.3%
無回答	2	6.7%
計	30	100.0%



問12 「平日の学校等の放課後」「学校等の休みの昼間」「長期休暇の昼間」に本人にどう過ごしてほしいか。(それぞれ3つまで選択可)



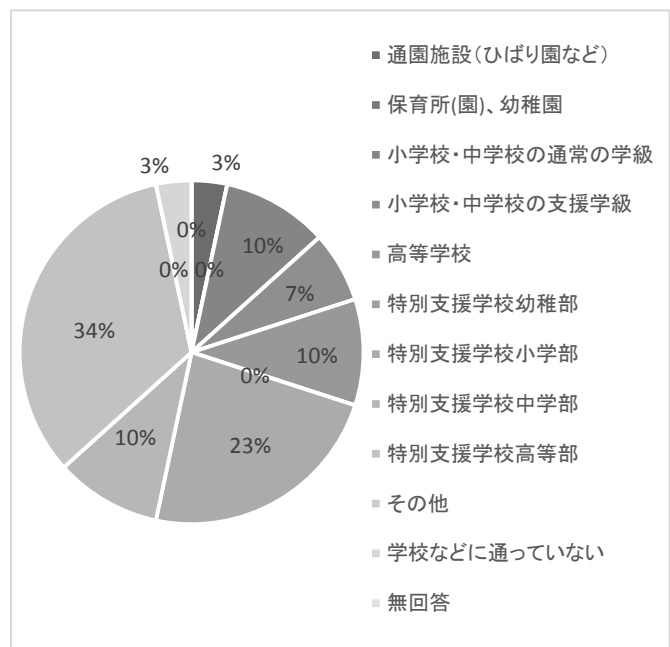
問13 ご本人の外出時に困ること（すべて選択可）



■学校、進路のことについて

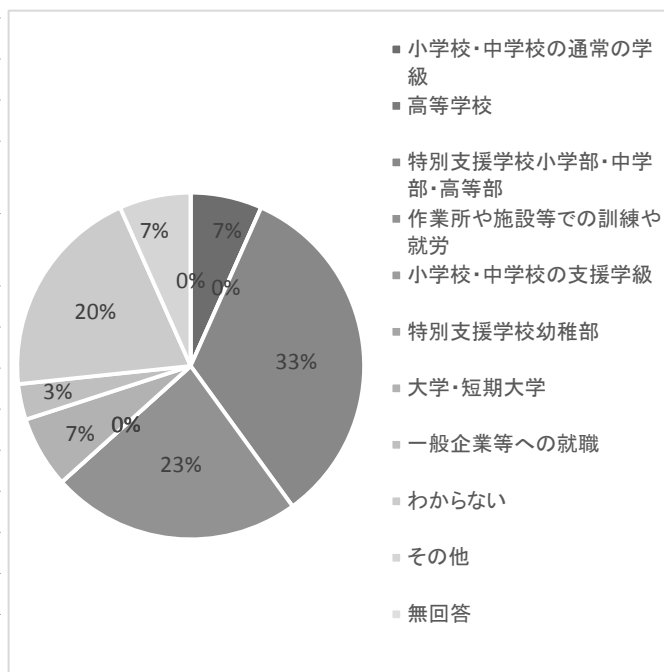
問14 現在通っている学校（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
通園施設(ひばり園など)	1	3.3%
保育所(園)、幼稚園	0	0.0%
小学校・中学校の通常の学級	3	10.0%
小学校・中学校の支援学級	2	6.7%
高等学校	3	10.0%
特別支援学校幼稚部	0	0.0%
特別支援学校小学部	7	23.3%
特別支援学校中学部	3	10.0%
特別支援学校高等部	10	33.3%
その他	0	0.0%
学校などに通っていない	1	3.3%
無回答	0	0.0%
計	30	100.0%

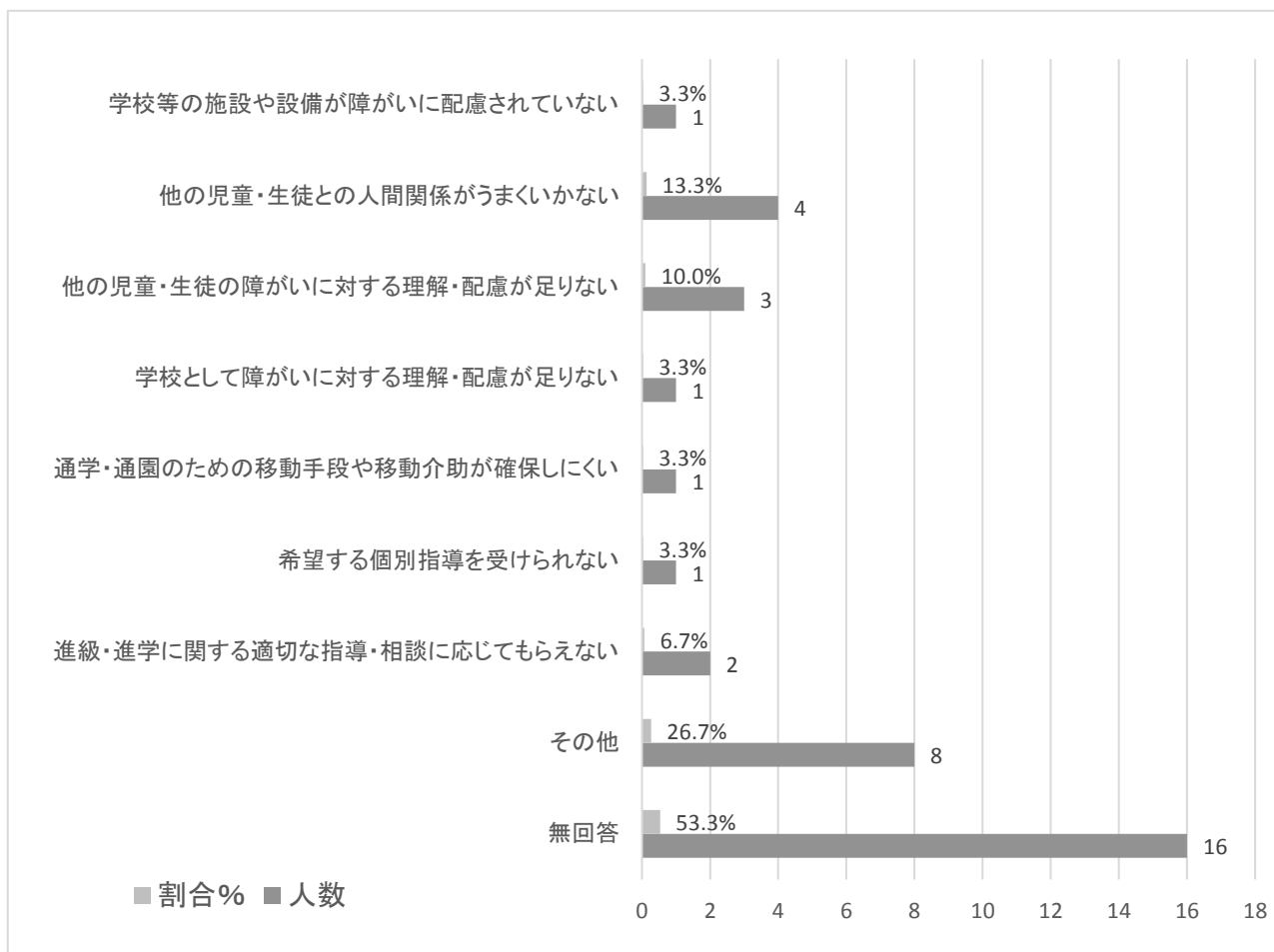


問15 卒業後の進路（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（％）
小学校・中学校の通常の学級	2	6.7%
高等学校	0	0.0%
特別支援学校小学部・中学部・高等部	10	33.3%
作業所や施設等での訓練や就労	7	23.3%
小学校・中学校の支援学級	0	0.0%
特別支援学校幼稚部	0	0.0%
大学・短期大学	2	6.7%
一般企業等への就職	1	3.3%
わからない	6	20.0%
その他	2	6.7%
無回答	0	0.0%
計	30	100.0%



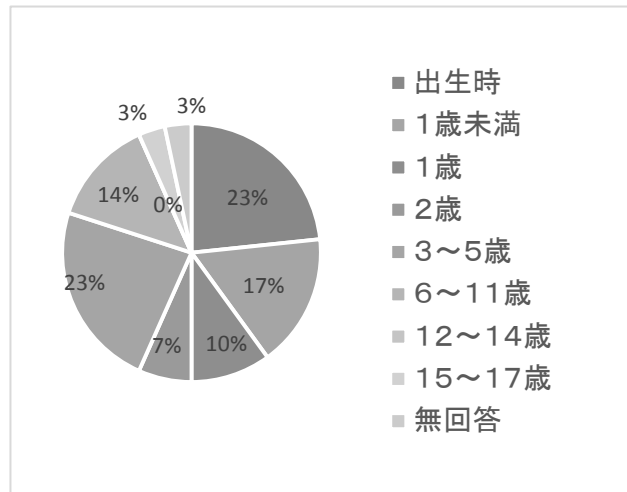
問16 通園・通学しているなかで困ることや悩んでいること（すべて選択可）



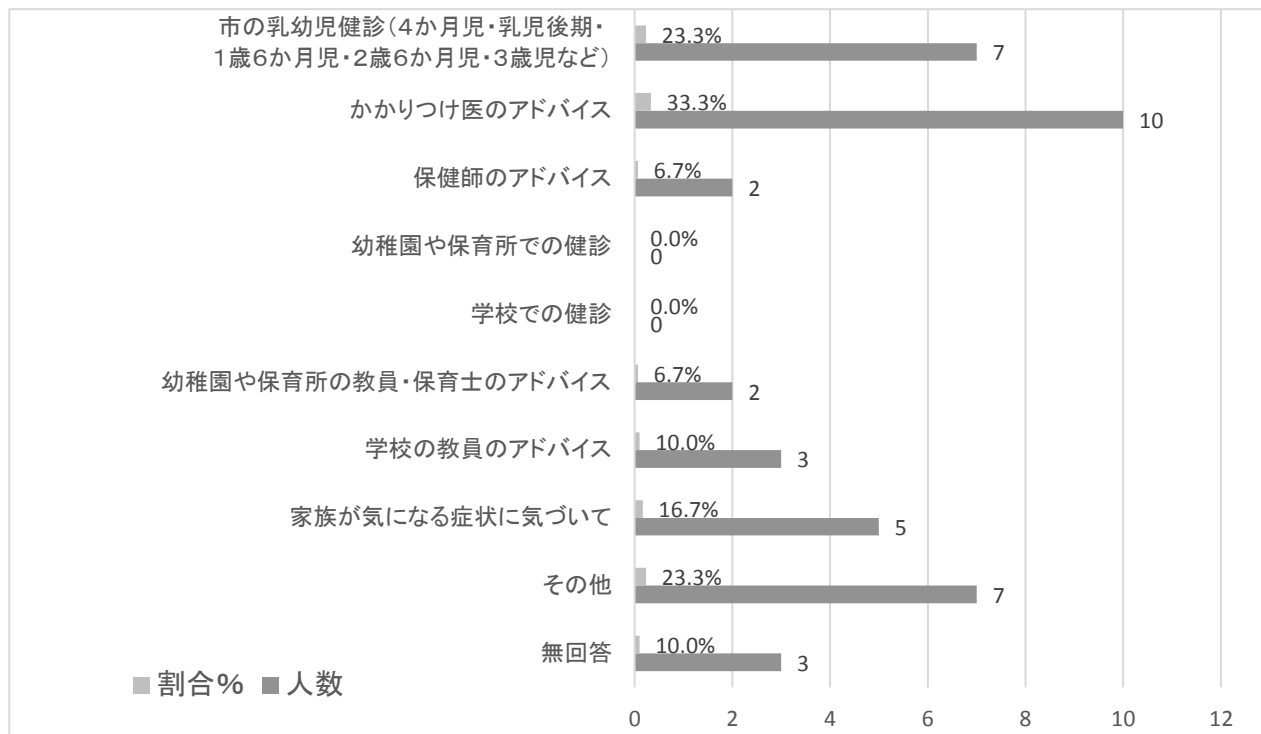
■障がい状況の診断・判定、療育について

問17 ご本人の障がいが初めてわかった時期（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
出生時	7	23.3%
1歳未満	5	16.7%
1歳	3	10.0%
2歳	2	6.7%
3～5歳	7	23.3%
6～11歳	4	13.3%
12～14歳	0	0.0%
15～17歳	1	3.3%
無回答	1	3.3%
計	30	100.0%

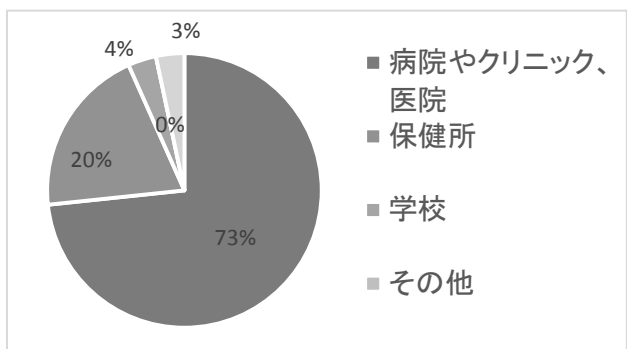


問18 障がいがある疑いがわかったきっかけ（すべて選択可）

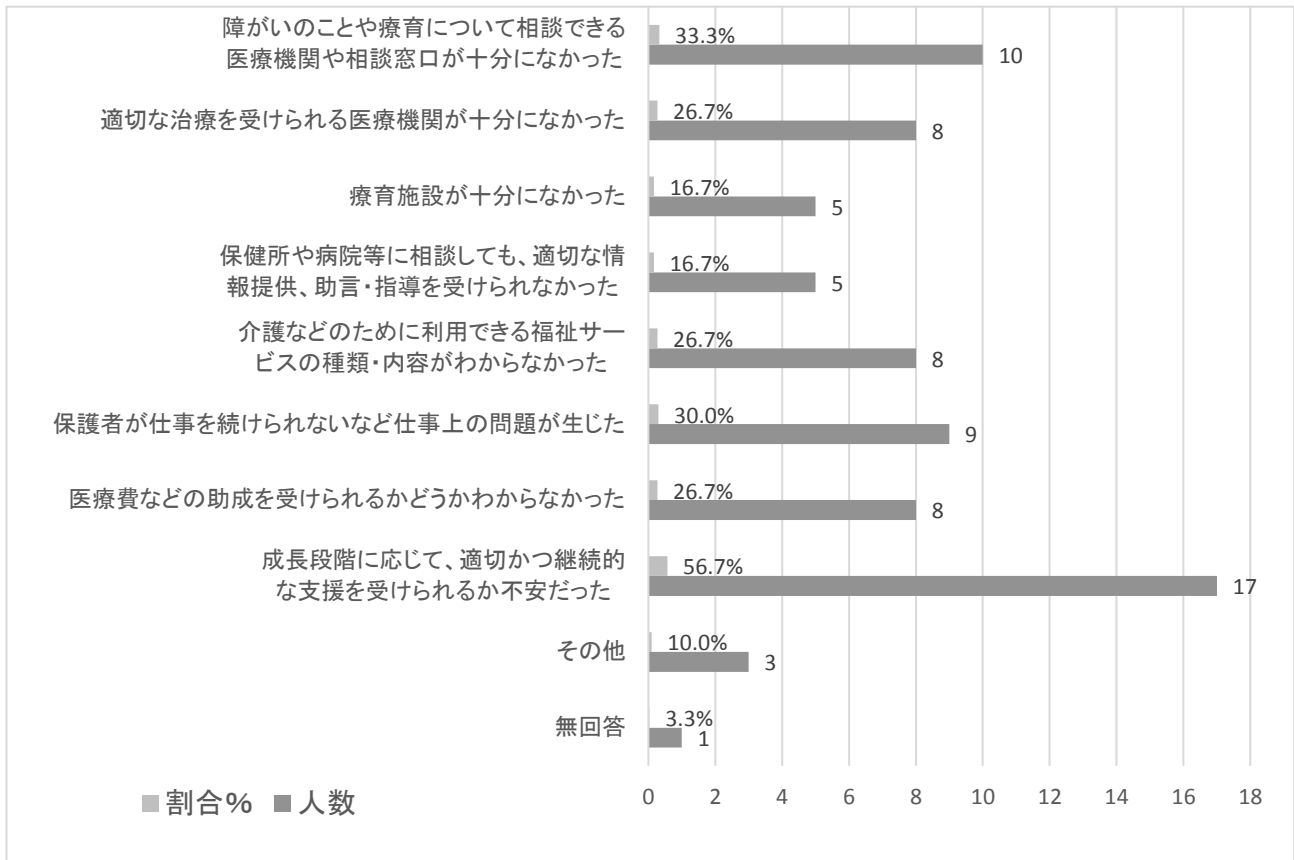


問19 ご本人の障がいについて、どこで診断、判定を受けてわかったか（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
病院やクリニック、医院	22	73.3%
保健所	6	20.0%
学校	1	3.3%
その他	0	0.0%
無回答	1	3.3%
計	30	100.0%



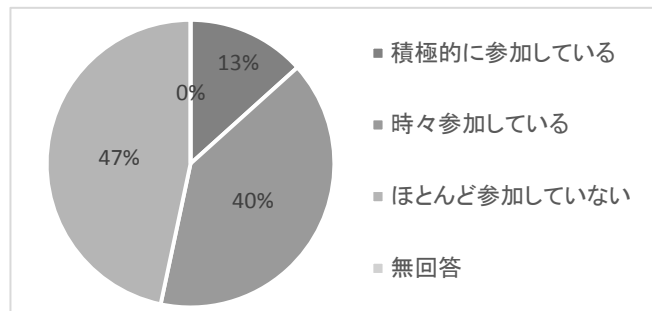
問20 障がいの診断・判定時に困っていたこと、また必要な支援について（すべて選択可）



■地域との関わりについて

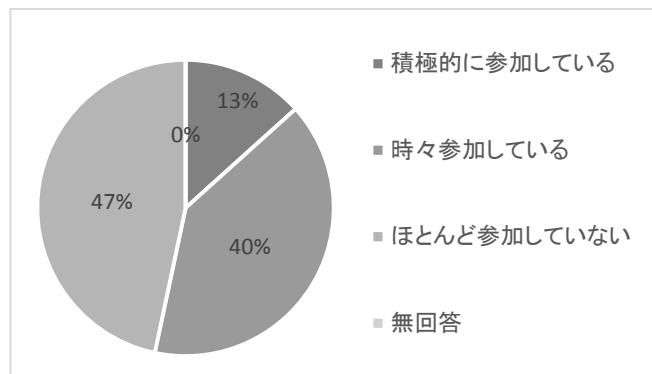
問21 ご本人が身近な地域の活動や行事に参加しているか（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
積極的に参加している	4	13.3%
時々参加している	12	40.0%
ほとんど参加していない	14	46.7%
無回答	0	0.0%
計	30	100.0%



問22 ご本人が近所の人、ボランティアによる支援を受けたことがあるか（1つ選択）

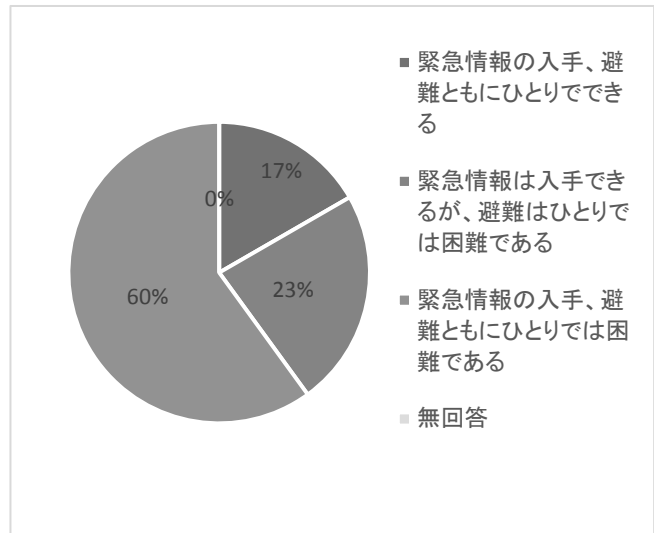
項目	人数(人)	割合(%)
現在受けている	1	3.3%
以前も受けたことがあるが、今は受けていない	3	10.0%
一度も受けたことがない	22	73.3%
無回答	4	13.3%
計	30	100.0%



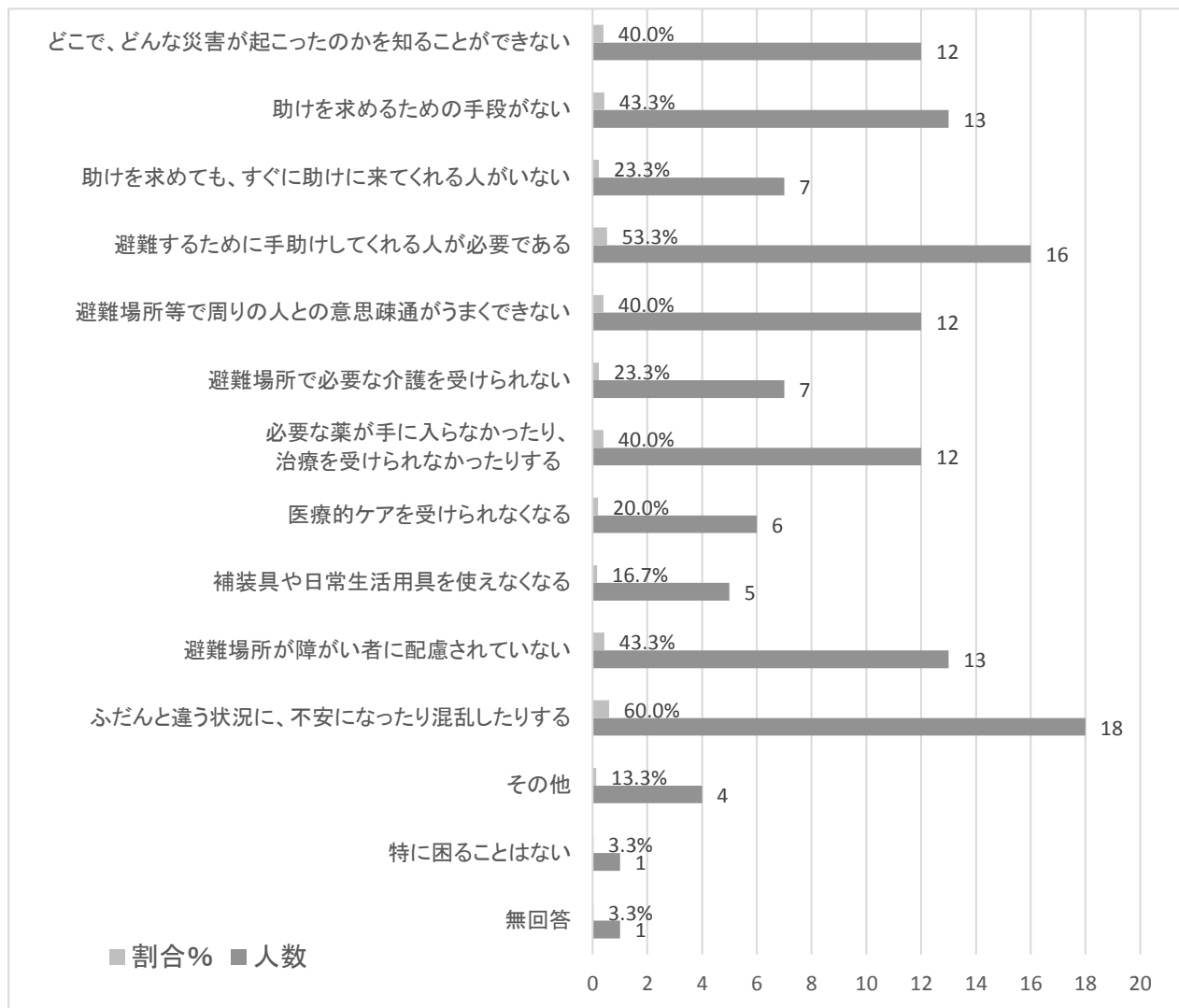
■災害など緊急時の対応について

問23 災害発生情報の取得と非難の可否（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（％）
緊急情報の入手、避難ともにひとりできる	5	16.7%
緊急情報は入手できるが、避難はひとりでは困難である	7	23.3%
緊急情報の入手、避難ともにひとりでは困難である	18	60.0%
無回答	0	0.0%
計	30	100.0%

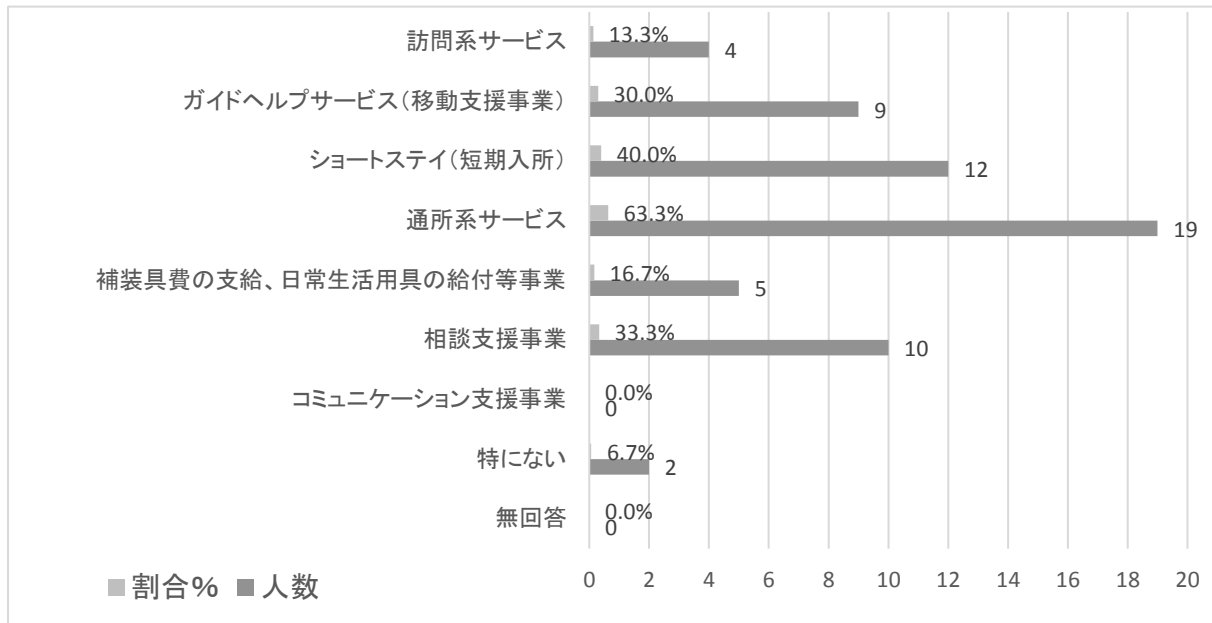


問24 災害時にご本人がこまると思われること（すべて選択可）



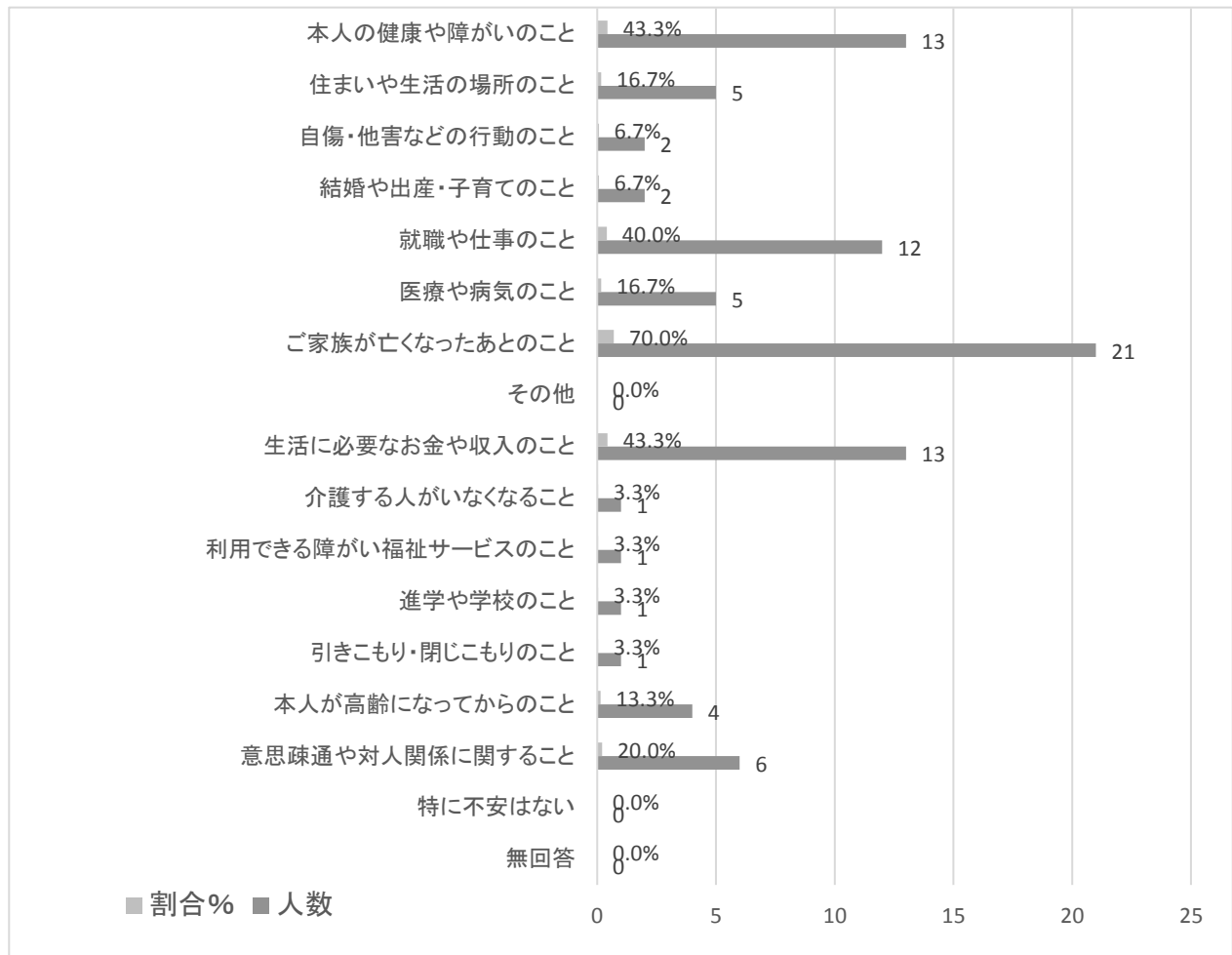
■障がい者総合支援法に関するサービスについて

問25 ご本人が利用を増やす必要度が特に高いと感じているサービス（3つまで選択可）



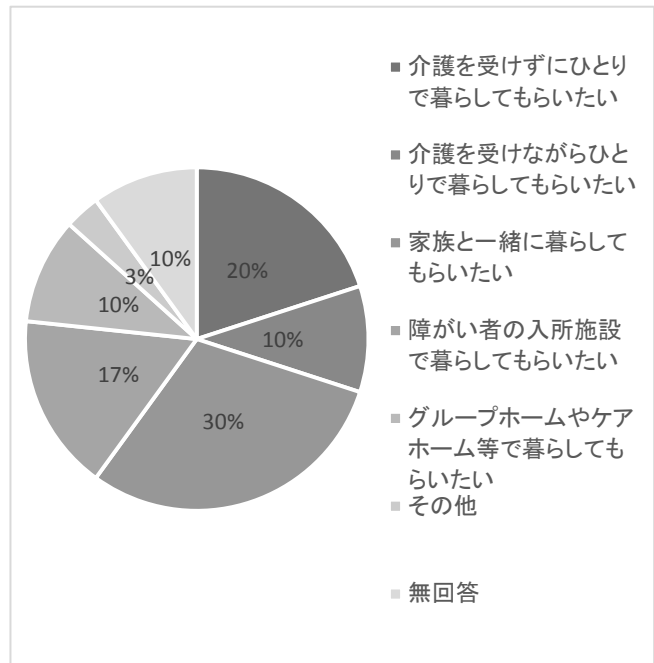
■将来の暮らしについて

問26 家族が本人の将来で不安に思うこと（3つまで選択可）

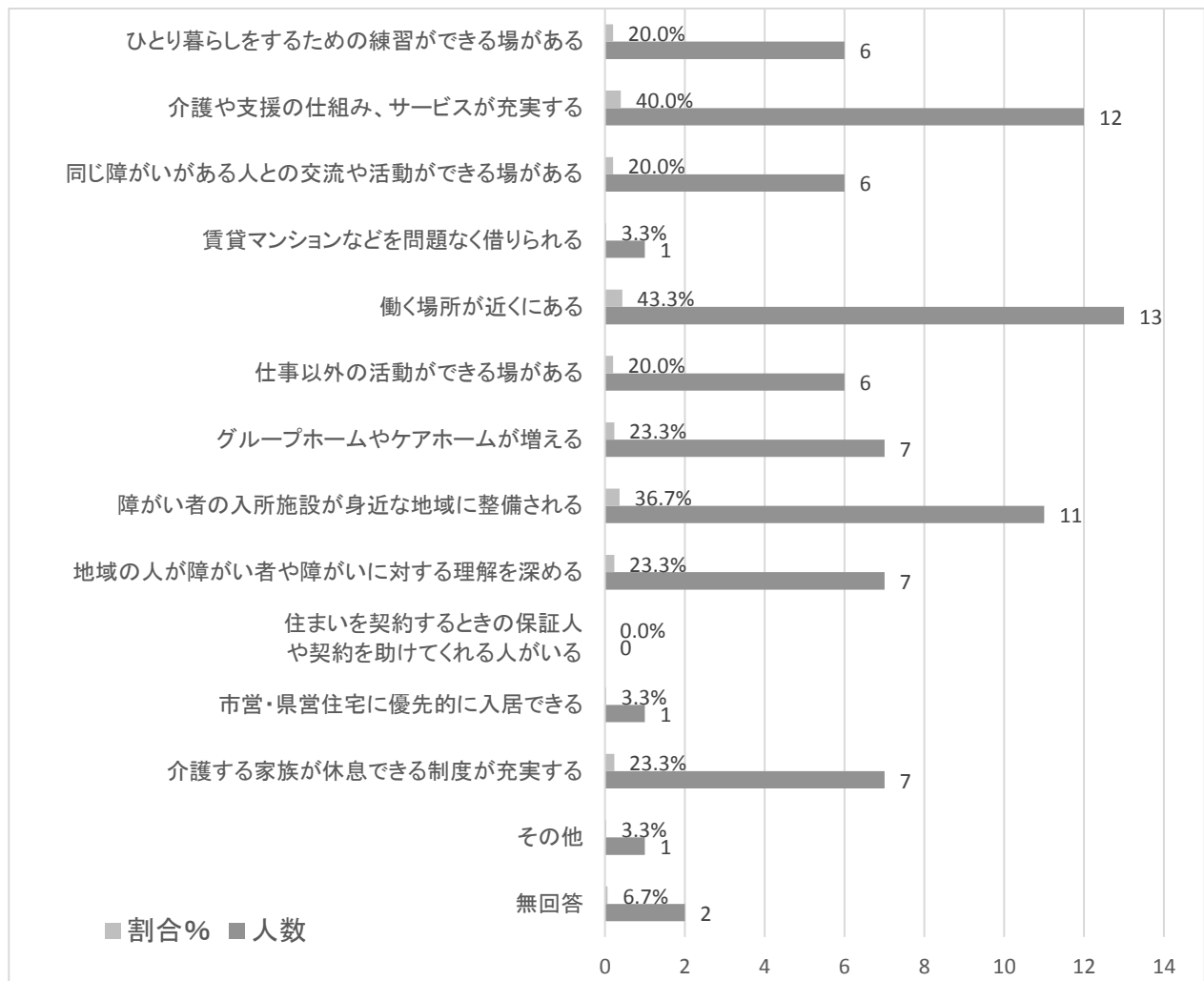


問27 ご本人に将来どのように暮らしてもらいたいか（1つ選択）

項目	人数（人）	割合（％）
介護を受けずにひとりで暮らしてもらいたい	6	20.0%
介護を受けながらひとりで暮らしてもらいたい	3	10.0%
家族と一緒に暮らしてもらいたい	9	30.0%
障がい者の入所施設で暮らしてもらいたい	5	16.7%
グループホームやケアホーム等で暮らしてもらいたい	3	10.0%
その他	1	3.3%
無回答	3	10.0%
計	30	100.0%

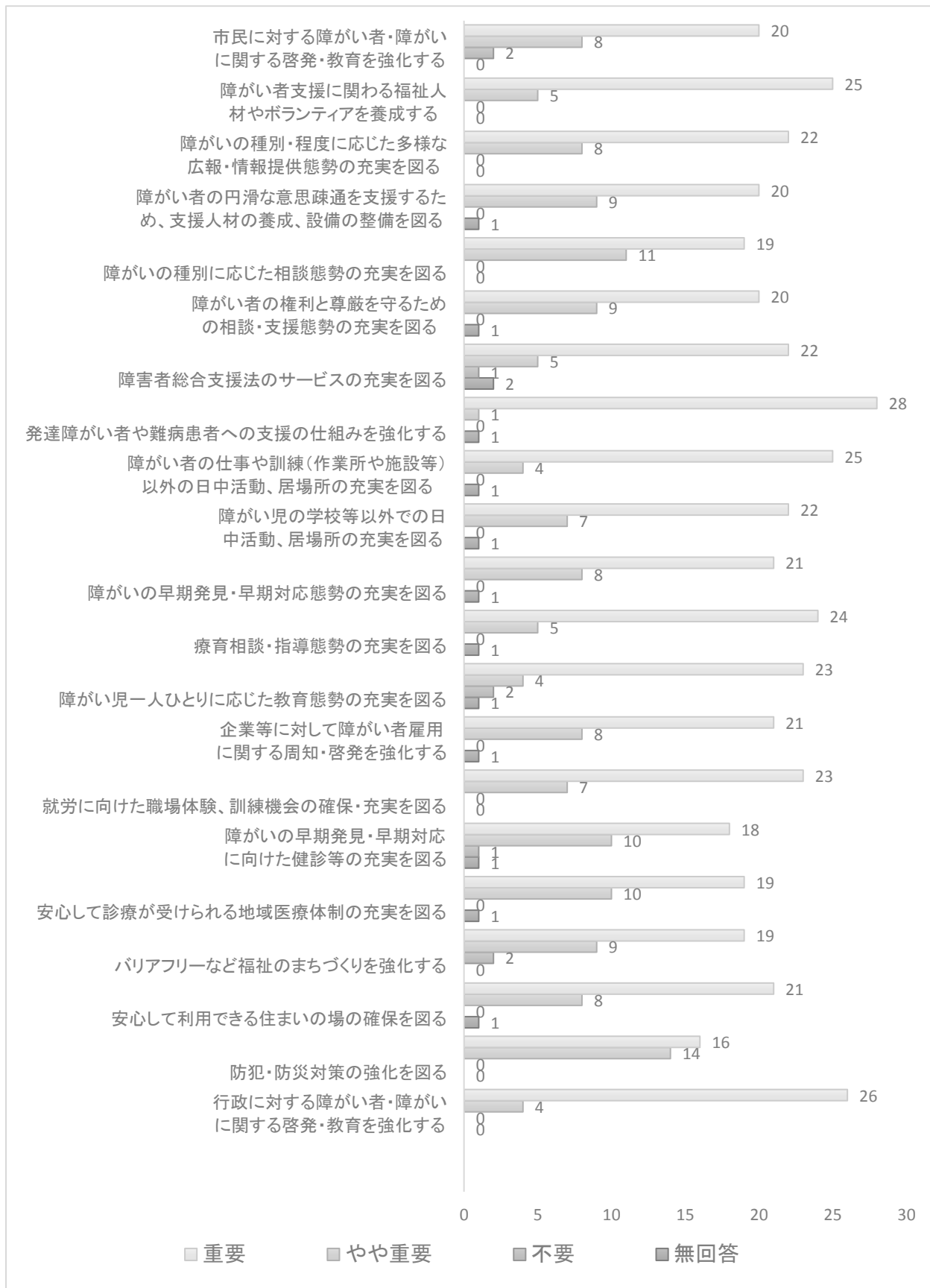


問28 望む暮らし方を実現させるために必要な支援や取り組み（3つまで選択可）



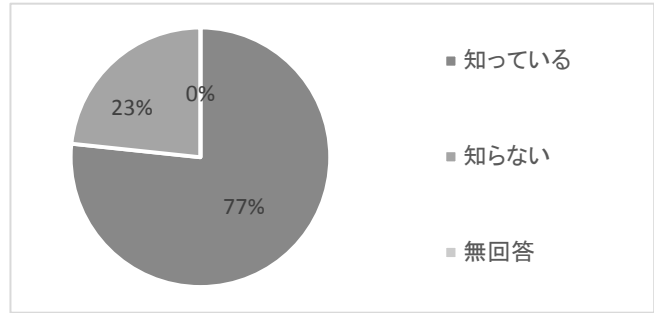
■障がい者施策のあり方について

問29 障がい者施策推進のために重視すべき事柄（それぞれ1つ選択）



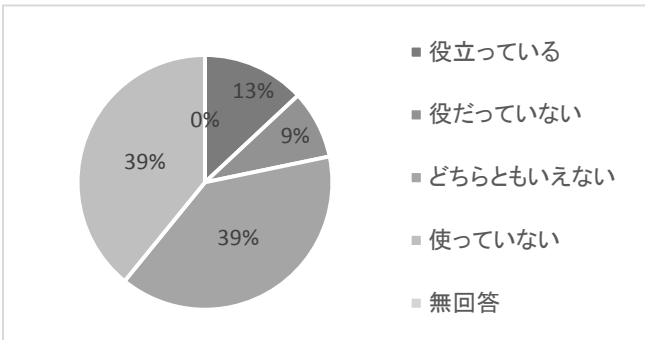
問30 個別支援ファイルを知っているか（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
知っている	23	76.7%
知らない	7	23.3%
無回答	0	0.0%
計	30	100.0%



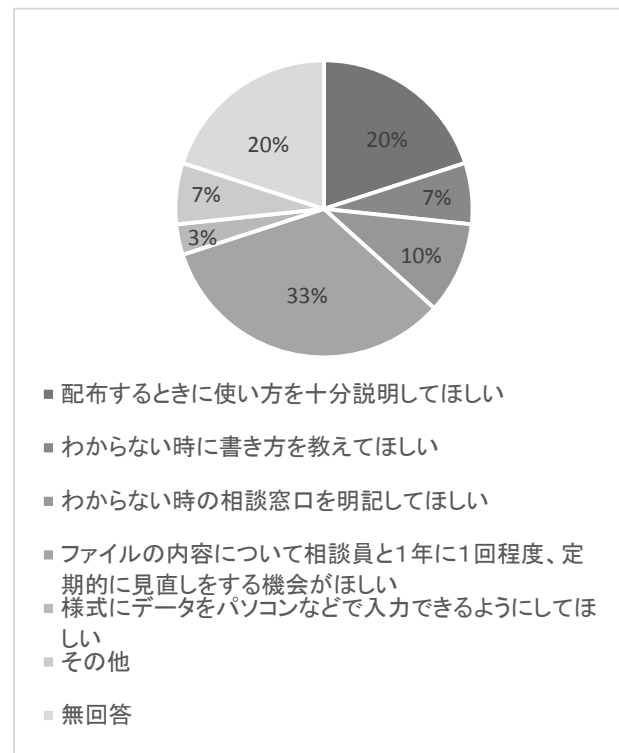
問31 個別支援ファイルが役立っているか（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
役立っている	3	13.0%
役だっていない	2	8.7%
どちらともいえない	9	39.1%
使っていない	9	39.1%
無回答	0	0.0%
計	23	100.0%



問32 ファイルを役立てるためにしてほしいこと（1つ選択）

項目	人数(人)	割合(%)
配布するときに使い方を十分説明してほしい	6	20.0%
わからない時に書き方を教えてほしい	2	6.7%
わからない時の相談窓口を明記してほしい	3	10.0%
ファイルの内容について相談員と1年に1回程度、定期的に見直しをする機会がほしい	10	33.3%
様式にデータをパソコンなどで入力できるようにしてほしい	1	3.3%
その他	2	6.7%
無回答	6	20.0%
計	30	100.0%



2 計画策定までの経過

【妙高市障がい者地域自立支援協議会】

<全体会>

会 議	開 催 日	要 旨
第1回	平成29年5月23日	第3期障がい福祉計画の評価について 第4期障がい福祉計画の策定について
第2回	平成29年8月21日	第4期障がい福祉計画の進捗状況について
第3回	平成29年11月29日	第4期障がい福祉計画の進捗状況について
第4回	平成29年12月22日	第4期障がい福祉計画素案の確認について
第5回	平成30年3月26日	第4期障がい者福祉計画の最終確認について

<<暮らし部会>

会 議	開 催 日	要 旨
第1回	平成29年5月23日	第3期障がい福祉計画の評価について 第4期障がい福祉計画の策定について
第2回	平成29年12月11日	第4期障がい者福祉計画素案の確認について

<教育部会>

会 議	開 催 日	要 旨
第1回	平成29年5月23日	第3期障がい福祉計画の評価について 第4期障がい福祉計画の策定について
第2回	平成29年12月14日	第4期障がい者福祉計画素案の確認について

【妙高市庁内検討会議】

総務課、企画政策課、健康保険課、環境生活課、観光商工課、建設課、生涯学習課、こども教育課、福祉介護課の職員による庁内検討会議を計2回開催

会 議	開 催 日	要 旨
第1回	平成29年5月16日	第3期障がい福祉計画の評価について 第4期障がい福祉計画の策定について
第2回	平成29年12月22日	第4期障がい者福祉計画素案について

【パブリックコメント】

平成30年2月15日（木）～平成30年3月16日（金） 提出意見等0件

3 計画関連資料

○妙高市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 12 月 10 日訓令第 117 号

改正

平成 22 年 4 月 1 日訓令第 34 号

平成 24 年 3 月 30 日訓令第 39 号

平成 25 年 3 月 26 日訓令第 19 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づき、相談支援事業をはじめとする妙高市の障がい福祉に関する各種施策に対し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、妙高市障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 相談支援体制の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障がい者の地域生活に必要とされる社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) サービス等利用計画等の評価に関すること。
- (6) 障がい者虐待防止等のためのネットワーク構築に関すること。
- (7) 妙高市障がい福祉計画の策定、進捗管理及び評価に関すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

2 協議会は、協議した事項について、必要に応じ市長に提言することができる。

(委員)

第 3 条 協議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体の関係者
- (2) 相談支援委託事業所の関係者
- (3) 教育機関の関係者
- (4) 雇用機関の関係者
- (5) 企業の関係者
- (6) 保健・福祉・医療機関の関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長は 1 名とし、委員の互選により定める。

3 会長は協議会を代表する。

4 副会長は1名とし、会長の指名した者をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(事務局)

第6条 この協議会の事務局は、妙高市福祉介護課に置く。

(会議)

第7条 協議会には、全体会、定例会、部会を設置する。

2 全体会、定例会は会長が招集し、その議長を務める。

3 部会は協議事項に応じ、事務局が委員を招集する。

4 全体会、定例会の議事は、出席委員の合議で決する。ただし、協議が整わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

6 委員は会議で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、個人のプライバシー保護などの観点から、公開することが適当でない場合は非公開とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

(委員任期の特例)

2 この要綱施行後、最初の委員任期は第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成22年訓令第34号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年訓令第39号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日訓令第19号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

妙高市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

氏名	選出母体等
1号委員（障がい者団体の関係者）	
丸山 安俊	妙高市身体障がい者福祉協会
松口 恵美子	妙高市手をつなぐ育成会
下鳥 美知子	妙高市かたくり会
多田 昌範	妙高市ろう協会
2号委員（相談支援委託事業所の関係者）	
平原 朝子	障がい児（者）相談支援センターかなや
金谷 智史	ほっと妙高
3号委員（教育機関の関係者）	
大野 俊哉	妙高市教育委員会
奈良岡 景子	妙高市立総合支援学校
岡沢 聡子	県立上越特別支援学校
4号委員（雇用機関の関係者）	
高橋 利彦	上越職業安定所 妙高出張所
大庭 淑子	障害者就労・生活支援センターさくら
5号委員（企業の関係者）	
山下 光明	株式会社妙高ガーデン
6号委員（保健・福祉・医療機関の関係者）	
尾崎 達利	妙高市社会福祉協議会
岩澤 紀子	にしき園
金子 暁	夕映えの郷
峯村 康広	ワークセンターこでまり
鈴木 純子	上越あたご居宅介護支援事業所新井
7号委員（その他市長が必要と認める者）	
古川 直美	公募委員
山下 隆	公募委員
太田 京子	公募委員
アドバイザー	
青木 美代子	上越メンタルネット相談支援事業所

庁内検討委員名簿

氏 名	役 職 等
田中 宏顕	総務課 防災係長
鴨井 正明	企画政策課 政策調整グループ 主事
丸山 孝夫	健康保険課 健康づくり係長
道下 進	環境生活課 生活安全係 主査
遠藤 郁生	観光商工課 商工振興グループ 主査
渡部 雅一	建設課 副参事 建築住宅係長
高橋 勉	こども教育課 副参事 子育て支援係長
横山 慎一郎	生涯学習課 市民活動支援係長

事務局

氏 名	役 職 等
葭原 利昌	福祉介護課 課長
田中 かおる	福祉介護課 課長補佐
笹井 業文	福祉介護課 副参事 障がい福祉係長
櫛 かおり	福祉介護課 障がい福祉係 主査
貫和 志行	福祉介護課 障がい福祉係 主査
常見 真利子	福祉介護課 障がい福祉係 主査

第4期妙高市障がい者福祉計画

発 行 平成30年3月
企画・編集 新潟県妙高市福祉介護課
〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号
TEL (0255)72-5111 (代)